

不確定原稿

○出席委員(7名)

与座 武君	本多 夏帆君	小林 まさよし君
落合 勝利君	さこう もみ君	西園寺 みきこ君
深沢 達也君		

○欠席委員

なし

○出席説明員

小美濃市長	伊藤副市長	荻野副市長
吉清総合政策部長	一ノ関総務部長	樋爪財務部長
山中税務担当部長	田川市民部長兼交流事業担当部長	毛利市民活動担当部長
稻葉防災安全部長	田中保健医療担当部長	

○出席事務局職員

菅原事務局長 村瀬事務局次長

○事 件

- (1) 議案第82号 武藏野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第83号 武藏野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第85号 武藏野市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第91号 武藏野市中小企業勤労者等福利厚生資金融資条例を廃止する条例
- (5) 議案第96号 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約
- (6) 議案第97号 中央コミュニティセンターバリアフリー化等改修工事請負契約
- (7) 議案第101号 市庁舎屋上防水改修工事請負契約の変更について
- (8) 議案第102号 災害用トイレトラックの買入れについて
- (9) 議案第105号 武藏野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 議案第108号 武藏野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 議案第109号 武藏野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (12) 議案第113号 武藏野市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例
- (13) 議案第114号 武藏野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

不確定原稿

(14) 議案第103号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第6回）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入全部

歳出

人件費全部

第1款 議会費

第2款 総務費（第1項総務管理費中 第14目児童対策費を除く。）

第7款 商工費

第9款 消防費

第2表 債務負担行為補正

予算総則

(15) 議案第112号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第7回）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入全部

第2表 債務負担行為補正

予算総則

(16) 陳受7第6号 「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情

(17) 陳受7第7号 「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情

(18) 陳受7第9号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出に関する陳情

(19) 調査事項（行政報告）について

不確定原稿

○午前10時00分 開 会

【与座委員長】 ただいまより総務委員会を開会いたします。

初めに、傍聴についてお諮りいたします。定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

日程第1、議案第82号 武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本日は、議案に関する資料が提出されておりますので、初めに説明をお願いいたします。

【高橋人事課長】 それでは、議案第82号につきまして、議案説明資料、武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてにより御説明をさせていただきますので、配付資料を御覧ください。

まず、本条例の改正の趣旨でございますが、大きく3点ございます。年次有給休暇取得単位の変更、子育て部分休暇の新設、法改正に基づく改正でございます。

主な改正内容につきまして御説明を申し上げます。

1つ目といたしまして、第8条第4項に関連して、年次有給休暇の取得単位の変更でございます。これは常勤職員の年次有給休暇の取得単位が1時間であるところを、15分に改正するものでございます。

2つ目といたしまして、先ほどの改正趣旨に加えてでございますが、第10条の改正で、会計年度任用職員に対して、常勤職員と同様にボランティア休暇を新たに付与するものでございます。会計年度任用職員の休暇制度につきましては、本条例改正によるボランティア休暇の付与のほか、記載のとおり、各種休暇制度の有給化や夏季休暇の拡充などを、別途規則により改正を行っていく予定でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。第11条の2の2により、子育て部分休暇を新設するものでございます。本休暇は、現行の小学校就学前までの子が対象とされる地方公務員の育児休業等に関する法律による部分休業制度を、補完、拡充するもので、子の対象年齢といたしまして、小学校1年生となる4月1日から小学校6年生の末日まで、障害のある場合は満18歳に達する日以降の最初の3月31日まででございます。

取得につきましては、1日につき2時間以内か、1年につき10日相当、時間といたしますと77時間30分の範囲内のどちらかを選び、取得するものでございます。なお、取得単位といたしましては、おのおの30分単位、1時間単位とされ、無給となります。

参考といたしまして、次の議案83号にて御説明申し上げますが、地方公務員の育児休業等に関する法律による部分休業制度の図をお示ししております。部分休業は就学前までであるのに対しまして、こちらの休暇は、上乗せをする形で小学校6年生までの休暇制度となります。

4つ目でございますが、第11条の3と第11条の4に関係いたしまして、いわゆる育児・介護法の改正により、本人の配偶者等または2親等内の親族が本人の介護を必要とする状況になったとき、本人が40歳に達した日の属する年度に、制度の周知や意向の確認等の措置を行うなど、法改正があったため、明記をしたものでございます。

不確定原稿

説明は以上でございます。

【与座委員長】 説明が終わりました。これより議案及びただいまの説明に対する質疑に入ります。

【小林委員】 本日よろしくお願ひいたします。また、昨晩地震に遭われた方に心からお悔やみとお見舞い申し上げたいと思います。

それで質問なのですから、3点簡単に教えてください。

一つは、年次休暇の取得単位の変更というところです、改正内容のうち。これを1時間から15分にしたことの影響をどう考えたらいいのか、教えてください。

2つ目です。ボランティア休暇を新設したということなのですが、これは有給、無給どちらか、そしてどのような対象がボランティア休暇となるのか、教えてください。

3つ目なのですけれども、子育て部分休暇の新設、これは市独自とあります。他の自治体の状況を教えてください。よろしくお願ひします。

【高橋人事課長】 3点御質問いただきました。

まず、年次有給休暇の15分単位による影響でございます。こちらはもともと常勤職員が勤務時間が7時間45分のところでございまして、今までそこが1時間より少ないので、1時間未満につきまして単位がございませんでしたので、今後15分という単位で取れることになります。そうすることによって、若干年次有給休暇の取得日数というものが影響が出ることも考えられますが、ここは引き続き有給の取得について勧奨を行っていきたいと思っているところでございます。

続きまして、ボランティア休暇でございます。ボランティア休暇については有給でございます。現在ボランティア休暇の対象といたしまして、規則で上がっておりますが、まず被災地への支援、あと、介護を必要とする方、障害をお持ちの方など、そういった方の生活の支援、3つ目が福祉施設等での従事、また4点目といたしまして、任命権者が認めるものといたしまして、大部分、それ以外のものは都度判断をさせていただくものでございます。

子育て部分休暇の3点目でございますが、他市の導入状況でございます。23区につきましては、未実施、未導入が8になります。多摩26市におきましては、半分、13がまだ導入をされていないという状況になっております。

以上でございます。

【さこう委員】 本日はよろしくお願ひいたします。子育て部分休暇について伺います。これはこれまでの子育て関連のお休みと同じように、配偶者だけではなく、パートナーの子どもも対象となるということで間違いないでしょうか。

【高橋人事課長】 委員がお見込みのとおり、パートナーの子も対象とするところでございます。

以上でございます。

【西園寺委員】 おはようございます。いろいろな労使交渉もあったと思うのですけれども、それぞれの部分で、拡充というか、強化されているということで、歓迎したいなというふうに思っております。ちょっとこの条例の枠というか、そのことについてお伺いしたいのですけれども、確かに改正趣旨は、(1)、(2)、(3)と、ちょっとそれぞれ性格の違う内容が入っているように私は思ったのです。つまり言っていることは、1番目は市独自だから、これは労使交渉で、ある意味一定の期間議論した

不確定原稿

上でなのかなというふうに、そのプロセスを想定いたしますし、（2）の部分もそうなのかなと思うのです。（3）の部分は法改正に基づくものだから、これはほかの自治体も順次取り入れていくものなのだろう、今やり取りあった話ですけど、ほかの自治体も必ずやっていくものなのだろうなと。性格がちょっと違うのかなと思うのですが、私の理解でいいのかどうかを、ちょっと確認させてください。

【庄司人事課副参事（労務担当）】 ただいま御質問いただきました、いわゆる職員団体との交渉についてでございますが、こちらは独自であっても法改正であっても、労使の間での協議を行うこととしておりまして、従前独自の制度につきましても、御意見としては職員団体からいただいたおりましたので、そのことを基にして、市側でもって改めて検討して制度化したというものでございます。

以上でございます。

【西園寺委員】 ありがとうございます。当然のことかなと思うのですけれども、市独自の部分については、職労のほうから要望があったのかなというふうに考えたものですから聞きました。

ちょっと別な話になりますけれども、昨年以來、会計年度任用職員さんの処遇改善のことについては、議会からもいろいろ要請があったわけだし、この間、複数の議員さんも一般質問で取り上げておりますので、少しずつ議論が進んでいるというのを思っています。今回の話の中でも、会計年度の方々にはボランティア休暇が新設、今まで取れなかつたのが取れるようになるとか、夏休み、夏期休暇が3日だったのが5日になるというふうに、前進していると捉えています。

10月に出た、この庁内の在り方検討委員会の中間報告書に、前進、すぐ実現できるものとして、幾つか、10項目ほど挙がっておりますので、これが今回の条例に反映されている、実現したというふうに受け止めているのですが、これはそのとおりでよろしいわけですよね。いろいろな無給だった休暇、通勤時間、育児時間などが有給になったわけだし。その点を確認させてください。

【一ノ関総務部長】 今回の条例で改正する部分については、ボランティア休暇の新設のみでございまして、それ以外につきましては規則改正で対応するということでございます。

【西園寺委員】 ありがとうございます。そうでした。私もきちんとそれは了承しております。ボランティア休暇部分が82号の今回の議案で、条例で前進した部分で、との部分は規則ということでした。ごめんなさい。ですが、この検討委員会で出た項目については前進したという理解をいたしました。

この在り方検討委員会の議論の進捗には非常に关心を持って見ているわけで、今回はこの休暇制度は前進いたしましたけれども、災害時対応とか選挙事務とかいろいろな懸案事項があるということ、庁内で検討が進んでいるということはよく理解いたしております。今後も、特に待遇、処遇の報酬の部分については、相応の時間と書いてあるところ、相応というのが結構意味があるなというふうに感想を持っておりますけれども、議論がなるべく迅速に進むことを期待しているということは申し上げておきたいと思います。

それで、ちょっとさっきの話に戻るのですけれども、今回、先日の議運で議案の取下げという、ちょっと残念なことがあって、これは議運のほうで処理されておりますので、ここで質問するつもりはないのですけれども、ではそもそも労使交渉の在り方ってどうなっていたのかなという一般論です。今までの定例の労使交渉の在り方とか、頻度とか、回数とか、あるいはそこにはどういう人がいつも出席しているのかとか。ちょっとこれはもう一般論でございます。一般論としてふだんどういうことをやってい

不確定原稿

るのかということを、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

【庄司人事課副参事（労務担当）】 ただいま御質問いただきました、いわゆる職員団体と市との交渉についてでございますが、これは不定期といいますか、案件があるごとに職員団体の役員の方と私のほうで日程を調整いたしまして、いわゆる大きなものとしては、今回のような条例改正ですか、勤務条件変更に係るものですねとか、あとは職場の環境に関する事ですか、そうしたことでも協議を設けております。

一般的に言いますと、職員団体の方から交渉申込みをされるというのが通例でございますけれども、情報といったしましては市が持っているものがほとんどですので、市側から情報提供いたしまして、それを交渉するかどうかということを改めてヒアリングして、交渉の場を改めて設定するというような形で通常は行っています。ですので回数といったしましては、何回というふうに決まっているものはございませんで、その都度必要に応じて会を設定するというような形で運営しております。

【与座委員長】 交渉のメンバー。

【庄司人事課副参事（労務担当）】 大変失礼いたしました。交渉のメンバーといったしましては、主に人事制度に関するものは、人事課長と私の労務担当のほうで対応いたしておりまして、それ以外に各課の状況、例えばですけれども、直近でございましたのは、情報政策ですかその辺りでの新しいツールを導入するですか、そうした際にも組合とは情報交換をしておりまして、その際には所管の課長に出ていただくというような形もございます。

また、職員団体のほうで、委員長、いわゆる執行委員長が出られるような場合には総務部長に御対応いただいたりという形ですとか、組合交渉、大きな交渉の際には副市長に出ていただくということもあります。

以上でございます。

【西園寺委員】 一般論としてお聞きいたしました。本当に先日の一般質問の中でも、武蔵野市の職員採用に応募する人数が増える傾向にあって大変喜ばしいというのがあって、よかったですなというふうに思っていて、人事課の職員の方々も頑張っていただいていると思っておりますし、市全体の職員全体のモチベーションが上がる、やはり報酬とか待遇というのがいかに大事かということも改めて、当たり前のことだけれども感じるわけであります。

なので、そのいろいろな改善の中で、労働組合の持っている役割というのもますます強くなっているのかなと、私は思っておりますので、労使交渉の在り方や情報共有の在り方についても、ぜひ頑張っていただきたいなというふうにお願いして、この議案に関しては以上です。

【落合委員】 それではちょっと何点か確認させてください。

まず、そもそもなのですが、休暇という表現と休業という表現があって、これはそもそも何か違いがあるのかなという、本当にそもそも論なのですが、次の議案にも関わってくるので、ちょっとまずそこを教えていただけないかなと。特にいわゆる有給、無給の違いも当然あるのかな、関係しているのかなと思っていたので、ちょっとその辺も併せて御説明いただければと思うのですけれども。

【高橋人事課長】 落合委員より、休暇と休業の違いについて御質問いただきました。まず一般論的な解説なのですが、休暇のほうなのですが、労働者の心身のリフレッシュ、私的な用事、短期間の特別

不確定原稿

な事情への対応で、休業につきましては、育児、介護、疾病など、長期的な生活保障や職場復帰の支援を目的とすることが多いと。一般的に言いますと、休業といいますと、ある程度法的に決まっていて、ちょっと長いというような、そんなイメージのようです。

今回、こちら子育ての使い分けですが、先ほどちょっと御説明申し上げましたとおり、既に法律で休業ということになっておりますので、今回は市独自の制度としてある意味分けるために、休暇という表現を取らせていただいたところでございます。

以上でございます。

【落合委員】 一般的な休業という認識は、いわゆる法的なものだと、そういった部分で決められてという御説明だったので、その辺は理解をしました。

その上でなですけれども、いわゆる有給休暇って給料が保障されているもので、今回のこの説明の中で、子育て部分休暇というのは給与無給という話になっています。その辺の関係ってどうなっているのかなとちょっと思ったのです。これは一般的かどうか分からぬ。僕の認識の中では、通常例えれば子育てにしても介護にしても、一定程度有給休暇を消化して、その範囲内で取ったりするという場合も多いのかなと。

その上で、もう有給を使い切ってしまいましたと。あとはもう休業を申請して休むしかないというところに入していくのかなと思っていたので、そうなると、いわゆる有給ではなく、当然無給になってしまふのかなという、そういうイメージだったのですけれども、その辺の関係性というのはどんなふうになるのかなと思いまして。

【高橋人事課長】 有給、無給の関係でございます。まず、今回休暇としての立てつけなのですが、御説明申し上げましたとおり、法律の上にさらに拡充といいますか、補完するものでございますので、下の育児休業の部分が無給となっておりますので、同様に無給という形で引っ張ってきたものでございます。

また、その他、子育てに関するものですが、先ほど委員が御指摘のとおり、有期休暇とか、あと子の看護休暇とかは有給ですので、まずはそちらをお使いいただいてというような形になるのかなと想定しているところでございます。

以上でございます。

【落合委員】 分かりました。働き方改革とかいろいろ言われている中での話なのかなと思っていますので、その辺はまた適切に運用していただければと思います。

あと、時間のほうでの話なのですが、子育て部分休暇のほうか。1日につき2時間の範囲内で勤務しないことという現行制度が、それに加えて1年につき10日相当の範囲内という。これは僕もちょっとよく分からなかつたのですけど、どちらかということなのですか。1年につき10日相当というのは時間にして77時間30分とあって、いわゆるその上限みたいなものが決まっていて、その上で1日につき2時間という、何か両方併用するのかなみたいなイメージもあったのですけど、ちょっとこの辺の運用の仕方ってどうなるのでしょうか。

【高橋人事課長】 こちら2つの運用方法についてでございます。1番と2番、1日につき2時間以内か、1年につき10日相当（77時間30分）の範囲内ということで、これは始まる当初にお選びいただく

不確定原稿

という形になります。基本的に1日につき2時間のほうを選んだ方、10日相当を選んだ方というのは、一度お選びいただきましたら、年度中は一応それに沿って取得をしていただくと。

ただ、その中において、想定されなかった事情、例えば御家族の中で病気の方が出られたとか、あと家庭のもろもろの事情があったと、そういう場合は、また、この1か2かどちらか選べる、変更はできるというような制度上の立てつけということになっているところでございます。

以上でございます。

【落合委員】 ありがとうございます。そうすると、年間で取れる時間数というのは、結局上限みたいなものというのはあるのでしょうか。

【高橋人事課長】 1番の1日につき2時間以内は、特に上限はございませんで。2番につきましては、まさに記載されているとおり、10日相当（77時間30分）が上限という形になっているところでございます。

以上でございます。

【与座委員長】 よろしいですか。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第82号 武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第2、議案第83号 武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本日は、議案に関する資料が提出されておりますので、初めに説明をお願いいたします。

【高橋人事課長】 それでは、議案第83号につきまして、議案説明資料、武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてにより御説明をさせていただきますので、資料を御覧ください。

まず、本条例の改正の趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正によるものでございます。

主な改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

1つ目といたしまして、先ほどの議案で既に御説明を申し上げましたが、いわゆる地方公務員の育児休業法の改正により、今まで、1の1日につき2時間の範囲内の休業となっておりましたが、新たに2番の1年につき10日相当（77時間30分）を超えない範囲で選択が可能になったものでございます。

2点目といたしまして、先ほどの議案にて、育児・介護法の改正により介護の周知等の明記を御説明

不確定原稿

いたしましたが、本規定はこちらの育児に関するものを新たに明記するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

【与座委員長】 説明が終わりました。これより議案及びただいまの説明に対する質疑に入ります。

【さこう委員】 一つだけ伺います。今の2つ目の支援制度の周知等のところで伺いたいのですけれども、これは妊娠、出産等の申請時に意向確認をするというものだと思うのですが、もともとしていたことなのかなというふうに認識をしていて、新しく法改正に伴って、明文化は今回されるけれども、もともと御本人が妊娠、出産する場合と、もしくは配偶者、パートナーが妊娠、出産するということが分かり次第、意向を確認して、休むかどうかとかというところは、全て100%今もできているということを間違いないか、確認したいと思います。

【高橋人事課長】 委員がお見込みのとおり、既に運用としては実施しているところでございます。毎年度全庁に対して、そういうったケースがあった場合は人事課に届け出てくださいということを周知しておるものでございます。また、そういうった予定——予定と言いますとちょっと変なのですが、そういう場合は申請書というものを出していただきまして、また全庁的な内部のシステムの中にキャビネットというものがございまして、そちらの中に出産・子育てハンドブックという形で、休暇とか、これからどういうことが必要だというものが記載されているものを、常に全ての職員が見られるという状況にしているところでございます。

以上でございます。

【さこう委員】 ありがとうございます。本人が出産する場合はもちろんですけれども、配偶者もしくはパートナーが出産をするという場合も、申請がきちんと出てさえくれば、100%周知はできているということで間違いないですか。

【高橋人事課長】 こちらも委員がお見込みのとおり、配偶者の方も申請をしていただければ、それは100%実施ができるというところになります。

以上でございます。

【西園寺委員】 これもダブルケア、トリプルケアであったり、いろいろな状況にある方が、辞めないで働き続けられるという大きな趣旨でもって、国のはうが進めているということですから、この条例は武蔵野市の特定事業主としての雇用者としての義務ということで、今回条例になったという理解でよろしいかと思います。

今やり取りがあったとおり、武蔵野市では既にこの趣旨に合うようなことは、ほぼやっているということで理解をいたしました。なのですが国の制度としては、これは事業主に対して義務化と言っているのだから、何か支援というか補助金みたいのはなければおかしいかなと思うのですが、その点いかがでしょう。

【高橋人事課長】 こちらに関しましては、特に国等のはうから補助金等の情報というのは入っていないところでございます。

以上でございます。

【西園寺委員】 こういう方向性を示すことはすごく大事で、第一歩だと思うけど、本来はこうやって雇主さんが頑張ってくれたら、それに対する何か援助がなければいけないかなと、私は純粋に思いま

不確定原稿

したが、議案については以上です。

ちょっと会計年度にこだわるようですが、会計年度任用職員の方にも、ほぼ常勤に近い働き方をする人が一定いるということは分かっています。さっきの82号のほうでは、たしかこの市独自の子育て部分休暇も対象になるというふうに読み取って、歓迎と思っているのですが、こちらの83号のほうは、会計年度の方は対象になっているのでしょうか。

【高橋人事課長】 こちらの83号につきましても、法改正によって、就学前までという形で延びているところでございます。職員と同様、先ほどの上乗せもお使いいただけるので、小学校6年生までお休みが使えるという制度になっております。

以上でございます。

【西園寺委員】 ありがとうございます。確認できてよかったです。こういう進展がいろいろな面で進んでいくのは本当にいいことだなと思っています。

1個だけ付け加えておきますが、この会計年度の方々のアンケート調査の結果の還元のことなのですが、答えた方々へのお返しというのが、ちょっと分かりにくいくらいではないかというお声をいただいている。私たちもこうやって、議員のほうは中間報告書という形で知ることができますが、アンケートに答えた回答者さんに対するお返しというのは、さっきのキャビネットというところでやっているのかな。分かりやすくなっているのかということだけ、ちょっと確認させてください。

【鹿島企画調整課副参事】 会計年度任用職員制度の在り方検討委員会の中間報告書ですけれども、先日の一般質問でも御答弁がありましたが、今、職員が誰でも見られるように、ポータルのシステムのキャビネットというところに掲載をしているので、常時見られるような状態にはなっております。

こちらは主管者会議という府内の会議で周知をし、その際も、会計年度任用職員の方にもぜひ周知をということで御案内はしているところですけれども、また府内の御案内としては必要に応じて、こちらの委員会の報告書の内容についても会計年度任用職員の方に、例えば所属長の面談の際ですとか、そういうときにぜひお伝えくださいということで、御案内はしているところですけれども、ちょっともし分かりづらいというお声があるようでしたら、今後の周知について、また検討したいと思っております。

以上です。

【与座委員長】 ほかはよろしいですか。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第83号 武藏野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第3、議案第85号 武藏野市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とい

不確定原稿

たします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 よろしいですか。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第85号 武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第4、議案第91号 武蔵野市中小企業勤労者等福利厚生資金融資条例を廃止する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

【落合委員】 1点だけ確認させてください。この条例については、制度を存続する必要がなくなつたということでしたので、ちょっとその辺の背景を教えていただければと思います。

【小池産業振興課長】 本制度の背景についてでございます。本制度による融資については平成23年を最後に実績はなく、本融資のあっせんを行っている金融機関さんのはうからも、実績がない本制度について、見直しを検討してほしいといったようなお話をいただいているところでございます。

また、同様のこの福利厚生資金の融資につきましては、東京都もほぼ同じ条件で実施をしており、また、物によっては東京都のはうが条件がよいというものもございます。なのでそちらを御活用いただくといったことが可能でございます。

また近隣自治体においても、市の福利厚生資金融資は廃止しているといったようなことがトレンドでございます。多摩地域に確認したところ、現存するのは本市以外1市ののみといったような状況もございましたので、そういう背景も踏まえて、今回廃止というようなところでございます。

以上でございます。

【小林委員】 すみません、1点だけ簡単に。この基金の行方というか、幾らの基金があって、この先どうなるのかというようなところの手続的なものを教えてください。

【小内財政課長】 市民生活総合基金という基金が、この中にどの程度の基金があって、その後どうするのかといった御質問でございます。この市民生活総合基金のはうは、現在、定額運用ということで、2,000万円の預金を金融機関に預け入れしているという状況でございますが、この条例の廃止とともに、この市民生活総合基金につきましては預金を取り崩しまして、その上で、一般会計へ預け入れをしている指定金融機関のはうに預け入れをした上で、年度内にいづれかの基金に積立てを行いまして、今年度の基金総額としては変わりませんが、一括運用の基金のはうに積立てを行うということを想定しております。

不確定原稿

ます。

以上です。

【小林委員】 すみません、念のための確認なのですが、その行き先なのですが、財調の可能性が高いと理解すればいいのか、どの基金に振り替られるのかというのが何かあつたら教えてください。

【小内財政課長】 考え方として、その取り崩した2,000万円を何かそのままそっくり乗せるということよりは、いずれかの基金の中に、もう満遍なく溶け込む形になるのか、ちょっとそれは最終的な積立金の総額の中で、どの基金にどれだけを積んでいくということを整理した上で、その繰越金を充当してまいりますので、特にこれにということではないというふうに思っております。

以上です。

【与座委員長】 いいですか。

ほかに。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第91号 武藏野市中小企業労働者等福利厚生資金融資条例を廃止する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第5、議案第96号 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第96号 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第6、議案第97号 中央コミュニティセンターバリアフリー化等改修工事請負契約を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

不確定原稿

【落合委員】 確認なのですが、今回のこの工事は、基本的にはエレベーターを増設するということがメインかなと思っているのですが、それに何か付随して、いわゆる耐震化工事みたいなものもかなり補強が入っていて、これはこれまで、要するにエレベーターをつけることで、物すごく建物の軀体そのものに何か影響が出るということだったのか、ちょっとその辺の背景を教えていただきたいと思うのですけど。

【伊藤保全計画推進担当課長】 今回の耐震補強の意味なのですけれども、エレベーターを増築することで構造的に負担がかかったということではなく、こちら、平成25年の武藏野市地域防災計画の修正版で、災害時地域支え合いステーションという位置づけができまして、そのときに重要度係数を1.25倍するという対象の建物になりました。

それ以前に平成14年度に耐震診断を行っていまして、その時点で耐震性能を満たしていることは、当時I s値0.61で確認はしているのですけれども、その1.25倍、I s値0.75は満たしていないというところで、こちらについては順次大きな改修を入れる際に対応していこうということで進めておりまして、今回のエレベーター設置に併せて対応するという形のものの工事になります。

以上です。

【落合委員】 分かりました。要は何で聞いているかというと、前回水回りだとかの大規模改修をやったときに、この話って僕もあまり認識していなくて、そのI s値の基準が上がって以降の大規模改修ではなかったかなと思うのだけど、あのときやらなくて何で今回になったのかというのが、すごく気になりました。そもそも基準より低ければ、今御答弁があったとおり、大規模改修等が入るときに一緒にやるという方向性だったものが、何で今回になったのかという話が一つ。

ほかもこんなところはあるのかという、ちょっとそれも含めて確認をしたいのですけど、その辺どうでしょうか。

【伊藤保全計画推進担当課長】 委員がおっしゃるとおり、前回水回り等の改修を行った際なのですけれども、こちらは当時、現在なくなりましたけど、隣に旧シルバー人材センターの建物が残っておりまして、ちょっとその関係で、構造をいじるような工事ができないというところが法的にございましたので、それが今回、旧シルバー人材センターの建物を解体して、そこが解消されましたので、このタイミングで併せて行うという形になります。

それとあと、ほかの施設についてなのですけれども、先ほどの災害時支え合いステーションという位置づけに関しましては、コミセンがそのときに指定されました、その時点で、9つのコミセンでその重要度係数1.25について確認できていない。基準法とかの耐震性能は満たしているのですけれども、1.25を確認できていない施設があったのですが、それについては順次診断を行いまして、一応今年度最後、吉祥寺西コミセンの分館まで耐震診断を実施して、9施設全て問題ないということを確認しております。

以上になります。

【落合委員】 分かりました。ちょうど青森で地震があったばかりで、首都直下地震もだんだん危険度が増しているという状況の中で、そういう形で耐震が必要だったのかとなると、またほかのところも含めて不安要素の一つになってしまふのかなと思ったのでお聞きをしました。

不確定原稿

あともう一つなのですが、これは全体としての工事費ということで今回条例が上がっていて、エレベーターそのものの金額というのもこれに含まれているという理解でいいのですよねという確認と、あと、今物が高くなっているのもそうなのだけれども、いろいろな部品の調達だとかそういう部分で、工期が遅れるだとかという懸念も一方ではあって、実際その辺、どんなメーカーさんのエレベーターが入るか分からぬのですけど、大丈夫なのかということと、あと以前も、体育館のあそこで止まってしまったという、そういうメーカーさんがあったということもあって、メーカーそのものの安心性というのかな、本当にそこのエレベーターで大丈夫なのかと、ちょっとそんな議論も以前ありましたけど、そういう部分、特に問題ないのかと。ちょっとその3つ確認させていただきたいのですけど。

【神谷施設課長】 エレベーターは含まれているのかほか、調達に関する御質問だと思います。まずは、エレベーターはこの中にもう全て含まれているというような形になります。

2点目の部品調達は大丈夫かというお話ですけど、実は以前から道場議員にも、やはりエレベーターは大丈夫かという話を言わされているので、いろいろ施設課のほうでも、直近までメーカーさんの動向とかは確認をさせていただいていて、本当にエレベーターって結構センシティブな話で、やはり結構民間需要に引っ張られてしまうというところがあって、なかなか難しいところはあるのですが、一応前回の債務負担を増額するときも、直近までサウンディングをしていますし、メーカーさんともヒアリングをしています。今回も複数者出でていただけるというか、調達できるというところが担保できたので、今回入札という形で決まったという形になります。

もう本当に直近まで、できる限りのところまでサウンディング、ヒアリングをして、本当に納入ができるのかというところは丁寧に確認をしている状況でございますので、そのところは大丈夫かなというふうに思っています。

3点目、メーカーさん。実はメーカーさんって指定ができないので、請負業者がいろいろメーカーさんとやり取りをして、一番いいところということで選定するのですけど、こちらからも設計の際にはヒアリングしていって、多分エレベーターメーカーさんも、いきなり言われたものを製造する、調達できるということはないので、基本的には私たちがつかんでいるところのメーカーさんで決まるのではないかなどということで、基本的には実績のあるエレベーターメーカーさんにヒアリングをしていますし、調達されるというふうに理解しております。

以上です。

【落合委員】 分かりました。メーカーさんもある程度もう特定されてくるのだろうなと思うのです。あっちもこっちも扱っているわけではないと思うので。その辺は今後もちょっと注意をして見ていただいて。こちらから指定するというわけにもなかなかいかないでしょうから、その辺の動向をしっかりと見てあげていただければと思います。

いずれにしても、物価の動向もそうですけど、その部品調達等含めて、本当にきちんと期日内にできるかどうかというのは、市民の方も非常に心配されていることだと思いますので、その辺注意していただいて進めていただければと思いますので。これは要望としておきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【西園寺委員】 それでは、今コミセン全般のことを考えたら、耐震診断は全部終わった、済んでい

不確定原稿

るというお話をしたか。診断は終わっているということですね。その確認。そして耐震の手当て、工事はどこまで進んでいるのか、コミセンの中にまだ未了のところがあるのかという、コミセン全体の進捗状況を教えてください。これが一つ。

それからあと、2つ目は、バリアフリーは、これで順次ずっとやってきたと思うので、あと残っているところはあるのでしたかというのをちょっと確認させていただきたいのが2点目です。お願ひします。

【伊藤保全計画推進担当課長】 まず、1点目のコミセンの耐震の状況なのですけれども、先ほども御説明しました災害時支え合いステーションの重要度係数1.25のほうの確認なのですけれども、こちら、中央コミセン以外につきましては、全て診断の段階で1.25をクリアしていることを確認しております。最後、こちら、中央コミセン、今回の工事で、全て対応済みという形になります。（「診断はオーケー」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

【馬場市民活動推進課長】 この中央コミセン以外で、バリアフリー化がまだのコミセンはところでございますが、大きなもので、本町コミセンがこれから建て替えを予定してございます。基本的にはそこでございます。あとは分館、閑前コミセンの分館と中町集会所が2階建てでございますが、こちらはエレベーターの設置は予定をしてございません。

【西園寺委員】 ありがとうございました。診断もできているし、工事も、シルバー人材のおかげで触れなかつたけど、今回やるから、これでオーケーということですね。理解できました。

それからエレベーターのことについても、分館を除いて、これで言わば完了ということですか。本町はまた別ですけど。分かりました。確認できました。

それでもう1点は、こうやって長期休館をするという経験は、この間あっちこっちのコミセンであつて、その間にコミュニティ協議会活動をどうやって維持していくかというのは、結構経験を重ねてきて、情報共有もされていて、慌てることは全然ないと思っているのですけれども、中央コミセンの場合は、中町集会所も含めて、コミュニティ活動、協議会の活動をどのように維持していくか、続けていくかということについて、今どんな現状にあるかを教えてください。

【馬場市民活動推進課長】 こちら、中央コミセンにつきましては、幸い中町集会所がございますので、中町集会所のほうで、規模は小さくなりますが、活動を継続していただく、貸し館も継続していただくということで、かつ、中央コミュニティ協議会の皆様と相談してまいりましたが、来年度、中央コミセンの休館期間中につきましては、中町集会所の休館日を減らす、開館日数を増やしたいという御提案もいただきまして、現在、週1回、週1日の休館でございますけれども、これを月1回の休館でやつてみたいということでございますので、なるべく今の利用者に御不便をかけないような努力を、中央コミュニティ協議会の皆さんと相談しながら進めてまいりたいと思っております。

【与座委員長】 よろしいですか。

ほかに。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

不確定原稿

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第97号 中央コミュニティセンターバリアフリー化等改修工事請負契約、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第7、議案第101号 市庁舎屋上防水改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

【落合委員】 1点だけ確認なのですが、本会議で説明もあったのですが、新たな工種等の追加ということで、これはそもそも当初は想定できていなかった話だったのか、契約を結んだ後で分かるような話だったのか、ちょっとその辺の説明を改めてお願ひしたいと思います。

【伊藤保全計画推進担当課長】 新たな工種の追加というところで、事前に設計の段階でも当然現場調査はしながら進めていったところではあるのですが、実際工事着手前に、やはり施工者の目でもう一度現場確認をするという形と、あと、前回、当初の契約のときにも御指摘いただいた、トップライトの状況ですとかも改めて確認をいたしまして、トップライトはちょっと防水との関係もありまして、やはり今回やったほうがいいだろうという形になりました、今回そのトップライト分を追加させていただいたという形になります。

そのほか、どうしても設計者で見込めない、施工者でないと分からない所の工事のやり方というところもございまして、そういったところで、ちょっと屋上は機械がたくさんありますので、そういった所を動かしたりとかといった作業が追加になってしまったというところが、今回の変更の大きな要因になっています。

以上です。

【落合委員】 そうですか。施工者でないと分からないというのは、確かに言われていることは分かるのだけれども、それも込みでの設計なのではないのかと、僕なんか設計をやっていた人間としては思うのですけど。いわゆる選択肢としてこういう部分が出てくるというのは、逆に設計のほうで見ておかないといけない話であって、実際やってみたらこんなことがあったとかというのは、僕は順番的にもちよつと違うだろうなと思っています。今さらの話なのであれですけど、そういった部分は、ちょっと目を凝らしていただいたほうがいいのかなと思います。でないと、やはりこれがよかつたという、後の設計変更というのは、例えばもう本当に想定できなくて、特に地中だとか、ふだん見えなくて、実際試掘しないと分からないだとか、そういったことはまああるのだろうなと思うのだけれども、実際事前調査とか、逆にその設計屋さんにして、施工が分かる人に一緒に来てもらって事前調査をするとか、やり方は幾らでもできるのだろうと思うし、途中で契約を変更するというのは、やはり大きな話だろうと思うので、ちょっとその辺は注意してやっていただきたいと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

【伊藤保全計画推進担当課長】 委員御指摘のとおりだと思っておりまして、今後設計に際しては、

不確定原稿

事前調査をもっと正確に進めていきたいなと考えています。確かに地中ですとか、あと、どうしても人の足で見に行くのに足場が必要なところというのは想定で入れて、後で変更というのは、ままあることなのですけれども、今回は見られる範囲のところがかなり多かったというところがございますので、今後の反省にしていきたいなと考えております。

【与座委員長】 よろしいですか。

ほかに。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第101号 市庁舎屋上防水改修工事請負契約の変更について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第8、議案第102号 災害用トイレトラックの買入れについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

【小林委員】 よろしくお願いします。まずお伺いしたいのは、ここでは随意契約だと思うのですけれども、この随意契約に対しての考え方をまず御説明ください。

【横瀬防災課長】 まず、こちらの議案書にもありますけれども、基本的には全国で31以上の自治体のトイレトラックを被災地へ派遣するネットワークを有している唯一の団体であるというところが、一番大きな理由でございます。

あわせて、こちらのトイレトラックも様々派遣で実践を重ねるうちに、どんどん改良されてきて、本当に日本では最高レベルの車体というふうに認識しておりますので、そういったところが地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当するということで、競争入札には適していないというところで、こちらのほうを随契理由としております。

【小林委員】 ありがとうございます。私ちょっとある案件で随意契約については、相当というか、それなりに調べたことはあるのですけれども、そういう中で、今回おっしゃるとおり、そもそもあるスキームに乗っての取引をしようと思ったら、これは随意契約でしかないのかなというところで、167条の2の第1項第2号に該当するというようなところは、私個人的にも違和感がないと考えているということは、まずお伝えしたいと思います。

それとはまた別の話になるのですけれども、今回の目的は2つあると個人的には思っていて、昨晩も大きな地震、震災がありましたけれども、いざというときに助けに来ていただけるような、そういうネットワークに入るということが一つ。

またもう一つは、こういった震災に対しての備えを十分やっていこうというようなところでの周知啓

不確定原稿

発、それにイベントとかとそういうのに利用されていくというようなところで、目的があるのかなと考えているのですけど、それ以外にもあつたり、違っていたら教えてください。

その上で、昨日もあった中で、震度5強以上はネットで調べてみると、2020年以降で40件ぐらいあつたというように個人的には見ていますが、市のほうでその震度5強以上の震災についてどのような印象——最近の震度5強とかに限らずでもいいのですけど、どのような印象を持っているか教えてください。

あともう一つは、イベントとかで周知啓発するに当たって、この災害用トイレトラックを利用していくと思うのですけれども、どの程度のイベントの数というか、できるだけやつたほうがいいと思うのですが、その点についての考え方を教えてください。

【横瀬防災課長】 まず、震度5以上の地震の頻度に関しては、委員がおっしゃるとおり、まさに近年全国各地で起こっておりますので、もう頻発しているというふうに言っても過言ではないのかなと思ってございます。今回のトイレトラックの案件もそうですけれども、本当にいつ起こるか分からぬ。この30年で70%の確率で起こると言われている首都直下地震も含めて対応していかなければならぬというふうに、切に感じてございます。

また、トイレトラックの運用ですけれども、前回の総務委員会のときには、展示だけをして使わないというようなことで答弁申し上げたのですけれども、この総務委員会の御意見もいただきまして、今実際にイベントで使っていこうというふうに思ってございます。まだちょっと頻度は、まずは1回からスタートさせていきたいというふうに思ってございますけれども、まだちょっと予算がついていませんので何とも言えませんが、イベント1回から使っていきながら、ほかの活用の方法が、周知啓発にとってもっといい方法があるのではないかという御意見もいただければ、そういったことも含めて検討していきたいと思ってございます。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございました。震災の状況をネットでぱっと調べたところ、似た地域で同じような近いタイミングで、震度5以上の揺れが1回、2回というのもあるのかもしれないのですけれども、実際本当に2020年以降特に増えているのです。今の話だと、ここ4年ぐらいで40回ぐらいの地震の揺れがあるのかな。すると、1年当たり10回というような、本当にこんなにあるのかというところは、それは2020年以前とは大分違っているなど、ちょっと見てみて驚きがあったというところではあります。

ただそういう中で、ちょっと私として懸念するのは、先ほど年1回からという話があったのですけれども、今回の想定では2,600万円とか2,700万円のうち、クラウドファンディングで800万円ぐらい、そこから2分の1が都からの補助があってというところで、市の負担が800万円から900万円というのが一つの考え方かなと思うのですけれども、それを、では例えばこの先、何にも事故が起らなかつたら、維持費が年間50万円か100万円か分からぬのですけれども、そう考えたときに、では何にも来なかつたら1年間当たり幾らなのかと思ってみると、10年間保有すると、まあまあの金額になるわけです。1回のイベント当たりの利用料を考えると。

そういう観点から、私もちよと実を言うと、その補助金があるからいいな、当初、前の説明があつたとき、少額で済むかなと思ったのですけれども、実際コスト計算をしてみると、それなりに高くなる

不確定原稿

可能性。それとは別に今言った40件とかの震災の発生。そういうたとえのリスクを考慮すると、また違う費用の計算になるのかもしれないのですけれども。やはり私がお願いしたいのは、コスト的な感覚をしっかりと持って、こういった事業を、これに限らず、市の財政運営というところでは、今後お願いしたいというのが一つです。その点についてちょっとまず御見解をお願いできればと思います。

【横瀬防災課長】 委員の御発言のとおり、市民から預かっている貴重な税金、公費を投入しているわけですので、しっかりとこのところは、コスト感覚を持って運用していきたいというふうに考えてございます。

【小林委員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

その上で、最後要望なのですけれども、やはり1回に限らず、できるだけの周知啓発事業というのも行って、投入した税金に見合うような形、市民満足度の向上というか、そういうものを図っていただければと思います。

以上になります。

【さこう委員】 よろしくお願いします。今回随意契約にした理由の一番メインのところは、先ほども御説明がありましたが、このネットワークに入るというところが目的だと思っています。ではそのネットワークが本当に長期的に見て、きちんと継続していくものになるのかというところの確認がきちんとできているのかというのを、まず聞きたいなと思っています。

武藏野市が被災をして、トイレトラックを使用することが必要になるようなタイミングというのは、首都直下とかが起きて、東京が割と被災をしている状況になるのかなというふうに思っていて、現在この31自治体が入っていますという中で、東京都の自治体もかなり多いというのと、あと、北海道とか九州とかの自治体も結構入っているなど認識をしていて、では実際、北海道とか九州とかから車をここまで持ってくるまでどれぐらいかかるのか、本当にそもそもそれができるのかみたいなところと、東京都も自治体がたくさん入っている中で、ではきちんとトラックが来るのですかというところをまず伺いたいというのが一つ。

それから今回のこの契約。買入れなので、このトラックの購入にかかる費用だと思うのですけれども、今後も5年先、10年先までこのネットワークを維持して、もし災害が起こったときに、ではこの車はここに持つていこうみたいな差配をするためには、この団体が継続していくことになりますけれども、そのネットワークを維持していくための会費みたいなものとかというのが、今後かかる可能性というのは、今ここにそういうものは記載はないのですけれども、そういう会費みたいなものは存在しないのかというところと、ないのであれば、なくてどうやってやっていくのだろうというところが疑問で、そこを教えていただけますでしょうか。

【横瀬防災課長】 まず3番目の御質問からお答えしますと、会費というものは存在しておりません。やはり多くの収益は、そのトイレトラックの事業で、その販売というか、そこであると思いますので、そういうたとえでこのネットワークが企業努力の中でやっていくものなのかなというふうに、今考えております。

あと、それと関連して1番目の質問で、ネットワークが継続できるかという話で、前回の総務委員会のときには、まだ令和4年度の決算までしかホームページにアップされていなかったのですけど、今は

不確定原稿

5年度、6年度、そして事業報告も併せてアップされている状況でございます。

必ずしも財務状況がいいかと言えば、そうではないのですけれども、大分そのトイレネットワーク事業が拡大したことによって、財政状況は改善しておりますので、これに当たりましては公認会計士の先生にもちょっと御意見をいただいたところ、必ずしもよくはないけれども、例えば費用の支払いが、先に前払いで払って納品とかというのは駄目なのだけれども、市のように、納車の後に払うような仕組みであれば問題ないだろうというような御意見はいただいているところでございます。

もしそのネットワークが差配して、このネットが続いていいってほしいと思いますし、そうなるというふうに思ってございますが、今このネットワークの仕組みの中で、オンラインミーティングということで、定期的にその参加している自治体と交流をしているのです。その中で関係性などもできますので、例えばその自治体の中で何か単独で協定を結んでいくとか、そういった関係が構築できていけば、そういったリスク管理にもなるのかなというふうに考えてございます。

あと、北海道や九州、東京のほかのところから来るのかというようなお話を。なかなか実際発災してみないと、何とも分からぬところではあるのですけれども、当初31自治体が加入しているというふうに言われていたのですが、現在では38自治体なのです。今年度末には57自治体が加入するというふうに、今ホームページに載っていますので。ヒアリングしたところ、6月、7月には60自治体に拡大するのではないかと言われていますので、この拡大は続いていくのかなというふうに思ってございます。

仮に東京がもし被災したときに、今、武蔵野市を入れて東京で加入するという自治体が8自治体あるのですけれども、例えば60から8を引いて、ほかのところが来てくれるという想定ですけれども、6台から7台ぐらいは来るのではないかという想定がありますので、それは本当に状況によって何とも言えませんが、全く支援に来ないとか、そういった状況ではないのかなというふうに思ってございます。

以上です。

【さこう委員】 ありがとうございます。まず会費のところから伺いたいと思います。会費はないということなのですけれども、ということは、今回のこのトイレトラックの購入の費用の中に、今後のネットワークを維持していくためのお金というのも、含まれているものになると理解をしているのですけれども、そうなった場合、この買入れの契約の中には、例えば今後何年間はこのネットワークがきちんと維持されるみたいなことというのは、約束はされているのでしょうか。

【横瀬防災課長】 そこまでは記載はございません。

【さこう委員】 ありがとうございます。先ほど、団体の財務状況に関しては改善をしているというふうにおっしゃっていたのですけれども、その先ほどのお答えの中にもあったように、改善はしているけれども、あまりいい状況ではない中で、先にお金を払うというのはやらないほうがいいというアドバイスをもらうぐらいの財務状況だと思うのです。

そうなったときに、ではこのトラックを買って、そのネットワークを維持していくというのが、このトラックの購入はどこの自治体も多分買い切りで、会費みたいなものをランニングで払っていくというのはない中で、今後何年もそのネットワークを維持していく、何か災害があったときにきちんと差配ができるみたいなところに、ある程度の人員を確保、団体としても人を雇っておかないとやれないことだと思っていて、そこがきちんと回っていくのかなというところの不安が。

不確定原稿

逆に会費があるほうがまだ納得感があるなというふうに思っていて、みんなが買い切りでトラックをただ単に買うだけというのであれば、その後、自治体はまだまだたくさんあるから、どんどん売っていけばどうにかなるという算段なのかなとは思うのですけれども、本当にそれは契約の中にも何年間は保証しますみたいなものもないのですけれども、きちんと続していくのかというところにやはり疑問が残るのですけれども、そこについてはどうお考えなのでしょうか。

【稲葉防災安全部長】 能登半島地震の状況を受けまして、やはりトイレの状況というのが喫緊の課題だなと思っております。防災課、防災安全部のほうでは、今年度、自助の取組を高めてもらうということで、携帯トイレの啓発事業を行ってまいりました。それとともに、やはり我々、公助の役割として、自助を高めてもらうとともに、私たちが何ができるかということを、防災課の中でもずっと検討してまいりました。やはり能登半島地震を見ても、公助なのですけれども、その自治体間の中の共助です。お互いの自治体の中で協力をしていく体制というのが、非常に新たな取組として出てきたところでございます。

今、防災課長のほうから、自治体の加盟が増えているという話がありましたけれども、私どもは、当然そのネットワークの事務局さんのところには、一定程度の役割は期待しますけれども、自治体間の中で様々な関係性がこれから築かれていくと思います。ほかの姉妹友好都市もございますけれども、そういったきっかけを含めて絆を深めて、例えば、今、さこう委員がおっしゃるような、万が一なったとしても、一定程度のネットワークを深めていく、そういった、ある意味歴史を築いていくスタートかなと思っていますので、災害時に何らかの縁を持っていくというのは非常に有効かなと思っておりませんので、御理解をいただければと思います。

以上です。

【さこう委員】 御丁寧にありがとうございます。ではこここの話は一旦これで大丈夫です。

今回買入れの話なので、このお金をどうするかというのは、この内容自体には載っていないのですけれども、前回クラウドファンディングを使うということで、何でクラウドファンディングを使うのかというところを何度も御質問していて、今回の購入に当たって、クラウドファンディングで改めて伺いたいのですけど、クラウドファンディングでお金を集めるということは、契約の条件になっているのか、それともクラウドファンディングは、任意でやれるサービスもついていますという状態になっていて、そこには選択の余地があるのかどうかというところをまずお伺いします。

【横瀬防災課長】 クラウドファンディングはあくまで任意でございます。

【さこう委員】 武蔵野市はクラウドファンディングでお金は集める予定で間違いないのでしょうか。

【横瀬防災課長】 そのとおりでございます。

【さこう委員】 ありがとうございます。先ほど部長から、自助、共助、公助という話もありましたけれども、やはり今回の災害用トラックを購入するというのは、市がきちんと責任を持ってやる公助の部分であって、ここをクラウドファンディングで市民からお金を集めるというのはちょっと違うのではないかというのを、前回の議会の中で意見を言わせていただいたのですけれども、そこは変わらずに市民から広くお金を集める形でやるということで変わっていないのでしょうか。

【横瀬防災課長】 市民も対象にはなるのですけれども、基本的には企業さん、市内外、市外の企業

不確定原稿

さんもあるとは思うのですけれども、企業さんから頂くことが大きな額になるのかなと。あと市外の一般の方です。市民も含めて、そういった方から支援をいただいて、その頂いた額に応じて、車両の背面に名前を載せるような、そういった特典もつけていきたいというふうに思ってございます。

【稲葉防災安全部長】 東日本大震災のときも、様々な市民の方のお声を聞かせていただきました。あのときは計画停電が非常に混乱していました、多くの市民からの苦情といいますか、要望は、計画停電だったのですけれども、やはりあのような東日本の映像を見られた一定の市民の方が、被災地への支援をぜひしてもらいたいのだという強い声がありました。

それを考えますと、今回のトイレトラックというのは、公助ではあるのですけれども、自治体間の共助になると考えていますので、被災地の支援をしたいという思いをクラウドファンディングの中では受け止めて、それが実現できるということで、クラウドファンディングを実施しているところでございます。

【さこう委員】 ありがとうございます。ではクラウドファンディングの目的は、お金の集め方、メッセージの出し方としては、武藏野市が武藏野市のためにトイレトラックを買うから、そこに支援をしてくれという出し方ではなく、全国的なトイレトラックのこういうネットワークをつくっていくために、お金を集めたいのだというような出し方になるということでしょうか。

【稲葉防災安全部長】 私は両方だと思うのです。当然自分たちのまちも、何らかがあれば被災のディフェンスをしていかなくてはいけないと。とはいながらも、やはり被災があったときにはそこへの支援もしっかりとしていきたいという思いを、私たちがどう受け止めていくのか。先ほどお話をしたように、東日本大地震のときには、やはり一定程度被災地への支援をしてもらいたいという市民の声もありましたので、そういった声を実現するためにも、クラウドファンディングは必要だという形で考えているところでございます。

【さこう委員】 ありがとうございます。今、クラウドファンディングは必要だという力強い御答弁があったので、市はそう思っているのだなというふうに理解をしたのですけれども、私はやはり今回のこのトイレトラックを武藏野市として購入して、ネットワークに参加をするということが、市としてすごく必要だと思っているのであれば、クラウドファンディングをやらずに、きちんと市のお金の中で、やれることだと思いますし、やるべきだと思っているということを、改めて伝えたいと思います。

その上で、先ほど企業から集めるのを重視したいというような御答弁があったのですけれども、ただ、クラウドファンディングをほかの自治体が同じ仕組みでやっているところを見ると、その返礼品、幾らから寄付ができるかというところを見ると、大体1万円スタートになっていて、そこが一番メインで打ち出しているというか、1万円からできますよ、個人の方でもできますよみたいな見せ方になっていて、企業の方が応援をするみたいなところが、あまりメインで出てくるような印象にはなっていないのですけれども、そこはほかの自治体のやり方とちょっと変えるのですか。

【横瀬防災課長】 詳細については、もっとこの後検討を内部でもしていきたいと思いますが、基本的には他の自治体のやり方を踏襲してやっていこうとは思ってございますので。ただ、その企業のところを前面に押し出していくかどうかは、今後の議論次第だというふうに考えてございます。

【荻野副市長】 クラファンのやり方かと思うのですが、やはりメッセージ性があるので、どういっ

不確定原稿

た形でやっていくかというのは、今後ちょっと考えていきたいなと思います。その中で三十数自治体が既にやっていますので、その基本のパッケージは尊重しつつ、武藏野市としてどうなのか、ここの議会での議論も踏まえて、ちょっと考えていきたいなというふうに思います。

【さこう委員】 ありがとうございます。今回このクラウドファンディングをやることの、私が問題視をしていた理由はもう一つあって、今、自助の取組、トイレの配布を防災課はすごく丁寧にやってくださっていて、市民の方が、家で自分がトイレを用意しておかなければいけないのだということが、すごくこの1年で伝わってきていて、事業としてはすごく成功していると思うのです。

そうなったときに、トイレトラック自体が要らないと言っているわけではなくて、トイレトラックはもちろんあったほうがいいとは思っているのですけれども、市民の方に伝えるのは、やはり自分で自分の分のトイレを用意してくださいというところが、コミュニケーションとしては今後も一番大事になってくるだろうというふうに思っています。

その中で、大々的にオンライン上に出してPRをしてというのをやっていくのが、このトイレトラックのクラウドファンディングになったときに、やはり災害が起きたときに、自分はどんなことに備えていなければいけないのでしたかというときに、広くトイレ問題というふうに考えれば同じなのかもしれないのですけれども、あっ、こうやっていろいろなトイレとかを用意してくれているのだな、安心だなとメッセージを伝えるのではなくて、やはり自分でトイレの用意はしなければいけないのだというところのメッセージを、引き続き伝えていかなければいけないと思うのです。

ほかの自治体がやっているクラウドファンディングを見ると、やはりトイレの問題がどれぐらい深刻なのかみたいなこととかは書いてあつたりするのですけれども、そのトイレトラックの意義みたいなものとか、トイレという問題自体の広い話とかが書いてあって、でもトイレは自分で用意しなければいけないのだという話とかは書いていないのです、大体のこの自治体のクラウドファンディングのページには。

でも自治体によって状況が違って、例えば津波が来るような地域であれば、自宅でたくさんトイレを用意することよりも、とにかく避難することのほうがもちろん優先ですし、やはり自治体によってやらなければいけないこととかが違う中で、多分同じパッケージで同じページでクラウドファンディングをしているので、武藏野市が市民の方に伝えるべきメッセージというのが、この状態だと全然伝わらないと思っているのですけれども、そこはどうなのでしょうか。

【横瀬防災課長】 まさに委員がおっしゃるように、自分の命は自分で守る、自助というのが防災の基本になります。我々が進めてきました、携帯トイレの備蓄に関する意識啓発事業、こちらを評価いただき、本当にありがとうございます。委員がおっしゃるように、自助の機運が醸成してきていると、狙いどおりの展開になってきているというふうに思ってございますので、やはりこのトイレトラックの広報の仕方で、その自助の機運が減退しないように考えていかなければいけないとも思ってございます。ほかの自治体で、ここまでトイレトラックの議論でかなり言われているところはありませんので、そういった御意見をいただいて、武藏野市独自の広報もしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【さこう委員】 ありがとうございます。コミュニケーションについても、武藏野市としてどうする

不確定原稿

べきかというところはもう少し、ただのパッケージに乗るわけではなく、検討していくというところで御答弁はいただけたと思っていますが、契約の内容に、必須条件になっていないのであれば、今からでもクラウドファンディングはやらないという選択肢もあると思うので、そこは御検討いただきたいと思います。

以上です。

【西園寺委員】 それでは、迅速にこういう議案が出てきたということは歓迎したいと思います。会派としても要望していたことですので、早く実現したらいいと思っています。前回の総務委員会の後に、小平であった消防大会に、私、参加する機会がございまして、小平市が買った、ほぼ同じ機種だと思うのですけれども、それを実際に体験してまいりました。

今のクラファンの話ですけれども、車体の裏側に、サイズはいろいろ何か多分金額によって変わるものでしょうけれども、たくさんの団体、企業さんの名前が載っていて、恐らく私が感じたのに、このトイレトラックの話というのは、去年の能登半島以来、あの有名なタレントさんが自費で送ったという話を、非常にこの国民、市民も好感を持って受け止めたというのがバックグラウンドにあって、たくさん的人が被災者を応援しているのだよという、あのトラックが走ることによってメッセージが伝わるというのは、全く白くて武蔵野市の字が書いてあるよりは、やはり被災者にとっては、たくさんの人が応援してくれているのだなという気持ちが伝わる、いいやり方というか、ラッピングの仕方だなというふうに、私はそのときに印象を持ちました。

さらに今回はトイレトラックのラッピングは公募していくということで、武蔵野市民の関心もすごく高められるかなというふうに思って、この枠組みはいろいろ、今指摘があったような検討はぜひ、最終の詰めはしていただきたいと思うのですけれども、やっていただきたいなと思います。

この助けあいジャパンという仕組みの妥当性というのが、今ちょっと議論になっているかなと思うので、私もそのところは申し上げたいと思います。確かに、将来はできるだけたくさんの何百、何千の自治体に参加してもらいたいなという思いはあるわけですけれども、今はまだ三十幾つ、これから五十幾つ、六十幾つ。だからファーストペンギンではないけれども、武蔵野市は三十何番目のペンギンになるというような、割とパイロット的な事業であるということはどうしても、その価値というのは評価しなければいけないと思っているのです。

確かにこの一般社団法人さんは財務状況は結構よろしくないわけだし、固定収入というのはどうもなさそうだということもあるわけなので、心配といえば心配なのですが、本来はこういう枠組みというのは、一民間社団法人ではなくて、将来的には、国なり、何かもっと公共の枠組みでやるべきなのではないかなという印象を私は思っているのですが、この点については市長はどういうふうにお考えでしょうか。

【小美濃市長】 国や東京都がこういうことをやるかどうかというのは別ですが、このシステム自体は、先ほど部長からもお話をありましたけれども、やはり自治体間の共助という形では、私は一定程度理解をいただけるのかなというふうに思っています。

この間もお話をさせていただいたかもしれないのですが、先日、セカンドスクールの視察の帰りに南魚沼市をお邪魔させていただいて、南魚沼市さんでもこのシステムで、助けあいジャパンさんでお買い

不確定原稿

になるということで、うちも実は今考えているのですという話をしましたら、ぜひ何かありましたらうちのトラックを使ってくださいと。私も同じようなことをお話しさせていただきました。

こういった情報が、恐らくこのネットワークの中で共有できるのかなというふうに思っておりますので、この助けあいジャパンのシステムに乗ることも一つあるかもしれません、その関係の深いとか、そういったところで、お互いが違うネットワークをつくっていくというのも、一つあるのかなというふうには思っています。それは共助の部分です。

公助の部分からも、少し先ほどありましたので付け加えさせていただきますと、まずは私は、武藏野市が被災したときに、独自のトイレ施策としてトイレトラックが有効だというふうに思っています。

先日の日曜日でしたでしょうか、実は医療救護訓練がございました。これは本来は吉祥寺南病院がその場所になる予定でございましたが、現状建て替えを今議論しているところでありますと、宮本小路公園というところで行ったわけでありますと、副議長もいらっしゃっておりましたけれども、視察された議員の方もたくさんいらっしゃったと思います。正直、最高のコンディションです。晴れていて風がなくて暖かくてと。でもそういう状況だけではないわけで、もしあそこが本当に医療救護所になったときに、ではトイレどうするのだ。それが一番問題です。

震災が起ったときに、すぐ仮設トイレを持ってこいということは、絶対できませんから。そんな事業者もいませんから。それは自前の動くトイレを持っているということが、非常に有効だと思っています。私はあの場所を見たときに、ここならトイレを置けるなということを。駐車スペースが何台かありましたので。この場所が本当に医療救護所になるとするならば、この部分にトイレを置けば何とか機能するだろうなというふうに考えました。

また、あそこが医療救護所にならずとも、どこかがなるわけでありまして、やはり屋外で避難をしたり、救護活動をしたりするときのトイレというのは、大変重要な要素だと思っています。そのときにどうやって用意するのか。やはり自前の動くトイレを持っているというのは、いかなる場合にも、いかなるシチュエーションにも、一定程度応えられるのではないかというふうに、この間の訓練を見て思いましたので、公助の部分も大事であるし、共助の部分も大事であるということでありまして、先ほど部長がおっしゃいましたけれども、これは両方の部分で有効なトイレ施策ではないかなと考えています。

【西園寺委員】 力強い答弁をいただきました。さすがに防災の小美濃市長というふうに敬服いたします。

私の質問は、一民間の社団法人さんだけがこういう全国的な将来像を描けるのかは、多分ちょっとどうなのでしょうかという質問だったわけで、今その点に対してもお答えいただきました。これから、あくまでもネットワークなわけだから、その中で自治体の防災担当者の方々がオンラインでいろいろ情報共有していく中で、やはり国や東京都に何か要請していきましょうという動きは、独自にしてもいいだろうと、そういう意味だと感じましたので、私は多分そういうふうにしていかないと、一民間社団法人さんだけが担える事業ではないのだろうなと思っております。

これは私の意見なので、今後どういうふうになるかは分かりませんけど、そういう感覚を市長がお持ちだということは分かったので、ぜひそういう方向で、これが着実に全国に、必要なところに広がっていくというような、前向きの取組を進めていっていただけたらなというふうに思います。そういうわけ

不確定原稿

で、この助けあいジャパンさんのネットワークに加わるというのは、私は三十何番目のペンギンとしてぜひやっていただきて、今後育てる側に回るという考え方がいいのではないかというふうに思っております。

それでは、ちょっと別な観点の話をしたいと思うのですけれども、先ほど、前回の総務委員会以降、市内でどんどん普及啓発のイベント活用を考えていくというふうに、少し考えを変えていただいたということは大変ありがたい、そうであってほしいというふうに思います。詳細の検討はこれからなのですけれども、そのときに維持費もそれなりに多少はかかる、1回の汚物処理で数十万円はかかると先行の自治体から聞いているので、このイベントの啓発は上手に使っていただきたい。

環境フェスタやあったかまつりや、いろいろなところで適切に使っていきたいと思うのですけれども、もう一つとして、さっきさこう委員もおっしゃったのだけど、災害のときに被災した武藏野市民から見て、このトイレがどういう位置づけになるかというところが、いまいち曖昧ではっきりしないままに、今回進んだような感じがするのです。

何でもかんでも計画策定、策定委員会をやって軸にすればいいというふうにも思わない。最近はちょっと計画やいろいろなものを整理していこうという動きになっているから、トイレ計画をつくればいいというものではないのだけど、品川区では既にこの同じ機種を入れていて、災害時トイレ確保・管理計画という活動をされています。

それはどうしてかというと、やはりトイレトラックは一つにすぎない。今、さこう委員も言ったとおり、携帯トイレが非常に市民に広がっているから、非常に機運が高まっていることは間違いない。そしてさらに、公園の中のかまどの隣の、100回ぐらい使うといっぱいになってしまう災害時トイレも、既に百何十基でしたか、あります。では私たちが実際あした大きな災害に遭ったときに、あるいは自分のアパート、マンションのトイレの下水管が壊れてしまったときに、どうすればいいのか。

もちろん、一番大量に何万人の人にやっていかなければいけないのは、在宅避難であり、携帯トイレでしのいでいただくということが、マスとしては必要なのですけれども、3日目、4日目になったときに、では避難所に行く、どこどこに物資をもらいにいかなければいけない、それから家族を連れてどこかに助けを求めなければいけないというときに、どういうトイレが使えるのか、使えないのかという、やはり総合的な視点が、今回の災害時トラックの取組は、ちょっと急ぎ過ぎたというか、その部分の議論がどうも欠けていたように思うのです。

ちょっと市長に続けてで申し訳ないのですが、この点についてはいかがですか。トイレトラックを買うということだけはすごく迅速だったと思う。だけど市民の目線からして、災害のときに自らのトイレがどうなるかというところの議論が、少し欠けていたのではないか、いかがでしょう。

【小美濃市長】 市でトイレを運用する場合は、先ほど来お話しさせていただいている、公助の話かなというふうに思っているのです。自助の部分は、先ほどさこう委員からもお話をございましたけれども、啓発も含めて、1日分ということで、今お配りを、まだしている途中でございます。ですから自助の部分としては広がっている。しかも一応御自宅での避難を、建物が壊れない限り推奨させていただいておりますので、その部分に関しましては自助としてやってください。また、そこには最低でも3日分のトイレは用意してください。その間に、例えば本当に下水道のところが壊れていれば、最低限の復

不確定原稿

旧作業もできるかもしれませんし。その部分は公助の部分です。

先ほど、武藏野市が被災したときにどうするのかという、その公助の部分からすると、そこは市民の皆さんに知りたいところが絶対いいとは思いますが、安心感として、市はきちんと持っていますということを知りたいことはいいかもしれません、それは市の責任として。

だから災害って想定できないのです。なので、本当に武藏野市内で被災したときに、あのトイレをどこに持っていくかというのは、そのときでないとなかなか判断ができないと思っています。なので、その部分は公助の責任として、一番このトイレトラックを必要とする場所に、まずは持っていくだろうなというふうに思っています。

ただ、自力で動かせますので、移動ができますので、ではここに何日、下手するとここに何時間という置き方もあるかもしれません。様々なことを想定しながら、市民の方にできるだけ不便がないように。トイレトラックってやはり自走できるというのが一番のメリットだと思っておりますので。必ずこういうふうに使いますというのは災害なのでなかなか言えないのですが、そこは公助の責任として、一番最適な使い方をしていきたいと、このように思っています。

【西園寺委員】 ぜひそうあってほしいです。今回この携帯トイレが非常に市民に今知られているということ、そしてトラックを買う。クラファンをやる。非常に機運が高まっているところなので、では本当に災害があったときに、市民の皆さんにとってどういう選択肢があるのかということを、ちょっと整理していただいて、何か適切な方法で、今の市長の思いを市民の皆さんにお伝えするような枠を考えいただきたいなというふうに思います。

地域防災計画に書くだけでは、やはり市民の皆さんに伝わらないですから。またその辺も、その周知の仕方。市民の方に、こういうふうに頼りになる部分はある、だけどここは無理だから、ここは携帯トイレでしのいでくださいという、そういうことを周知していただくような努力をお願いしたいと思います。

私は以上です。

【落合委員】 それでは何点かお願いしたいと思います。

まずトイレトラックを導入するについては、私どもの会派もずっと推進というか、要望も出しておりましたので、その点については、私たちもうれしい限りだなと思っています。その上で、今ずっと各委員から出ていました、契約の話と運用の話になるのでしょうか。大きくは多分その辺が今問われているというか、指摘をされているのかなと思っています。

まず、その契約の部分については、先ほども随意契約の理由については御説明があったのですけれども、そもそもだからこれは随意契約にしかならなかったのかというのは、多分多くの人がちょっとはてなと思っているところだと思うのです。

要するに一般競争入札でもこれは導入できる話なのか、そうではないのか。その前提として、助けあいジャパンに加入するという前提があるので、それを考えると唯一の団体でもあるしと、それは理屈として分かるのだけど、その前提の以前として、そもそもこのトイレトラックを導入するに当たっては、一つの検討の選択肢として、ちょっと全体的な全貌は僕もよく分からぬのだけれども、こういうトラックがいろいろ幾つか種類があって、一般競争入札でも導入することは可能だったのかどうか。

不確定原稿

その上で、このネットワークに入ればそれなりのメリットもある。いわゆる助け合いということで、こちらからも提供するけれども、私たちが何かあったときには助けていただけるという様々メリットもある。そういう部分、どういう検討をされたのかという、そもそも論になってしまふのだとけれども、ちょっとその辺もう1回説明いただけますか。

【横瀬防災課長】 まずトイレトラック自体は、ここではなくても存在します。ただ大型トラックもあつたりするのですけれども、例えば災害時に使い勝手とか、男女が分かれていないですとか、あと金額もこれと比べて大分高いとか、そういうものもあります。

あと、小型のトラックなども調べましたが、それは状況に応じて台数を何台も買わなければいけない状況などもあつたりとか、武藏野市にはあまり適していないというところもあって、車体に関してはそういうところで、この助けあいジャパンの車両は、先ほど申したかもしれないのですけれども、実践を重ねるごとにどんどん改良されて進化しているので、最もいいのかなというのは、まず前提としてあります。やはり大きいところは、このネットワーク、支え合いの仕組みを持っている団体がここしかないというところがありますので、我々が持っているその車体を使った、このネットワークに加入すると。これが先ほど言った随契理由になってくるのかなと。

ちなみに、ほかの東京都の加入している自治体にも全てヒアリングをしてみましたが、全て随契で、確認できた随契理由は本市と同様のものでしたので、そういうところも踏まえて、適切ではないかというふうに考えております。

また、この随契理由を考える際にも、管財課のほうにも確認しまして、随意契約ガイドラインというのもございます。そういうところにも照らし合わせて、この随契理由が妥当であるといったところが判断できましたので、この理由で随契を行うといったところでございます。

【落合委員】 多分一般競争でも、導入すること自体は可能なのだろうなと。ただあえてこのネットワークから購入するということのメリットが、やはり見えづらいのかなというところはあるかと思うので、その辺はもう少し整理したほうがいいのか、ちょっとあれですけれども、きちんと伝える必要はあるのかなと。

要はこのネットワークありきで導入するようにしか、やはり見えてこない部分があるのかなと。その部分というのはやはりいろいろな誤解を招く部分にもつながってしまうだろうし、せっかくメリットがあるのにもかかわらず、その部分がクローズアップされないというのは、逆に損だなと思っているので、その部分はもう少し、今後のことも含めて考えたほうがいいのかなと思います。

先ほど運用の話もいろいろ出ていたのですけど、運用の仕方もいろいろあって、例えば周知啓発いろいろなイベントにという話も出ていて、そこに持つていって、これがトイレトラックですという周知の仕方と、例えば訓練とかで実際に使うという部分とあるのだろうと思うのです。これは多分実際使うとなると、後の洗浄やら何やら、いろいろな大変さも当然見えてくるし、逆にそういうのを訓練しておかないと。例えば1回し尿がたまりました、これはどこで処分するのですかという話も当然関わってくるだろうし。例えば、私たちが持っているものをよそに出す場合はもうともかくとして、逆に来てもらったときに、その処理の仕方だとか、どうするのかというはあるだろうと思うのです。

この間、副委員長の声かけで、議員有志で、警視庁の持っているトイレトラックを視察させていただ

不確定原稿

いたのです。武藏野警察さんに御協力いただきて。あれは自分で処分ができる、いわゆる焼却処分ができるというもので、それもかなり時間がかかるのですけど。一々そのたまっているのを捨てに行かなければいけないとかということよりも、そういうようなトラックもあるのだと。これはいつから使正在のですかと言ったら、20年ぐらい前から使っていますと言うのです。そんな前からあったのだというのを初めて知ったのですけど。

それはいわゆる自車で、本体で処理ができるというタイプなので、それはそれでまた活用の仕方はあるのだけれども、今回いわゆるためる方式なので、一定程度たまってしまったら、当然それはもうそのまま使えなくなってしまう。それを1回出して、その上でまた使うということにもつながるわけで、そういういた運用だとか、入れたら入れたでいろいろな問題が出てくるのだろうと思うのですけど、その辺の課題整理だとか、今後の運用だとか、そういういた部分を考えてもこのトラックってメリットがあるのだと、そういうことなのか、その辺って今どうなっているのか、ちょっと教えていただきたいのですけど。

【横瀬防災課長】 導入に当たりましては、ほかの電気式のトイレ等も検討いたしました。その警視庁の車両があるというのも確認はしております。

ただ、例えば電気焼却式のトイレは、委員も今ちょっとおっしゃいましたけれども、焼却にかなり時間がかかるのです。500ミリリットルの汚物を処理するのに40分かかるといったところもあるので、確認したところ、電気焼却式ではあるけれども、その警視庁の車両は、電気焼却で処理したことはなかったというふうに聞いています。基本的には来て、バキュームで捨てたというふうに聞いていますので、なかなかこういった我々が想定しているところと比較すると、実践的ではないのかなと思ってございます。その他、バイオトイレとか、自分でもう捨てなくても処理できるようなトイレなども検討しましたが、トータルで見てこちらのほうの車両が。

これもいすゞ社製の車体は使っているのですけれども、いすゞ自動車が一般的にトイレトラックを出しているわけではないのです。車体はいすゞですけれども、助けあいジャパンオリジナルのものですから、これも唯一の仕様なのかなというふうに思ってございます。先ほども申し上げましたように、実績を重ねるうちにどんどん改良されていて、やはりどんどん新しい自治体が課題を見つけて、これをこうしたほうがいいのではないかというような意見も出て、それに伴って改良されていますので、だんだん物もよくなってきていると、そういういたところも選定した理由の一つでございます。

【落合委員】 誤解ないように。別に警視庁が入れているものを入れるとか、焼却式を入れるとか、そういうことを言っているのではないです。それはそういうものもあるという話だけで。

要するに、その周知啓発、市民に対して、こういうものがあつて活用するのだというのをどうやって知らせていくのかと。そのためには実際見てもらうのがいいのか、実際に使う場面もあるのか。実際使ったとなると、それはそれで、後の掃除だとかそういうものも当然必要になっているし、今後の維持費を考えたら、単に車を維持するだけでなくて、そういういた部分まで含めて考えているのかというようなところはどうなのでしょうと、ちょっとそういういた問い合わせだったのですけど、どうでしょう。

【横瀬防災課長】 先ほども答弁したのですけれども、そもそも初めは、展示だけ、見てもらって啓発するということを考えていたのですが、前回の総務委員会でも御意見いただいたり、実際使ってみた

不確定原稿

いと、市民の方に使っていただいてやってみないと、どんどん課題等も見つからないし、なかなか周知啓発でも効果が半減してしまうのではないかという御意見もありましたので、他の委員のところでも答弁しましたけれども、一応基本的には啓発、展示というのも考えているのですが、まずは年に1回程度、実際のイベントで使ってみると、そういう予算化を今検討してございます。

そのほかの周知啓発の方法に関しては、その状況を見ながら、もっとほかの活用方法があるのか、例えばほかの自治体だったら、農家の方に貸し出してお金を取ったりとか、そういう使い方をしているところもありますので。ただ、先ほど申し上げたように、我々がイベントで使うとなつても、その清掃費が、前回の総務委員会で1回20万円ぐらいかかるというふうに申し上げましたが、やはりコストがかかる。1回使つただけで20万円というふうになりますので、それが本当に費用対効果でいいのかどうかというのは、考えていかなければいけないと思ってございます。

【落合委員】 費用もさることながら、現実問題、それをどこで処理するのかというううが、どっかというと深刻かなと思っています。いわゆる仮設トイレみたいなもの、いわゆるバキュームカーで吸い取って持っていくのか、そのトラックそのものを、例えばここだと湖南衛生とかといったところへ持つていって処分するのだと、処理の仕方も考えておかないと、それこそいざというとき対応できないのかなということもあるのかなと。

特にほかの自治体から、例えば武藏野市が被災をして借りてきたときに、1台だけではなくて、もう何台もという話になると、その複数台数分きちんと処理もできるのだというものがないと、例えば使用期間が1週間なのか、10日なのか、1か月なのか分からないですけど、1日使つたら終わつてしまつたというのも、それはそれでどうするのだという話にもなるだろうし、そういう部分の想定というのには必要なのかなと思うので、ちょっとそれは今後の運用の方法だとか、当然考えていくのだろうと思うので、検討しておいていただければなとは思います。

それと、この助けあいジャパンとの関係という部分で言うと、要するに今回そのネットワークに加わることで、武藏野市のいわゆる運用の仕方だとか取組が、制限されることはないですよねというの、多分一番心配されるのではないかと思うのです。

ネットワークのほうから貸してくださいということが来たときに、マストで出さなければいけないのか、いや、うちもちょっと状況が違うので、ちょっと今回は出せませんということでも足りるのかという話と、あと、それは逆もしかりで、そういう部分、特に武藏野市の活動の中で制約を受けないのかどうか、それから武藏野市で導入したトラックを、ネットワークに加入していない自治体に出すことがどうなのか、そういう部分のいわゆる制約みたいなことというのは一切ないという理解でいいのか、その辺はどうなのでしょうか。

【横瀬防災課長】 まず基本的に、購入の際に、この後多分協定を結んでいくということになると思うのですけれども、助けあいジャパンから要請があります。そのときに、基本的には要請に応えるのですけれども、要請に応えられない場合は、やむを得ない事情ということで市の事情があれば、その要請を断ることはできるような協定となつてございます。

その中に、先ほど出たように、例えば、分からないですけれども、同じ地域で我々の友好都市が被災して、そちらのほうに優先で行きたいといった場合とか、そういう武藏野市独自の今まで築き上げて

不確定原稿

きた交流関係等もありますので、そういう中で比較的裁量を持って活動できるのかなと。ただそれは裏を返せば、武藏野市が被災したときに、ほかの加入団体も同じような状況が考えられますので、全部の団体が全て同じような状況で派遣できないというのではないのかなというふうに思ってございますが、状況としてはそのような状況となってございます。

【落合委員】 その協定というのは、この助けあいジャパンさんと協定を結ぶということなのでしょうか。それは購入した後で実際結んでということになるのかな。その中で、また個別具体のことは決めていくのだろうなと思いますけれども、どっちにしても武藏野市のいわゆる防災活動がというか、このトラックの運用そのものが、何らか制限を受けるものではないという理解でいいのかなとは思います。

そういう部分であれば、ある程度実際車が来る、武藏野市で様々な活用の仕方をする、その辺も自由度を持ってできるということであれば、だったら助けあいジャパンって何だったのだろうなと、逆に思う部分もあるのだけれども、それはそれとして、その辺の運用の仕方も、あと関係性についても、今後丁寧に見ていくただければなと思います。

あと、実際トラック自体ってどのぐらいもつものでしたか。ちょっと確認していなかったので、お知らせいただければと思うのです。要は、例えば10年後には新しいものに替えるだとか、ほかの車両なんかもそうなのでしょうけど、使い方にもよるのでしょうか、し尿を扱うので、実際の腐敗の仕方だとか、通常の車の使用法とは全然違うだろうし、ちょっとその辺、耐用年数的なものってどのぐらいあるのか。いずれ例えば買い換えるとしたらどうなるのか、そのとき、例えばこのネットワークを通じてまた買わなければいけないのかとか、何かその辺の見通しみたいなことってあるのでしょうか。

【横瀬防災課長】 なかなかトイレトラックの明確な耐用年数などは示されておりませんので、正確なことを申し上げることはできないのですが、例えばインターネットなどで調べると、トイレトレーラーの寿命が20年というふうに出ていたりとか、トイレの耐用年数は15年程度というふうに出ていたりしますので、あとはその活動状況によってそれくらいの寿命はあるのかなと。武藏野市の消防団のポンプ車も20年ぐらいはもう稼働していますので、といったところで、そう簡単に壊れるというようなことはないのかなと思っています。

また、その20年後に、また同じものを買うかどうかというのは、まだちょっとそのときの状況になってみないと何とも申し上げられないのですが、そのネットワークが機能していて、非常にいいと。またこのところでこのトイレを使っていきたいという話であれば、同じものを買うのだとと思うのですけれども、そのときの状況によって判断されるのかなというふうに思ってございます。

【落合委員】 大体20年ぐらいもつと。1台ずっとそのままいくのだったら、20年後の買換えということになるのでしょうか、いずれ例えば1台を2台にするとか3台にするとかということも、検討の中では出てくるのかなとは思うのです。そうなったときにやはりこのネットワークから買ったほうがいいのか、いや、一般競争でほかの車両を導入するということがあり得るのか。例えばほかの一般競争で納車してもらったものが仮にあったとして、それもネットワークを通じて貸し出すことになるのかとか、いろいろなケースが考えられるのかなと思うのですけど、何かその辺の検討みたいなことってされていますか。

【横瀬防災課長】 このネットワークに入っている他の自治体も含めて意見交換をしたところ、やは

不確定原稿

りほかの自治体も買うのは1台と。助けあいジャパンのこの仕組みが最大限に活用できるということで、あまり自前のところで何台も、2台、3台と買うような想定はしていないという話もありまして、本市としましても同じような形で、所有は1台というふうに考えてございます。

【落合委員】 分かりました。当面1台で様子を見ながらということになるのでしょうかけれども、複数台、2台、3台必要ではないのかという話がもし検討の中で出てくるのであれば、そのときの考えになるのかもしれませんし、そのときにまた助けあいジャパンさんを通じて買うということになるのか、そうではないのかということも、導入するという話になれば当然出てくるのでしょうかし。

その中でまた、先ほど特に活用に対して制約はないということだったので、それ自体は、仮にどんな導入の仕方をしても制限はないのだろうとは思いますけれども、その辺も含めて、ちょっと今後の運用だとか導入だとか、そういう部分については、よく検討していただければなと思いますので、これは要望としておきます。お願ひします。

【与座委員長】 よろしいですか。

暫時休憩いたします。

○午前 11時55分 休憩

○午後 1時00分 再開

【与座委員長】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

【深沢委員】 いろいろ議論が出ているのは、私はいいことだと思っていまして。私自身、昭和58年に初当選させていただいて、もうかなりたちますが、この間、今回のような民間で開発されたネットワークというのに対して、他の自治体と一緒にといいますか、そこに参加をしていく、お互い助け合う、またそのネットワークの本体との関係もそういう関係でやっていく。これは初めてなのです。それなので、マクロ、ミクロ、いろいろな議論が出て、しっかり議論、執行部の皆さんとやり取りしているというのは、これはもうある意味当然のことですが、すごくいいことだと、こういうふうに思っている次第で、その立場から、ちょっと重なる点もあるかと思いますが、質問をさせていただきます。

ただ質問の前に、まずは北海道・三陸沖地震の被災者の皆様には、お見舞いを申し上げる次第であります。そこで、今この北海道・三陸沖の現地では、助けあいジャパンさんのほうのネットワークはどうなっているのか。応援に行っているのかどうか。私もさつき実際にちょっと確認はしましたが、地元には、当該地域には参加の自治体があると。ただ、すぐに助けあいジャパンが確認したところ、要請がなかったので今は行っていないという、ざっとそんな趣旨の確認をさせていただいたのですが、まずは、ちょうど起きたばかりの災害なので、そのところの実情をお聞かせいただければと。

【横瀬防災課長】 ただいま委員から御質問がありました、北海道・三陸沖地震、青森県東方沖地震とも言うのでしょうか、そういう情報が、今、助けあいジャパンから我々のほうにも来まして、青森県の一部自治体にネットワークに入っている自治体があるということで、助けあいジャパンのほうが早急に先方に、どうですか、派遣要請ありますかということで確認をしたところでございます。現状は、近隣の市も含めてトイレの派遣要請はないというところで、今情報は来ていますけれども、今後の進展状況によっては派遣要請があるのかもしれません。

不確定原稿

【深沢委員】 分かりました。それではまず随契という問題について、るる質疑応答はありましたが、先ほどの御答弁で、地方自治法施行令の167条2の第1項第2号と。つまり競争入札に適しないものということですが、武藏野市が発行しているこのガイドラインの、そうなると8ページか9ページと、こういうことになるのかしら。とにかくこれは9ページになるのかしら。せっかくこういうものを出されているので、これを確認したいと思うのです。つまり、とすれば、特命随契ではないということですね、その位置づけは。それをちょっと確認したいのですけど。

【横瀬防災課長】 ちょっと今手元に随意契約ガイドラインがないものですから、ページ番号を申し上げることはできないのですけれども、管財課から確認したところで、判断のポイントが2つありますて、客観的事実に基づき、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であることというのが1点。もう1点が、契約目的を達成するための履行条件を満たすものが契約時点において特定されていること。この2点を根拠に競争入札はできないということで、随意契約をしているところでございます。

【荻野副市長】 今、委員がおっしゃられている随意契約のガイドライン、ここで言いますと、おっしゃるとおり8ページと9ページに該当するということで、今回の随意契約に至ったということでございます。

【深沢委員】 ぜひこれはしっかりと確認を内部的にもしていただきたいと思いますが、9ページの物品、委託等の中に、③で特殊な性質を有する品物の買入れにおいて、買入れ先が特定されている場合、これに当たるのかなという、そのところはしっかりと位置づけが分かるようにしてもらいたいと思うのです。特に今回は、契約は車の購入の契約です。ネットワークの、いわゆるソフトウェアで何十年一緒にやるとか、そういうものはないわけですね。車を買う契約ということですね。ちょっとそれを、さつきもそういう質疑応答はあったのですが、念のため確認。

【横瀬防災課長】 契約に関しましては、トイレトラックを購入する買入れの契約でございます。

【深沢委員】 ここで、しかばその車が何年もつかという持続性の問題ということは、当然質問が先ほど出たわけですが、本体が20年で、中、実際使うところが15年と。これは、どう積算——と言つたら変ですけれども——したのか。

例えば市長も議長をやられていました。私も議長時代に府用車で、特に議長車とか、スタンダードで10年で10万キロという走る距離。実際はそれ以上使っているわけです。大事に使っているからもっと使っているわけです、お互い。例えばこれは一例でありますか。ただ、このたびの場合は全然品物が違いますから、その20年、中が15年というのは、どういう根拠でそういう数字になっているのか、何か出典があれば教えていただければと思うのですけど。

あわせて、これは買うわけですが、リースというのは選択肢はなかったのですね。つまり助けあいジャパンのほうからのオファーとしては、リースというのは選択肢にないということ、あるいはこちら側からリースにできないかということの申入れをする選択肢もなかったと、こういうふうに理解するのだけど、どうでしょうか。2つ。

【横瀬防災課長】 トイレトラック、またトイレの寿命の年限に関しては、なかなか実質的なトイレトラックも、年限の記載が、調べたのですけどなかなかなくて、トイレトレーラーの20年というのは、

不確定原稿

ホームページ上でそういったトイレトラックではなくて、トイレトレーラーの耐用年数が20年という、株式会社 J P ホームサプライというところのホームページから見ているところなので、必ずしもそれが我々のトイレトラックに当たはまるかどうかというの、分からぬところではございます。

また、トイレの寿命の15年というのも、一般的に10年から15年と言われていると。これもインターネットの情報などから得たところで、どこの部分がどうという、そういった何か出典が明確なものはないのですけれども、国税庁の法定耐用年数は15年というのあります。

あとリースですけれども、今回の契約に当たって、リースを選択するかどうかという議論はありませんでした。ほかの自治体に倣って、購入という選択をしたというところでございます。

【深沢委員】 これは議論から少し離れるのだけど、ほかの自治体に倣うというのは、時には必要なのだけど、武蔵野はいろいろなことを最初に開発してきているので、だからそこは大いに自負を持っていいと思うので。我がほうで新たな開発が出てきたときにはこうしたらどうかと。この間一般質問した介護保険のときもそうで、いろいろ文句を言つたら直っているわけです。

ただ、私はすごく担当課は忙しいと思うのだ。どこも忙しいとは思うけど。だって課長さんだってこの間やせてしまったのだから、それは。だからいわゆる議会での説明というのは、こういう正式の場と、任意に我々が調査ヒアリングする場合とありますが、今回何回もやらせてもらったわけです。今日のような答弁を最初から言ってくれれば、まだ何とかなっていた。

だからちょっとその点は、この後5件一括もあり、ちょっと職員のあれがありますが、やはりふさわしい人数というのは必要だと思います、部門、部門で。それはもう市長も今うなずいているように。そうではないとちょっと私から見てかわいそうに思っているので。そういう同情をしてはいけないけど、それは。せめて説明は、もう完璧なまでに、最初に来たときから出てくるというだけの時間的ゆとりもなければと、特に管理職さんの場合は思うので、そこを申し上げておきたいと思います。

それから、この車のことです。本体はメーカーはもう決まっていると。それを仕立てに出すわけです、中を。その業者はだから助けあいジャパンで発注して、これを造ってくれと。そういう構図になっているというふうに理解していいわけですよね。

【横瀬防災課長】 委員がお見込みのとおりでございます。

【深沢委員】 あとは電気式で焼却するものが40分かかるという話、私も初めて聞きましたが、先ほど落合委員からもありましたように、警察、自衛隊双方でそれぞれ何か所かに持っていて、私も見てまいりましたが、車体は民間のメーカーのものだというのはその場で聞いたのですが、中はあれは恐らく改造してあるものですよね。というのを私は見て、今日初めて焼却の時間というのがさっき言ったようなことだというのは知ったわけですが、そういうことも全部込みで、前回の補正予算のときから私は聞いているつもりなのだけど、一応今日の答弁で大方分かりました。

それであと、この助けあいジャパンについて、最後のほうですがちょっと確認をしたいのですが、これまでの実績。たしか本法人は、2011年のあの東日本大震災を代表者の方が経験されて、そこから立ち上がったと、ネット等で資料を見るとそういうふうに載っているわけであります。したがって、その後、今日に至るまでいろいろなところで震災等が起こっているわけですけれども、実際の実績はネットを見れば幾つか載っていますが。能登半島も頑張っているようだし。

不確定原稿

ちょっとどのように把握しているかを、これはさらっとで結構ですから、一応教えていただきたいということと、あともう一つは、これも同じく今後のことを見たときに、監督官庁があるはずで、これは内閣府かな、これの確認をしたいということ。

それからもう1点、3点目。これも各論ですが、しかばいざというとき、事が起ったときに、武蔵野の地域の場合は、まずは消防署、それから警察署という、他官庁との市役所担当部課さんの日頃の付き合いとか、いろいろなイベントを通じての連携が構築されていることから、いざというときはそういうものが生きてくると思うのです。そういう関係というのを、この助けあいジャパンとの関係でつくりていけるのかどうか。これも法人の資料を見ると、正規の社員さんが5名ということなので。それ以外にも当然スタッフがいないとできないことですから、全体像はさらに違うと思いますが、3点目は、いわゆるそういう縛というか、連携関係というのも、どうつくり上げていけるのかということを、ちょっと確認したいと思います。

【横瀬防災課長】 助けあいジャパンですけれども、一番初めの発案者の方、佐藤尚之さんという方なのですけれども、この方が阪神・淡路大震災の被災者だったということで、この構想が始まったというふうに聞いております。その佐藤さんが東日本大震災に遭った翌日に、以前一緒に仕事をしたことがある政府高官にメールを出して提案したと。政府の理解を得て、同じ頃設立が決まった内閣官房震災ボランティア連携室と連携した、この民間プロジェクトが始まったというところでございます。

設立から1年後に、当初は公益社団法人として認定されて、岩手県、宮城県、福島県で広域的に復興支援を行っております。その後も能登半島地震ですとか様々な被災地に支援をして、実績を積み重ねているところでございます。現在は、なかなか緊急支援の多い事業という内容がありますので、一般社団法人というふうになってございます。

監督官庁につきましては、実質的に監督しているかどうかはちょっと分からないですけど、内閣府がそれに当たるというふうに思ってございますので、内閣府の防災の取りまとめというか、いろいろ政策を企画立案等していますので、今後防災庁などができるれば、また変わってくるのかもしれませんけれども、今は内閣府という認識でございます。

他官庁との連携でございますが、先ほど申し上げましたように、もともと内閣官房と連携して、そういったところから始まっているということで、国とのつながりもあろうかとは思いますが、実質的には各我々自治体も、消防ですとか警察、あと自衛隊も日頃からつながっていますので、そういった各参加自治体のネットワークなども活用しながら、複層的にネットワークが進んでいくのかなというふうに思ってございます。

【深沢委員】 では最後になりますが、今後、仮にこれが議決され、執行されると、こうなった場合の想定として、やはり長期計画というのはちょっと、今までの議論を聞いていると、例えば10年期間でここまで考え方でやるとか、そういうのでもないようなので、ともかく始めようと。始めて、その中のいろいろな関係の中から、次の新しい展開に発展していくということだって、先ほどもいろいろ議論がありましたが、それはあり得ると思うのです。将来へ向けて、いろいろな可能性があるというふうに私は考えたい。

そこで体験、経験したことを元手にして、さらに飛躍的にというか、新たな取組に発展するみたいな

不確定原稿

ことが十分あるということに解釈をするのだけど、その辺の将来見通しというのはどんなふうに、これを仮に実施できるようになった場合、考えているのか、さっきちょっと議論はありましたが、お聞かせいただきたいと思います。

【横瀬防災課長】 まず、まだ何年後とかそういうものは分かりませんけれども、市の全体のトイレ事業でございます。今、市内全体に、学校避難所のマンホールトイレですとか、公園のトイレ等を合わせて、550以上の災害用トイレがあります。基本的に災害が起きたときには、まずは携帯トイレ、これが一番メインになってくるというふうに思ってございます。その後、学校のマンホールトイレなども併用しながら始まっていくと。その後、学校の避難所のマンホールトイレだけでは足りない場合には、公園にあるトイレを開設しようとか、そういう時系列的に流れが進んでいくと思いますので。

市のほうの備蓄——携帯トイレも備蓄を進めていますので——あるのですが、3日までが想定なのです。なので3日以降、これは携帯トイレも支援によって来るということも想定しておりますし、なかなか全部のもう長期にわたっての備蓄というのは、在宅支援の場合は別ですけど、市のほうでそういう避難所等の備蓄をすることはできないというところがありまして、そういう中でそういう想定はしているのですけれども、不測の事態が起こって、我々が想定しているトイレが使えないといった状況が起りかねないと思っているのです。

その中で今回導入するトイレトラックが、臨機応変に活躍してもらえばいいのではないかというふうに思ってございますので、基本的な今の政策を進めながら、それにプラスアルファでトイレトラックが活躍してくれることを願っているところでございます。

【深沢委員】 つまりそれまでやっていって、そういう経験したことを生かして、さらに新しく、さっきのトラックを買うとか、いろいろ増やすとか、そういう発展的にこの対策を拡充していくと。単に助けあいジャパンとの関係だけでなく、自らの政策としてそれはそれであるとして、当然拡充していくと思いますが、そんなふうに。つまり今回のことを見てこに、さらに武蔵野らしく防災対策が深まっていくというふうに考えたいのですが、その点を。それは市長に。

それから先ほど、私、ちょっと失言してしまったのは、この場でおわびをさせていただきます。

【小美濃市長】 防災用具というのでしょうか、防災の機器を買うことって、すごく難しいのです。なぜかというと、使わないのが一番いいから。だから使用頻度というのも、果たしてどうなのかということなのです。ずっと使わなければ、災害が起きなければ一番いいのです。ただ、起きたときにそれがどれだけ有効に使えるかというのが一番大事なことであります。それは今でもやっている防災備蓄の食料でもそうです。食料の場合は、賞味期限が切れれば市民の皆さんにお配りができます。トイレなんかもそうなのです。トイレなんかも私も考えたときに、いや、果たしてこれは使わなかつたらどうなるのだろうと。物すごい金額を使って。

ただ、トイレも防災意識の高まりには恐らく役立ったと思います。この防災トイレとかって本当に難しくて、ふだんはどこかに置いておくわけです。イベントとか、今考えられるのは、例えば様々な訓練に対して使うことはできるかもしれません。先ほど委員がおっしゃったとおり、そのほかにも様々な用途があるならば、これから利用していきたいとは思いますが、このメインの利用というのは災害時なので、備えなのです。そこが非常に難しい。では備えのために2,600万円使うのかという、そこが一番問

不確定原稿

題なのです。

私たちはいざというときのために、それでもお願ひしますと、今、議会にお願ひさせていただいているところでございまして、なかなかいつ来るか分からぬ地震のために、市民の税金を2,600万円も費やすということに対しては、いろいろ考えなければいけないのですが、だからこそ少しでも企業の皆さんや市民の皆さんにも御協力いただいて、市民の税金の支出を減らしていきたいというのも、一つの考え方ではあります。

なので、今回のこのトイレトラックの購入に当たっては、まずは公助です。まずは市が使うことを第一義的に考えています。災害が来たときには市民のために使いたい。しかし、このネットワークの中に入れていただることによって、よその地域が被災したときには、そういう手助けもできるという、部長からありました共助のそういうことにも使えるということで、共助、公助、どちらも大事なことでございますけれども、しかし第一義的にはやはり公助なのだろうな、市民の備えのために。

一回も使わぬのが一番いいです。ただ、そういうわけにはいきませんので、イベントや防災訓練や、またそれぞれそういうことを踏まえながら、あつ、こういうことにも使えるかもしれない、ああいうことにも使えるかもしれないということを模索しながら、この事業を進めていければなというふうに思っています。

【深沢委員】 ありがとうございます。ぜひそういう方針で頑張っていただきたい。でも私は最初に申し上げたように、金額の多寡ということではなくて、今回の仕組みが私も初めて経験する仕組みなので、これはやはりしっかりと議論しておかなければいけないと。考えられる限り議論した上で、さあ、どうするというふうにすべきだということを申し上げた次第であります。

以上です。

【本多委員】 やっと回ってきました。すみません、お待ちかねみたいな感じになってしまっているのですけど。前回、補正予算が出たときに、いろいろと私のほうでも伺わせていただきて、まずそのときに、購入のときにはこういうことをぜひ教えてほしいというお願ひをさせていただいたと思っていまして、そのことについて、まず最初に確認をさせていただきたいと思います。

前回、私が補正のときに討論で申し上げたお願ひというのが3点ありますと、1つ目は、導入目的と効果の論理的な説明というのが欲しいですということで、この災害時の全体のトイレ施策というものです。今少しお話にも出ていたのですけれども、先ほども出ましたが、品川区の災害時トイレ確保・管理計画というのも非常に参考になるものだなとは思っていて、発災時のところから何日までに、こういうトイレが今何個あって、これが何日、何日という形で、エリアごとにどういうふうに足りなくなっていくのかということが計算されて、大体シミュレーションが行われているというものが、この品川区の計画のほうでは見ることができると。

そういうものがあって、その上で、ではこのトイレトラックを買って、武蔵野市としては、この辺りが、例えば東のほうが足りなくなる可能性が高いので、最初からそっちに配備しておこうとか、そういういろいろなシミュレーションというものをやっていく必要があるのだろうなというふうには思っているのです。補正を通していきますので、私もトイレトラックを購入すること自体に反対しているわけではないです。なので、その説明をまずしていただきたいということを前回申し上げました。これがま

不確定原稿

まず1点目の確認。

2つ目は、なぜこの大型車両なのかということです。前回の御説明は、このスキームに参加をするにはこれしかないのだという御説明がありましたが、基本的にそのトイレトラックというものが、先ほども出ていました、いろいろな種類のものがあるということで、前回はその比較をした一覧表みたいな、材料をやはり示していただきたいということをお願いした次第です。

前回やはりいろいろな方からも質疑が出ていて、口頭で、メンテナンスはこっちのほうが幾らで安いとか、こっちのほうがどうだとかということを。さっきの耐用年数の話もそうだと思いますし、例えば運転手の免許の種類であるとか、そういった比較というものが本来行われてから、この大型の車体1台にしますという説明がなされるべきであろうというふうには思っているのです。それも前回お願いしたのですけれども、今日、私は購入の議案が出てくるときに、出るかなと、一覧表で比較していただいたものが、さっと出てくるかなと思っていたのですけれども、今回頂けなかったので、これについても確認をしたいというふうに思っています。

3つ目は、このスキームの実効性についてということで、例えば友好都市との連携といった独自性のあるもの、私たちにとってはそちらのほうが実効性があるのではないかということを申し上げました。この実効性というところについても、今日いろいろと出ていますけれども、こちらについても、そういったことで比較をした上でこちらのほうが、このスキームに参加するほうがメリットがあるということを、やはり説明していただきたいというふうに申し上げたのですけれども、このまざ大きく3つについて確認をさせていただきたいと思います。

【横瀬防災課長】 まず1点目です。導入目的と効果というところで、もうずっとこの会議でも話しているところではございますが、一応市全体のトイレのイメージとしましては、先ほども申し上げたのですが、まずは発災直後は携帯トイレ、こちらが機能してくるのかなというふうに思ってございます。その後、1日目までは避難所が開設して、避難所の下水道直結のトイレと併用しながら進んでいくと。避難所の備蓄、携帯トイレは3日分ありますので、3日目までは何とかなるのではないかというところです。

そうしていく中で、避難所の備蓄が徐々になくなってくると、携帯トイレも数が足りなくなってしまいますので、そうするとプッシュ型ということで、携帯トイレも支援していただけるような時系列。3日目以降です。そしてあわせて、その避難所のトイレがもしパンクしてしまった場合には、各公園にもトイレはありますので、そちらのほうを順次開設していくと。ですので、下水道直結の避難所のトイレを使いながら、公園のトイレも使い、そして携帯トイレも使っていくというところで考えていきます。それが7日目以降とか続していくと。

その中で、必ずしも想定どおりに使えるかどうか分からぬ。例えば避難所のトイレ、マンホールは10基ありますけれども、1基50人と計算すると、500人分必要になると。それが全く下水管が何らかの事情により使えなくなってくると、ではその分のトイレはどうなるのだという話になると思います。

これは2番目のなぜ大型車両なのかということでお話も関連してくるとは思うのですけれども、武藏野市のようにそういった狭い地域で多くの方が避難してくることが想定される場合には、その大型の助けあいジャパンの車両であれば、250人分賄えるというか、対応できる仕様になっています。仮に

不確定原稿

先ほど言った500人分足りないということであれば、2台あればそれに対応できますので。

例えば小型のトイレトラックで対応するとなると、1室しかありませんから、それを10台持つていなければいけないという計算になりますが、この助けあいジャパンのネットワークに入つていれば2台で足りる。武蔵野市の分がなくても、例えば2台あれば対応できる。例えばですけど。そういうことにも対応できると。臨時に何か不測の事態に対応できるということが考えられるのかなというふうに思つてございます。

また仕様も震災に特化した仕様になっていますので、男女2室ずつ分かれていますし、だれでもトイレも入つてゐるというところで、非常に武蔵野市には即した内容のかなというふうに思つてございます。ということが大型車両の理由というところとも連動しているので、今、免許は何を持っていてというのは、ちょっとデータを持ち合わせていませんので答弁できませんが、そのところが取りあえず1番、2番の答えでございます。

メリット、実効性なのですけれども、やはり先ほどの青森県東方沖地震にもありましたように、もう反応が早く、すぐ情報を被災地に確認してもらって、関連するネットワークの団体にすぐ情報が下りてくるということなので、これが1対1の関係ですと、被災地がどこかに、持ってきてくださいというような形になってくると思いますので、なかなか被災している状況で、そのトイレトラックを一個一個やつてあるような余力というか、それは災対の本部にもないでしょうし、なかなか厳しいのかなと。そういうところで、こういったネットワークに入つていれば、そういう臨機応変な対応ができるのかなというふうに思つてございます。

【本多委員】 ありがとうございます。できればやはり、そういうシミュレーションをしていますとか、こういうふうに比較をしたのですということについては、きちんと書面で見せていただく必要があったのではないかなと思っているのです。今こうやって説明を聞けば、いろいろ返していただける情報も課でお持ちだと思うのですけど、やはり私たちがそれをここで聞いて、こういうのがあるのだとか、こういう違う車体があるのだとかということも、分からぬのです。

だからこれなのですと言つていても、ほかにももうちょっとこういうのがあるのではないかとか、では自分たちで調べようというふうに思つても、基のそういう比較をされた資料というのがないので、どこから手をつけようかなと思うぐらい。やはり資料としてそういうものを参考にお出しitただくということは、今後もいろいろ購入したりすることもあるでしょうから、様々武蔵野市の状況に応じた比較検討を行いましたというものを、ぜひお示しいただくように、これは今後のこととしてお願ひしたいというふうに思つています。

今の御説明からいくと、今回買うこのトイレトラックについては、恐らくベース的に備えるというよりは、プラスアルファ的な、予備的なというか、備えとしてというところは今までお話も出ていますけれども、そのシミュレーションの中としては、恐らくここが足りないからそこを補完しようということではなくて、ベースは先にあって、ここがちょっともしかしたらうまくいかないかもしれない。そうなつたときにこれを使いましょうとか、そういうちょっと補佐的な役割がある。そういうものにこのトイレトラックというのは、今後なつていくのかなというふうには理解をしました。

なので、多分今すぐなければいけないとか、例えばこの間やつたみたいに、携帯トイレをすぐに配布

不確定原稿

しないといけないから補正予算を組みましょうとか、そういったものとは少し違っていて、備えれば備えるほどいいというものでは恐らくあるのでしょうし、いろいろなシミュレーションをやっていく中で、それが補完的な役割を果たすことができるかもしれないということになっていくのかなというふうには、理解はしたところです。

そうなってくると、私はやはりずっとこのお話を聞いていて、前回と同じような話にはなりますが、このスキームに入ること、入りたいということ、そこのスキームにメリットがあるということも、分からぬでもないですが、この会社が、こういうやり方で自治体に随意契約をしてもらおうというふうにする仕組み自体に、問題はないのかなという懸念を抱いています。

先ほど、管財課のほうにも聞かれて、随意契約自体の理由としては特段問題はないだろうという確認を取られたというお話もありましたが、私も民間事業者の人間なので、こういうスキームをつくれば、競争入札にかけなくてもいいというやり方なのだろうなというふうに見て取れてしまうのです。それは、もう既に、まだ加入していないのにオンラインコミュニティに恐らく参加されているのだと思うのです、今日のお話だと。

そういうやり方なのです。今の民間のビジネスのやり方なのです。オンラインでコミュニティをつくり、先にそこでまず関係を構築する。それから情報を提供して、これがいいですよねと。それで、そこに対してサービスを提供して買ってもらうというやり方は、今すごく主流なやり方だなと思います。ある種の一定コミュニティ型といいますか、そういった形で購入をしてもらうというところに結びつけていくということ。

それ自体は別に悪いことではないと思うのですけれども、私はこの公共調達という、公共が何かを調達する、お金を払うといったときに、本当にこのやり方を武蔵野市として。全国で、今皆さん三十何自治体、最初のところで私たちの団体としてそういうところに入っている。それも価値のあることかもしれませんけれども、私はすごく危ないのではないかと感じています。そういうやり方をこれまで武蔵野市は認めてきたのですか。随意契約をするに当たって、物を買うに当たって、こういう付加価値の部分に対して理由をつけて物を購入するということを、これまでやってきたのですか。ここをちょっと確認させてください。

【稲葉防災安全部長】 今、公共の調達ということで御質問いただきました。私も様々な部署、教育とか福祉のほうにもいましたけれども、なかなかこういった仕組みでの物の調達というのは、経験はございません。

先ほども申し上げたとおり、能登半島地震の教訓から、そこの被災地にどのような形で応援に入っていくかというところが、大きなテーマかなと思っております。そういったことを振り返ってみると、やはり被災をしていないグループというか、そこが応援していく仕組みというのは、私どもは一定の価値があるのだろうなと思っておりますし、何分過去の実績がありますので、そういったところを見て、総合的に判断をしたというところでございます。

【本多委員】 ありがとうございます。私もう何だかんだ随分議員の生活もやらせていただいて、恐らくこういう議案に当たったことというのは今までなかったかなと思っているので、ある種本当に皆さん初めてのことなのかもしれないなと思っています。

不確定原稿

そういうことを考えたときに、購入の議案でこれは出てきているけれども、先ほどのお話だと、ネットワークを維持していくための費用というものが、この購入のお金の中に含まれてしまっているというふうに考えるべきなのかなというか、そうとしか考えられないという状態に現在はあるのだと思うのですけれども、この団体自体は決算書とともに、多分私が指摘をしてわあわあ騒いだので、その後すぐ載せてくれたのかななんて思ったり、報告書も、前載っていたものとはるかにレベルの違う報告書が今掲載されていますので、皆さんも御覧いただければ、今回ここで質疑している意味はあるかなと私も思ってやっているのですけれども。

ほかの事業から何らか、ここのこのトイレトラックのネットワークに対しての管理費用というものが、稼いできて、そちらから回ってきているものなのか、これは本当に車体の費用なのか。私はこれはそもそもは、メーカーから買うものだと思っていたのです。これはさっきいすゞの車体ですという話もあつたので、メーカーから買ってネットワークに加入するというのだったら、まあまあ分からんでもないなと。

車体についてはできれば競争入札して、価格のところの適正性というものをきちんと追求していただきたかったなと思っていて、さっきさこう委員から会費についての質問もありましたけれども、ネットワークに参加して、そこで使われるお金というのは、本来別途支払っていくものだと思うのです。その管理をするためのいろいろなものが必要でしょうから、それはネットワークに入っているところがみんなで負担をするというのが、本来の考え方だと思うのです。

でも今はそこに入るために、この車体をそこからしか買えないという状態が迫られていて、これは、競争入札が本来は原則であるというルールになっている中で、この仕組みにしてしまえば、何でもこれで売れてしまうのです、この話でなくても。私はこのやり方を、公共調達の原則、例外という考え方の中で、このスキームを認める、その中の自治体に私たちはなっていいのかということを危惧しているのです。

なので、今のをちょっと質問にすると、この買入れ価格。先ほども、ネットワークの維持費みたいなものも含まれるのではないかみたいなお話もありましたが、これは見積り金額という形で、今回議案の中では提示されているのですけど、この内訳、一体何にこのお金が払われるのかということについて、これはどう理解したらいいですか。これを見積り、随契なのでここからしか出てきていないわけなので、この価格の適正性みたいなものは、私たちはこれをどう判断したらいいですか。

【稻葉防災安全部長】 価格の適正というところで御質問をいただきました。今回こちらの助けあいジャパンさん以外で、例えば同等のトイレトラックを購入した場合、当然仕様が違いますので。こちらの事業者さんは何年もかけていろいろスキルがアップして、現場で使うには有効な車体となっているという前提があります。ほかのところでいろいろ見た中では、こちらの金額の二、三割高い程度のトイレトラックになるだろうと。ほかのところで買った場合です。

ただそこは競争はなっていませんけれども、調べた範囲では、ここよりは2割、3割ぐらい高くなるということを考えると、一定程度ここの金額には妥当性があるかなということと、先ほどありましたけれども、仕組みはあるのですが、その仕組みとともに、やはり実績があるというところで、私どもとしてはトータルで、こちらの事業所のコンセプトに参加するのは有益だろうという判断をしたところでご

不確定原稿

ざいます。

【荻野副市長】 先ほど運転手の免許の話がありましたけれども、2019年度以降は、準中型という形になります。それ以前に免許を持っている方というのは、普通免許で乗れるような状態になっております。

それから、車両の妥当性というようなお話です。今、部長のほうから答弁がありましたけれども、まるつきり同じ仕様での比較というのはなかなかできないのですが、類似なトイレトラックを比較しますと、ここの助けあいジャパンの車両については、先ほど申し上げたとおり、安価になっております。車両が安価で、なおかつ助けあいジャパンのこのネットワークというものがありますので、市とすると妥当性はあるのではないかと。

これは本来競争入札にすると、定価からどれぐらいというのがそれぞれ違うとは思いますけれども、今の段階で比較ができるのが、やはり定価なり、一般的に示されている価格での比較ではございますが、そこではこの助けあいジャパンの車両については安価であったということもあって、このスキームにトータル的に乗ったということありますので、御理解いただければというふうに思います。

【本多委員】 ありがとうございます。免許とかその辺りのところは情報としてありがとうございます。

この価格の部分というのも、ある程度は当然調べた上でこういうふうに提案されているということで、認識をしているところではあるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、このネットワークの管理費とか維持費みたいな運営するところ、その部分というのが、これに今込み込みで入っている状態なのだろうとは思います。

もしそういうふうに捉えていくというか、恐らく財政的にそういうような状況にしかならないのだと思うので、そういう形で、いろいろと車体の仕入れとかといったところを工夫しながら、そうやって台数をたくさんにして価格を下げてもらったりとか、いろいろメーカーと調整したりとかしているのだと思うのですけど、だったらプロポーザルでよかったのではないかと思うのですが、プロポーザルについての検討はされなかつたのでしょうか。

【横瀬防災課長】 特にプロポーザルについての検討はいたしておりません。

【本多委員】 何でプロポーザルの検討ってやらないのですか。私も府内でそういう契約に至るまでにどういうフローを踏んでいるかというところを、細かくは全部分かっているわけではないので、その辺りの調整を行っていくときに、私は随意契約で、こういうスキームに入るためにこれを購入しなければいけないというような理由づけだとこちらに取られるような説明になってしまふのは、やはり違うではないかなというふうに思っていて、そうするとこうやって言われるわけです。

これって、ではこのネットワークに入らないといけないからこれを買うわけだけど、本当にこれで価格は大丈夫なのかとか、さつきみたいに、例えばこのまま年数がたっていって、ネットワークに入っていることによって、不利益変更のようなこととかはないのかとか、何かの契約をするのか、これは何なのか、それも分からぬわけですけど、この購入する、購入としての契約、売買契約はします。

このネットワークについては、規則とか規約とかそういうのは存在しないのですか。何かそれも、何もないと言われるとそれもそれで不安なのですが、何かしらそれはあるのではないのかなとも思いま

不確定原稿

すし、先ほどそれが、では何年かそれに対して私たちが縛られるものがあるのかという質問もありましたけど、そういったネットワークに加入をするということによる影響というのは、今後この車体を持ち続けていく10年、20年。10年後、20年後ぐらいにまたこの議案をやる可能性があります。またここからしか買えないとか。

私はそういうふうになっていく、そういうふうに縛られていくことが、これはパソコンのシステムのほうの話とも同じだし、今回の話ってファツィオリのピアノを買うのと同じだと思っているのです。あれも随契だったのです。あのときもうちの会派は反対しているのですけど、同じことを質問しているのです。何で随契なのですかと。プロポーザルで、こういうことが武藏野市にとってメリットがあるから、このほうが技術としてもこうだしどとか、そういう説明をきちんとしてもらった上で、価格の競争の部分もあるという、そこが。

込み込みで言ったら、このネットワークってすごく価値のあるものだと思うのです。先ほどから実績とおっしゃられていて、三十何団体の自治体が既に参加をしているということなのですが、私はこの議論を本当にこれまでやってこなかったのかなと、怖くてしようがないです。それが全部実績になってしまっているのです。ほかの自治体でこういう議論をしたのかどうかも全部調べていないんですけど。よく通したなと思っているぐらいです、本当に。この仕組みをつくれば、ビジネスが成立するということなのです、これで公共の調達の。民間側から考えたらそうです。

後からネットワークの管理費を払ってくださいとか、維持費を払ってくださいと。もう自分たちだけではやっていけないのでとなつたって、全然おかしくないし。そうなつたらそうなつたらでもちろん払わなければいけない。払うものだと思います、それは。さっき会費がないのは何でなのですか、逆に変ですよねと。それは数が集まつたら会費を取るのです。会費ビジネスはそうやってやるのですから。そうなるか、そうならないか分からぬ、不確実な話でありますけど、ビジネスの考え方で言ったら、すごくいいビジネスです、これは。だから公共調達の原則というのがあるのではないですか。民間ビジネスには民間ビジネスの考え方があるのです。

1個ちょっと確認したいのですけど、さっき、公益社団法人だったときがあったという話があったと思うのです。いっとき公益だったと。緊急の案件が多いから、公益は確かに縛りがきついので、公益社団法人から一般社団法人に多分戻したのだと思うのです。今はそれでそのまま一般社団法人になっていますということなのですが、私これは、公益社団法人なのだったらまた違うのだろうなという話も、まあ分からんでもないのです。要件が違うから。この一般社団法人はまず、営利型で運営しているのか、非営利型で運営しているのか、どっちですか。これは確認できますか。

内閣府の公益社団法人のルールが今年の4月から変わっているはずなのです。要件をかなり緩和しているのですけど、その4月からのルール変更によって、また公益社団法人にするということをこの団体は検討されているかどうか、分かりますか。

【稲葉防災安全部長】 すみません、私からは、ちょっと今プロポーザルのお話がありました。何か課の中でプロポーザルについて議論をしたりとかということはなかったのですけれども、私も様々な契約のところに関わっている中でも、競争でやるときとプロポーザルでやるときがございます。プロポーザルの場合は、一定程度職員のほうの準備をする時間的な様々な負荷というものがありますので、プロ

不確定原稿

ポーザルをやるならば、その意味を取ってやるべきだと思っています。

先ほどから御説明しているように、このネットワークが、調べた中では、基本的にはこちらの団体以外ないということを考えると、プロポーザルを実施したとしても、こちらの随契みたいな形にどうしてもなってしまうかなというところがございましたので、そこで競争がかからないということと、説明のところがどうしても少し足りなくなってしまうのはあったのかもしれませんけれども、ちょっと今後の参考にさせていただければと思います。

【横瀬防災課長】 あくまでインターネット上の情報で、向こう側が言っている内容ではございますが、非営利型でございます。また公益に戻すとは言っていない状況でございます。

【本多委員】 ありがとうございました。一応非営利型で運営されているということで、そこはちょっとほっとしたところではあります。まずこれが分からぬという状態だとよくないなというところもありましたので、やはりいつとき公益になったけどやめて、一応非営利型で運営されているだらうと。

決算書とかが載っているサイトも、一応公益関係の活動をしているところが掲載されるサイトみたいな形のところに決算書とかが載っているので、一応公益目的のところでの活動領域なのだらうなとは考えられるということで、そこまでは確認ができます。そういったところで言ったら、民間ビジネスとして、とにかく金もうけみたいな、とにかくお金、お金ということではないのだとは思うのです。もともとのこの団体の成り立ちからしても。

ですが、私が申し上げているのは、この仕組みを採用すること自体が、今後武藏野市が物を買うときに、このやり方でいけば、営業が全部通るぞ、随意契約でいけるぞということになりかねないですということを危惧しています。これは防災課の方々だけの話ではないので、市全体として、私は物を買うときにこういうやり方を認めていくということが、随意契約で、本当に武藏野市が率先して手を挙げてやっていいのかという不安がありますが、そちらに対する見解というか、安心させてほしいというところが一番なのですが、この仕組みについてどうお考えなのかということを、理事者のほうからお願ひしたいと思います。

【小美濃市長】 大事な視点かなというふうに思っています。私はいつも実は物品を購入したりとか、様々な事業を展開するときに考えるのは、やはり地方自治法の2条の最少の経費で最大の効果を上げるということなのです。今回単純に車両比較でも、ここは相当安いです。しかもスペックも相当いいです。そういう意味での物の価値としての効果というのは相当あると思います。さらに、先ほど私は備えだと言いました。委員のおっしゃるとおり、これは備えであり、どちらかというと補助的な役割ではあります。

しかし購入するからには、私が最初に指示したのは、とにかく一番早いスキームでやってくれということをお願いしたのです。これが一番早いスキームだったのです。その早さというのも、ある意味、最少の経費で最大の効果を上げるということにつながってまいりますので、そこでプロポーザルというのはまず、私の頭の中にはなかったです。プロポーザルって物すごい時間がかかるから。

あした起るかもしれない災害のために、しかし10年起こらないかもしれない災害のために、2,600万円を使わせていただくという、非常に難しいことを、皆さんに今審査をしていただいているわけでございますが、そういういた様々な点で最少の経費で最大の効果を上げるということを照らし合わせると、

不確定原稿

このスキームが今のところは一番よかったです。そのほかに何か出してくれればまた別なのですが、この時点ではこれが一番よかったですということでございます。

【本多委員】 ありがとうございました。いろいろ申し上げたのですけど、やはり随意契約することについての懸念というのは、なるべく払拭しなくてはいけないというのが、公共の原則だというふうに思っています。そこを様々今日も含めて質疑をさせていただきましたが、やはりその意味で言ったら、確かに市長のおっしゃるように、スピードというところでやっていかなくてはいけないと思うのですけど、だったらなおのこと、比較検討した資料をきちんと出してほしかったです。それは議会が通らなければ、これは一番いいスピードになりませんから、ここがどうやって納得するかということが一番大事だと思うのです、そういう意味だと。

ここが納得できるかどうかという資料、それからそういう適法性についての部分だったり、価格の適正性、合理性の部分だったり、こうやって質問すればいろいろ情報は出てくるけど、それは聞かないと分からぬというような状況。私はやはりそれはよくないと思いますし、市民に一番そこを説明していかなくてはいけないというのは、随意契約だと思うのです。やはりそこをきちんと説明した上で、ではこれを買いますとか、そういう話を聞いていかなくてはいけない。

プラス、いろいろな理由は分かったのですが、やはり私はこの団体がこのやり方でこの事業を進めていくということ、これから30団体、50団体、100団体というふうになっていくことを、どうしても認めたくないです、それは。うちがそこに乗っかっていくということで、このやり方を認めること自体が私はおかしいと思っている。

ではそのプロポーザルも、検討するのに時間がかかります、こういうふうに物によっては早くしなければいけないから、プロポーザルではなくて、では随意契約にしましょうというのも、当然あると思うのです。あると思うのですけど、だったら、これはやはり車体は車体の購入、きちんとネットワークはネットワーク、切り離して、ネットワークの運営のところは、例えば別に自分たちでもう既に持っているトイレトラックがあったら、それでもネットワークに参加できるとか、ネットワークの在り方として今これがバーターになっているというやり方自体が、なぜそうせざるを得ないのかなと。

それは団体の運営のやり方なので、ここで幾ら言っても運営側のやり方ですから、そっちで考えてもらうしかないのでしょうかし、次のストーリーとかいろいろあるのかも分からぬのですけど、今のところ私は、この事業者のこのやり方に武藏野市がこれでお墨つきを与えるということが、ちょっと違うのではないかというふうに思っていますので、その意味も込めて今日も様々聞かせていただきました。

質問は以上です。

【与座委員長】 質疑は一巡いたしましたが、質疑を終了する前に、本案の取扱いについての御意見をお伺いいたします。

【深沢委員】 いろいろ議論はあって、ちょっとうちのほうとしては10分ほど休憩をいただければ。ちょっとその間に整理をしたいと。

【与座委員長】 ほかに何かありますか。

今、深沢委員のほうから10分ほど休憩をしてほしいということでありましたので、それでは、ちょっと事務手続等もありますので、暫時休憩いたします。

不確定原稿

○午後 1時58分 休憩

○午後 2時15分 再開

【与座委員長】 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、質疑を再開いたしますが、先ほど質疑を一巡しておりますので、ここでは必要な方は確認の質疑をしていただくということでお願いできればと思います。ある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて質疑を終了します。

本案の取扱いについて御意見を伺います。

(「採決」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 「採決」という声がありますがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これより討論に入ります。

【さこう委員】 議案第102号の災害用トイレトラックの買入れについて、反対の立場で討論をいたします。

今回のこのトイレトラックの購入について、トイレトラックをなるべく早い時期、とにかく早く自治体として持つべきだという、先ほど市長からも御説明がありましたが、そのこと自体についてはもちろん賛同しております。武藏野市として、災害に備えて、公助として、避難所のトイレだけではなく、トイレトラックという稼働性のあるものを持つということ自体は、必要なことだと思っておりますし、それは一日でも早く持つべきだというところに関しても賛成はしています。

ただ、今回このスキームに乗って、この事業者からこのトイレトラックを買うということについては、やはり説得力に欠ける、正当性に欠ける部分があるのではないかということで、反対という立場にさせていただきます。

反対する理由として大きく2つございますが、1つ目は、先ほど質疑の中でもいたしました、今回のトイレトラックの買入れについては、今回の購入はトイレトラック本体の購入の費用ということですが、今回このトイレトラックをこの事業者から買う理由としては、やはりネットワークへの加入というところが一番重要でありながらも、そのネットワークを継続していくための費用というものがここには入っておらず、今後もそのネットワークの運営を続けていくための費用を、誰がどのように支払っていくのか、どうやって続けていくのかというところの見込みが、きちんと立っていないというふうに感じています。

また、今回このトイレトラックを購入することがネットワークへの加入の条件になりますが、購入をした場合に、ネットワークがこの後何年間は最低でも継続をするというような約束事というのが、契約の中には含まれていないということも、問題なのではないかと思っています。

もう一つ、今回のこのトイレトラックの買入れについて問題だと、私がこれまで何度も何度か指摘をしてきていることは、この購入の費用について、クラウドファンディングで広くお金を集めようと思っているという点についてです。クラウドファンディングというのは、ただお金を集める仕組みではなくて、広く市民に何かメッセージを訴えて、そこに賛同してもらった方からお金をもらうという仕組みなので、

不確定原稿

ただお金を集める資金調達のツールではなく、PRのツールだというふうに私自身は考えております。

そうなったときに、武蔵野市が、今、対市民のコミュニケーションとして取るべきコミュニケーションの内容は、トイレについては公助の問題ではなく、自助を市民の方に求めていく。自分たちでトイレを備えるですか、基本的には自宅で過ごすことになりますというメッセージを、これまで丁寧に伝えてきていると思いますし、そこを一貫して今後も続けていくべきだと思っています。そうなったときに、今回このトイレトラックの購入について、クラウドファンディングをこのタイミングでやるというのは、その市が本来的に市民に対して行うべき自助、求めるコミュニケーションとは、ずれる文脈になると思うので、それをやることには正当性がないのではないかと思っています。

また、もう少し広く考えたときにも、自治体がクラウドファンディングでお金を集めるということについては、すごく慎重になるべきだと思います。自治体として市民の方々から集めた税金で、ふだん様々な事業を運営していますが、その中で、なぜこの事業についてはクラウドファンディングで、プラスアルファで市民からお金を集めなくてはいけないのかというところの理由がきちんと説明できないもので、いきなりクラウドファンディングを使うということについては、もう少し慎重に検討すべきだと思っていますので、トイレトラックを持つこと自体には賛成ではありますが、今回の議案には反対とさせていただきます。

【深沢委員】 賛成をいたします。

本件については、我々の会派では本年度に予算要望をしたものであり、市長のほうでこれを採用したという経過もあります。したがって、9月の補正予算ということになったわけで、その際も賛成をしたわけでありますが、ただ、先ほど来申し上げておりますように、その際の答弁、説明は甚だ弱かったので、その点は説明不足を指摘させていただき賛成をしたと、こういう経過で今日に至ったわけあります。

大きく2点、3点、申し上げます。

一つはこのたびのトイレトラック購入については、市長の、スピード感を持ってと。事が事であるから、スピード感を持って進めると、こういうことだったのだろうと。これは市長の決断において進められたものと認識しております。ただしたがって、くどいようですが、説明ということが非常に重要であり、これは議会が認めなければ執行できないわけですから。議会のほうも、仮に賛否両論あるにしても、それなりに事案に対してはしっかりと相応な議論を、これまで繰り返しやってきたところであります。それはもう市長御自身もよくよく御承知のことだと思います。それが1点。

それからもう1点は、他自治体に足並みをそろえると、表現はいろいろあるとして、このコンセプトは甚だどうなのかなと。武蔵野は今まで、先駆けて施策を展開してきたわけであります。それだけの力を持っていると思います。したがって、足並みをそろえるのも、それは必要なことではあると思いますが、このたびの取組からさらに仕様を発展させて、武蔵野らしさ、武蔵野らしい全体施策にアツフヘーベンしていただけますよう、このことを求めるところであります。

例えば、先ほどもちょっと実例が出ましたが、品川区もこれに加盟していて、いわゆる計画です。トイレの備えがどのような方針で準備されているのかと。武蔵野においては例えばそういうことで全体像を示す。先ほども市長の答弁の最後のほうにありましたが、携帯トイレや何やらいろいろ含めて、その

不確定原稿

必要があるということ、これも付け加えておきたいと思います。

以上討論といたします。

【本多委員】 様々議論させていただきましたが、今回はやはり反対させていただきます。

もう重ねて申し上げましたので、本会議のほうでまたまとめさせていただきたいとは思っておりますけれども、私たちの会派も補正予算を通しておられますので、災害用のこのトイレトラックを備えるという目的については賛同しておりますが、やはりこのスキームとして、こういうやり方で、ではスピードを求めれば全部随意契約でいいのかということ、かつ、随意契約にするのであれば、それ相応の説明責任を果たさなければいけないということが、公共の調達の在り方だというふうに思っております。

このスキームに参加していくことであったり、今後まだまだ不透明なこともあります。そのメリットを享受したいということは市民のためになると思いますから、それ自体はいいことなのだとは思うのですけれども、やはりこのやり方、ビジネスと言ったらあれなのですが、この売買の仕方というところにおいて、こうしたやり方を公共が積極的に認めていくというのは、一つの前例になりますので、それはやはりいかがなものかなということから、今回は反対をさせていただきます。

以上です。

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第102号 災害用トイレトラックの買入れについて、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第9、議案第105号 武藏野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第108号 武藏野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及び他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第109号 武藏野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第113号 武藏野市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例、日程第13、議案第114号 武藏野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、以上5議案を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

【さこう委員】 1点だけ確認をいたします。非常勤職員の方の期末勤勉の金額についてです。昨年の12月の議会の際に制度の改正があって、会計年度任用職員の勤勉手当の支給月数は、令和8年度の6月からそろそろ、そこまでは段階的に上げていくというふうに示されて、昨年の12月期に関しては、6月には遡ることはせずに、12月から上げ始めるという形で進んでいたと思うのですけれども、これは当初の予定と変わらず来ていて、次の6月からはそろそろ予定で間違いないかというところを確認したいと思います。

【高橋人事課長】 会計年度任用職員さんの期末勤勉手当につきまして御質問いただきました。ちょっと総額で御説明させていただきますと、昨年度の結論で言いますと、本年度につきましては3.675と、当初そういう状況でしたが、今回、都の人事委員会勧告に伴いまして、職員等は0.05か月上がっております。

不確定原稿

ますので、会計年度任用職員さんにつきましても、0.05上げるという形で対応させていただいております。そういたしますと、もともと令和8年度で4.85であったのが、やはり職員と同じになりますので、現時点では4.9に上がるというような感じになっております。

以上でございます。

【深沢委員】 ちょっとこれは関連して質問、確認したいのですが、先ほども前議案でちょっと私が述べたように、いわゆる職員定数条例がありますが、やはり必要なところには必要な人材を確保する。これは関連して基本のところで、その基本姿勢をちょっと確認しておきたいのですが、市長も、その際もそうです、今もうなずいておられるように、そうした、より適正な人事配置といいますか、これについて。

つまり足りないところはきちんと補ってという形で、しっかりとフルにその職務を果たしていただくと。忙しくてちょっと8割ぐらいになってしまったのでは、それは困るので、この点について再度確認をしたいと思いますし、会計年度の問題もありますが、私は本来は、一般職、いわゆる正職員で必要な職員をそろえるというところは本論だと思っているので、この点についての基本姿勢をお聞きしたいと思っています。

【伊藤副市長】 人員の配置につきましては、今、深沢委員が御指摘のとおり、必要な部署にその事業が執行できるような体制を柔軟に取っていきたいと考えております。ただ、限られたパイの中でという前提はありますが、そのことも考慮しながら、全体バランスを見て人事配置をしていくというのが基本の姿勢でございます。

【深沢委員】 そう信じていただきましたので、よろしくお願ひします。

それからもう1点、これはさきの一般質問でも、私は最終日のところで申し述べましたが、小美濃市長におかれましては希望の未来を開くため、今後なお人材の確保、育成と処遇改善に取り組まれ、職員各位がますます奮闘されんことを期したいと。こここの部分のいわゆる人材の確保、育成と処遇改善ということも、重々御念頭に入れていただきたいと。

これまで地域手当が23区と比して、非常に格差があると私は思っていますが、市長はそれを2%上げるという英断をされたわけです。ただ、制度的にはフルには至っていないので、最低そこは武蔵野市職員に頑張ってもらいたいし、全国をリードする政策と実績で引っ張っていくべき使命があると申し上げたとおりで、そういう考え方でぜひ、今後の適切なる措置をお願いしたいというふうに考えておりますので、これも基本のところをお聞かせいただければと。

以上です。

【小美濃市長】 委員がおっしゃるとおりでございます。しかし、先ほど副市長が御答弁させていただいたとおり、なかなか限られたパイというのはございますので、その中で最大の効果が上げられるような事業、また人の配分をしていきたいと。

そしてもう一つは、やはり部署によって、今、時間外勤務、残業が物すごく多い職と、またその差が大分出ておりますので、そういったところをどのように改善していくのかと。これはまた我々府内でも、今働き方改革というのを議論させていただいているところでございますので、この働き方改革プラス行財政改革も含めて、適材適所、しかし職員の皆さんには働きやすい職場をつくっていくというこ

不確定原稿

とを念頭に、しっかりと取り組んでいきたいと、このように思っています。

【与座委員長】 よろしいですか。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）
ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【与座委員長】 これにて質疑を終わります。
これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第105号 武藏野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 武藏野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 武藏野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 武藏野市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 武藏野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第14、議案第103号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第6回）第1表 歳入歳出予算補正中、歳入全部、歳出 人件費全部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費中、第14目児童対策費を除く。）、第7款商工費、第9款消防費、第2表 債務負担行為補正、予算総則を議題といたします。

本日は、議案に関する資料が提出されておりますので、初めに説明をお願いいたします。

【小内財政課長】 それでは、補正予算のうち、提出議案112ページにございます債務負担行為の補

不確定原稿

正について（議案第103号資料）にて御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

今回の債務負担行為補正は全て追加で8件となります。1件目から7件目までは複数年にわたる工事契約に係るもので、今年度中に入札を実施し、令和8年度当初に速やかに工事に着手できるよう、契約準備を進めるため、令和7年度の支払いがないゼロ債務にて、債務負担行為補正により追加設定を行うものでございます。したがいまして、支出予定総額と後年度に債務負担行為の設定をする限度額が同額となっております。

1件目の自然の村大規模改修工事につきましては、むさしのジャンボリーの実施に影響が生じないよう、限られた工期の中で大規模改修工事を実施するため、令和8年度に1億7,029万5,000円を追加するものでございます。

2件目の吉祥寺北コミュニティセンタースポーツ館床滑り止め補修工事につきましては、令和8年5月中に工事を完了させるため、令和8年度に1,158万4,000円を追加するものでございます。

3件目の武蔵野公会堂改修工事につきましては、令和8年7月に工事に着手し、令和10年2月のオープンを目指すため、令和8年度及び令和9年度の2か年度分の限度額を、35億2,800万円として追加するものでございます。

4件目の第四小学校不登校対応別室空調設備設置工事、裏面になります、6件目の境南小学校多目的室空調設備設置工事、7件目の境南小学校こどもクラブ空調設備設置工事につきましては、全て令和8年5月中に工事の完了を予定している空調設備設置工事であり、それぞれ表中に記載の限度額を令和8年度に追加するものでございます。

5件目の第一小学校プール槽改修工事につきましては、プール始業前の6月中旬までに工事を終えるため、令和8年度に2,737万1,000円を追加するものでございます。

8件目の第五小学校・井之頭小学校改築実施設計業務につきましては、井之頭小学校改築工事実施設計業務における概算費用が想定以上に膨らんだことから、工事費用を精査するための設計変更を実施したことにより、今年度実施を予定していた計画通知の手続及び積算業務等を令和8年度に実施する必要が生じたため、この業務委託にかかる費用と期間の追加設定を行うものでございます。

なお、年度ごとの支払い内訳は、3ページの参考にある下の表に記載のとおり、令和7年度は、当初に設定をいたしました限度額と同額の4億2,263万7,000円を支出予定ですが、令和8年度に新たに4,015万円を追加し、支出予定総額を5億1,278万7,000円とするものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

【与座委員長】 説明が終わりました。これより議案及びただいまの説明に対する質疑に入ります。

【小林委員】 よろしくお願いします。先ほど防災用のトイレトラックの話がありましたけれども、問題の指摘など様々な議論ができる有効的だったなというような印象は持っています。ソフト面、活用面、引き続き、こういったのを今後しっかりと議会としてもチェックしていきたいと思っています。

その上で今回の補正予算について伺いたいのは、債務負担行為のうちの武蔵野公会堂についてです。先日一般質問でちょっとヒートアップして反省しているところで、建設的な議論ができたらなと思っています。よろしくお願いします。

そういう中で、私はここではコスト面の問題がやはりあるなと思っているのですけれども、そういう

不確定原稿

中で、もっと早くこの計画が、建設費が高騰する前に進んでいればなというような思いがある中で、この事業は私がちょうど議員になってすぐの話で、最初に令和3年12月とか、それ以来、有識者会議とかに出て、僕はきちんとこういう形でファイルで保存したりとか、この事業については注目してきたというところです。そういう中で多くの方がこの事業に携わってきてというところ。職員の皆様、市民の皆様、地域の方々、有識者の皆様、こういった方々には改めて感謝を申し上げたいと思います。

ただ残念に思うのは、当初この計画の議論が始まったときと、大分環境が変わっているのではないかというところは、やはり指摘しなければいけないと思っています。これまで申し上げているとおり、建設費の高騰というのが具体的なもので、この影響によって学校改築事業では財政面を考慮するというようなことも言っていますし、今回、ちょっと後でやるのですけど、赤星邸についても、財政上困難であるという書き方もしているのです。これはこのことでこういう表記があるのは、僕は評価しています。中身は別にしてです。

そういうような状況であるというところで、一般質問で確認させてもらったのが公会堂の平米単価、これが138万円。五小、井之頭小のそのときの説明の2倍ということが確認されています。あの場で申し上げたとおり、20年で取り壊す施設であること、今後学校改築事業の関係を踏まえると、やはりかなり高いコストを支払うのだなというところは問題だと思っています。

その上で一般質問で、単価をどう考えるかというようなところもちょっと話してあったと思います。この点について私は、株式アナリストとして、証券会社で企業の株価を評価していた立場から、この見解をお知らせすると、例えばP E R、株価収益率、株価収益倍率と、聞いたことある方はいらっしゃると思うのですが、こういう株式指標があります。

これは全体で例えば目安として15倍とかと。ちょっと状況にもよるのですが、もう少し増えるかもしれないですが、15倍と言われている。ただそれについても、業界であったり、その会社の成長性であったり、収益性だったり、成長はしないけど安定性があったり、そういったところによって、この15倍は平均であって、ある企業によっては20倍が妥当だとか、30倍が妥当だ、10倍が妥当だ、そういうふうにアナリストはまず判断します。プレミアムディスカウント要因をそれぞれ考慮するわけです。

一方でそのときの株価が、例えば20倍が妥当だったというときに、18倍。これは15倍より高くても、平均の18倍が高くても、でも20倍が妥当だと思っているから割安だ。だから投資しよう。でも22倍だったら割高だから投資をやめよう、売却しよう。例えば10倍が妥当だと思っている企業も、平均の15倍よりも高ければ、十二、三倍ということだったら、ではこれは割高だというような判断をする。こういうような考え方をするところとなっています。

そういう中で、やはりこの公会堂について学校と比較した場合、設置義務のある学校、設置義務のない公会堂。面積の大きさ、それはそれぞれ学校のほうが価格という面ではディスカウント要因になるのかなとか。ただ一方で20年で取り壊すというのは、これは大きなディスカウント要因と考えざるを得ない。そのほか改修か新築か、こういったものも含めて、ではこの単価は、全て同じようには比較できないのだけれども、高いのだろうか、安いのだろうか。株式アナリストとすると、そういうような考え方でこういった単価に臨むというのが一つです。こう考える。

あとはこれまでの価格の変化として見てみると、例えばこの当初、令和3年12月、3つの案が示され

不確定原稿

ましたけど、大体13億8,000万円というような水準から始まって、今回35億円という数字が出て、2.5倍になっているのです。この2.5倍の変化ってどう見たらいいのかといったときに、平均的には1.5倍ぐらいと僕は認識しているのです、これまでの各施設の価格の変動というところは。令和3年度、4年度あたりのものと直近。学校改築事業では4割上昇しているといって、1.4倍かもしれません。赤星邸では1.5倍というような書き方もされています。

でもそれと比べてやはり高いということになると、単価としてもそうですし、変化としても高いですし、総額としても35億円。高い。こういうような形で考えるというのが私の見解であるわけです。

そういう中で今後、建設的な議論をしていきたいなというふうに思うのですけれども、まず伺いたいのは、基本的なことなのですが、この建設費用31.5億円とある中で、一方で35億円というような形での、今回、支出予定額、債務負担行為というのがあります。この違いについて、まずちょっと説明をお願いします。

【神谷施設課長】 前回の約31.5億円から、今回35.28億円に変わった理由というところでございます。前回お示しした行政報告の際は31.5億円、今回債務負担行為の設定をする際には、やはり来年度の物価上昇というところを踏まえるという意味になります。そこで、一応東京都のほうで発行している令和8年度用の標準建物の予算単価というところで、改修における資材の価格の急激な高騰の見込みとして、特別補正費というものを定めております。そこで12%の上昇を見ております。

一応うちの保全改修の計画とともに、予算のときにはこの12%を付加しているという形になりますので、同じような形の基準で、31.5億円に12%を重ねて35.28億円というような形で、今回予算として、負担の行為として、金額として設定させていただいたという形になります。

以上です。

【小林委員】 分かりました。いずれにせよ、その35億円に増えたというところ。物価高騰の影響を受けて。単価で言うと138万円。当初の2.5倍というところは変わりはないということが確認されたと思っています。

その上で、ここをちょっと市側に教えてもらいたい、確認したいのですけれども、学校教育法38条で、市町村は学校を設置しなければいけないというように定められていますが、公会堂はどのような法令に基づいて設置されているのか、それについて設置義務が定められているのかどうか、伺いたいと思います。

【馬場市民活動推進課長】 武藏野公会堂が設置義務のある施設かどうかというお尋ねでございますが、学校などとは違って、こちらは各市町村の自治体の任意の施設といいましょうか、義務づけのない施設というふうに捉えてございます。

【小林委員】 公会堂は地方自治法第244条で定められた公の施設というところで、御答弁いただいたように設置義務はありません。この設置義務のある、なしは、やはり優先順位というところで、私は大きな影響があるのではないかなど。それも当然単価の安い、高いを考えるときに考慮すべき要因だというふうに私は思います。ある意味学校だったら、やはり高くてもやらなければということです。設置義務がある。でも公会堂はそうでないから、そこまで本当に高い単価を支払ってまですべきものなのか、そういったところを考えなければいけない問題だというように思っています。

不確定原稿

令和6年6月に示された基本工事設計案というのがあって、見せていただくと、本当に何か、あったらすばらしいなと思うような機能、設備、仕様が盛り込まれているなというように思うのですけれども、こういったものがやはり建設費の増加の一因になったのかなと思うのですが、その当初が14億円しても、そういうところがあったのかなと思うのです。その点について御見解を伺いたいと思います。

【馬場市民活動推進課長】 この今回の新しい改修後の公会堂の内容が、過剰な部分があるのではないかという御趣旨かと思いますけれども、今回そもそも建て替えか、改修かという議論の中で、建て替えで、このパークエリアの再整備の制約になりかねない建て替えよりは、改修が望ましいだろうということと、この施設の利用状況、市民の活動を停止させないということも踏まえて、改修という選択をしたわけでございますが、この改修に当たりましては、プロポーザルをして提案を募って、設計者を決めてきたところでございます。

この提案の中では、必ずしも今回の提案、内容が、過剰な設備があるとは思ってございませんで、今回設計を進める中でも、限りなく今の文化施設の機能を損なわない程度の費用節減を重ねてきたところでございますので、昨今の物価上昇、人件費の高騰などによる影響を受けてございますけれども、今のこの公会堂の設計内容が、必要以上の機能を有しているというふうには捉えていないところでございます。

【神谷施設課長】 すみません、ちょっと補足として、前回も行政報告でお話ししていますが、一応法改正とかもこの間ありまして、省エネ法の改正とか、この変圧器のトップランナー制度の改正とかを来年度迎えるというところもございまして、そういう法改正で設計書が変わったというところもございますので、ちょっと補足で御説明させていただきたいと思います。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございます。そういう意味だと、通常だったら14億円の1.5倍だから21億円だけれども、それ以外の14億円の中にそういった法改正とか、特に華美なものはないけど14億円も増えてしまったということなのでしょうか。法改正の部分はたしか、何億円でしたか、4億円か5億円。

3. 違うな。ごめんなさい。聞いたほうがいいです。法改正の部分で幾らだったのか教えてください。

【神谷施設課長】 前回の行政報告でもお示ししているとおり、やはり解体の特殊性もございまして、要は専門の技術者ということで、その部分の人件費とか労務単価というところも上がっています。その辺を踏まえまして3.9億円上がっていて、法改正で1.6億円、ここでVEで減要素も実はやはりしなければいけないというところで、減要素の設計をしたところで、総額としては5.5億円上がっているという形でございます。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございます。3.9億円というところと、あと、減らした分は0.2億円でいいですね。分かりました。

そういう中で、とはいものの、やはりこの上昇というのは、当初想定していた議論からは大きくなっていて、本当にこんなにお金をかけていいのかと。やはり学校の問題、この赤星邸でも書かれているような状況、今回トイレトラックでも様々議論されていましたけれども、そういう中で、20年で壊すのに35億円ってどうなのだろうと思うのですけれども。やはりちょっとお金をかけ過ぎではないかなとい

不確定原稿

うふうには、どうしても私は思ってしまうのです。その点について、理事者の方からもし御見解があれば教えていただきたいと思います。

【小美濃市長】 委員のおっしゃることも、全く分からぬわけではないのですけれども。ただ、学校か公会堂かという議論ではない。これは一般質問のときの御答弁でもお答えしたのですが、学校は設置義務がありますので、必ず建てなければならない。では公会堂とかは建てなくてもいいのかという議論なのです。建てるって今回改修ですけど。やはり市民の文化芸術活動、これはしっかりと担保しなければいけないと思うのです。

例えば35億円。20年使ったとして、年間1億7,000万円から1億8,000万円ぐらい。これを使って市民の文化芸術活動を担保することが、高いのか、安いのかという議論です、基本的には。では公会堂をなくして、ほかの手段で1億7,000万円とか1億8,000万円で、あれだけの文化的な活動を市民の方々に提供できるか。これも一つの指針だというふうに思うのです。

先ほど株のお話をされていましたけれども、我々のやっていることは投資ではありませんので、もし投資という言葉を使うならば、市民に投資をしているということになるので、そこでもうけを考えているわけではないです。幾らこれが返ってくるかというものを言っているのではなくて、どれだけ市民の皆さんに満足度を与えられるかというのが我々の投資でありますので、その辺をどう判断するのかということです。

決して35億円が安い金額だと私は思っていませんけど、ただ、そこは踏まえて、今後審査をしていただければなというふうに思っています。今、理事者からの答弁ということでございましたので、その辺をお答えさせていただきました。

【小林委員】 ありがとうございます。そういう中で、投資という話がありましたけれども、投資というよりは、評価をどうするかというようなところで私は申し上げていると御理解いただきたいと思います。

その上で私が一般質問のときに申し上げたのは、あれを、公会堂という機能をなくすというようなことを言っているわけではなくて、文化芸術機能は重要だと思います。設置義務ではないんですけど。ただそういう中で、老朽化と耐震化など必要最低限のことかというと、このプランから言うとそうとも言い切れないのではないかなど、私は個人的には考えていて、もっとコストの削減できるプランというのもつくれるのではないかなどというふうには思うのです。

お伺いしたいのは、ではこのプラン以外に別のプラン、もっとコストが削減できるというようなプランを御検討されたことは、直近であるのかどうか、お伺いしたいと思います。

【神谷施設課長】 このプランで実施設計をする中で、VEというところの部分については、基本的には進めているというような形になります。その中でも、何回も以前にもお話ししたとおりですけど、公会堂はかなり特殊工法なのですが、その中でもやはり特殊製品というものは限られたにしなければいけないと。

そういうところからしないとVEにならないというところがありますので、できる限りは標準工法なり、標準仕様の汎用品で流通が多いものを使ったり、そういうところのVE設計をこの実施設計の中で、本当に施設課のほうも業界等のアンテナを広げて、いろいろ駆使して、いろいろ設計の中でそういうと

不確定原稿

ころは個々をはめ込んでVEを設計しているというような形で、もう常に意識しながら設計を進めているというような状況で、この間進めてきたというような状況でございます。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございます。コストを削減しようという意識は持たれているというところのなかとは把握するのですけれども、機能として、例えば先日申し上げたとおり、20年間は会議室機能を持たない。それは本町コミセンに集約して。そういったことでもやはりコストは削減できますし、その結果、例えば。

だからそういう意味では芸術の要素は残しながら、機能を撤廃し、本当に必要な機能のみ、そして必要な補修のみ残し、それでコストが削減できたら、それを物価高騰対策であったり、子どものためとか、にぎわいのためとか、もしかしたら他の文化活動に必要なソフト面での費用とか、そういうしたものに使っていくということが、市民満足度向上、市民福祉の利益に資する可能性は、僕は十分あるというように思うのですけれども、今の状況から見ると、そういったところも考える局面にあるのではないかと思うのですが、その可能性はあると認識していいのか、ないというのか、教えていただけますでしょうか。

【馬場市民活動推進課長】 委員に今御提案いただいた、例えば会議室の必要性などにつきましては、こちらは実は、御承知かもしれません、改修計画の策定の段階から議論をしてきたところでございますして、今ままの会議室の数や広さは必要がないのではないかと。公会堂ができて60年、周りに公共施設が建ってきましたので、従前どおりの必要はないだろうということを踏まえた計画にしてございました。

また、設計事務所を選定した後の提案につきましても、コスト削減のために会議室をさらに縮減したりですか、可能な範囲で、機能を大幅に落とさない範囲で縮減の努力をしてきたところでございますので、その積み重ねの結果で今の最終的な設計に至っていると。金額は当初の見込みよりもかなり増額になってきてしまっておりますが、これでもかなり切り詰めた結果というところも御理解いただければと思っております。

【小林委員】 そういう意味では、もうこれ以上は見直す余地はないということなのでしょうか。一応それも1つ目の質問として御回答をお願いします。

その上で私が申し上げたいのは、やはり市民の方々が、この話が進んで知ったときに、どう評価するかというところが大きいと思うのです。35億円かけて、20年で取り壊す施設を造ったと。あつたらいいし、すごくいいと思います、できたら。でも、それが学校の設備とか、こういう赤星邸のところでも、財政上困難だというような表現もあるような中で、本当にこれを進めるべきで、進めたことが市民として、例えば学校を後回しにしてこっちを進めてしまったのかというような不満が出るのか、ないのか。

それとも、もしかしてこれを改めてもう見直して、10億円削減できるのか、幾ら削減できるのか分からないですけど、できるだけの削減をして、それで市はいろいろな施策をしてるのです。さっき言ったような物価高騰対策、福祉、子育て、芸術関係のソフト面。それこそ僕が言うようなストリートピアノとかでもいいと思うのですけれども。例えばです。そういったものに。そんな大きなお金は要らないと思うのです。そういうものを対応することによって、市民満足度を向上させるということも、私は可

不確定原稿

能であると思うのです。

そういったところを考えると、市民が後々になってどう評価するのか。そこはとても重要であって、ある意味ちょっと心配もしているというようなところもあるのです。やはり一旦これは見直して、変えるなら変える。それで市民にきちんと説明がつくのであるならば、それは市民はむしろ英断だと評価するのではないかなどと思えるような状況に、僕は今、当初の計画と今の状況を踏まえると、そういうふうにも考えてしまうのです。

なので、学校改築事業がある中なので、様々な可能性を含めて検討して、必要に応じて見直す、修正する、さらに踏み込んだ修正をするということをお願いしたいと思うのですけれども、この点について改めて、理事者の方からお話しいただいたほうがいいのかな。その可能性についてお知らせいただきたいと思います。

【小美濃市長】 一般質問でもお答えしましたけれども、検討しないとは言っていないのです。ただ、まだ実施設計最中なので、今この時点でどうかということは言えないです。実施設計の中で、実際にこれ以上膨らむのか、これから下がっていくのか、それすらも分かっていない中で、今明確なお答えはできません。

ただ、今回は債務負担の御提案でございますので、債務負担することに対してどうなのだという御判断を、今日はぜひしていただきたいなというふうに思いますし、最終的に金額が出てきたときに。当然全ての事業に対して検討しているのです。最終的にこのままいくのか、それとももう少し削るべきなのかというの、全部の案件に対してしております。当然公会堂に対しても、それは府内議論をしてまいりますし、私も個人的に思うところがあれば、それは言っていきたいと思っておりますので。

ただ今回の公会堂に関して、まずは会議棟なのです、問題は。会議棟の耐震が足りていないと。これは絶対やらなければいけない。もしやらなければ壊すかどうかという話ですから。これは壊さないでいこうという方向で行っているわけですから、ぜひ会議棟に関しては改修をしたいと。

では公会堂はどうなのだというと、今もうバリアフル公会堂ではないですか。これはどうせ手を入れるのだったら、やはりバリアフリーにしていきたいというのは、最低限の改修だと思います。お金を、それこそ何十億円もかけて、今までどおりのトイレかよと言われるほうが、やはりこれは市民の感覚としてはあるのではないか。そういうことをやっていくと、自然と金額はかさんでまいりますので、最終的には実施設計でどういう形のものが出てくるのか、また金額がどうなってくるのか、その時点でしっかりと検討していきたいなというふうに思っております。

最終的に決めるのは、団体の意思決定機関である議会でございます。先ほども賛成もあれば反対もありました。認めていただけなければ、どっちにしろ建てられないわけでございますので、その辺のところはよくよくこれから議論として、我々もしっかりと精査をしていきたいなというふうに思っています。

【小林委員】 市長から答弁いただきましてありがとうございます。最後の部分で言うと、提案権というのもやはりあると思いますので、そういったところ、府内で議論、検討するというお話をありましたので、しっかりと、実際建った後、総合的に、それは公会堂だけではなくて、学校とともに含めて、ほかの施設も含めて、財務的な状況も含めて、様々あると思います。

不確定原稿

ほかの建てなくてもできること、建てるというか、別なやり方で別のオプションを使って、より市民福祉の向上もできるかもしれないという、そういうようなことも、僕は可能性として十分あると思っています。そういったところもしっかり検討した上で、また提案をするか、しないかということもあると思いますし、その上で我々もしっかりと考えるべきだというようなところとは思っています。私とすると、市長が庁内議論をしっかりする、総合的議論をして判断してもらいたいというところをお願いして、終わらせていただきます。

【さこう委員】 よろしくお願ひします。ちょっと細かいところで伺いたいのですけれども、歳入と歳出両方で、ふるさと応援寄附がまた大幅に増えたというところが載っているのですけれども、この増えたというのは、いつもと同じで、1社で大幅に増えたということでしょうか。

【小池産業振興課長】 今回の補正で、約10億円の歳入増といったような形でやらせていただいてございます。お見込みのとおり、境南町にある、あの家電メーカーのところの寄付というのが大変堅調でございまして、それに応じたものというようなところでございます。

【さこう委員】 ありがとうございます。これは1社でかなり寄付金額がどんどん増えてきているというところについて、リスクとかをどのように捉えているのかというのを、ちょっと改めて伺いたいなと思っていて、ちょっと前、今年の上旬なのですけれども、静岡県でふるさと納税の約3割を担っていた企業が倒産をして、自治体が返金と代替品を出すことが必要になったみたいな事例があったというのを見ていて、企業なので、経営がどうなるかとか倒産の情報とかって事前には全く出てこないので、突然起きることだと思っていて、ここまで1社が持っている割合が大きくなっていたときに、経営状況がどうなのかとか、きちんと返礼品が返せているのかとか、その辺をどういうふうに管理していくのかみたいなところをちょっと伺いたいのですけれども。

【小池産業振興課長】 そういった意味でのリスクでございますが、他自治体なんかを見てもこういった1つのところでといったようなことは、そこは大変我々としても当然ありがたいところでもありますし、他自治体でもそういったことはあるという認識はしておりますところでございます。

我々としてできること。もちろん倒産というような形は、民間企業ですのであり得ることかななんというふうに思っておりますが、そういった意味で我々も、日々コミュニケーションはしっかり取らせていただいているところでございますし、在庫管理ですとか配送等、そこは我々も寄付いただいている中でしっかり返礼品を提供するといったようなこと、それができなければ、この制度。我々は、この目的はシティプロモーションといったところが大きくございます。それに反してしまうというのは当然ございますので、そういうことがないように、ふだんからコミュニケーションのほうは取らせていただいているというところでございます。

以上です。

【さこう委員】 ありがとうございます。ふるさと納税って基本的には、本来は工場とか拠点があるからというので、それには当てはまらないけれども、特例でやれている事例だというふうに理解をしていて、そうなったときに、例えば経営主体が替わるみたいなことが起こると、ではふるさと納税として継続できるのかみたいなのが、工場がある場合と比べると、リスクがちょっと高いのかなと感じているので、そこのリスク把握とかは現状どうなのかみたいなコミュニケーションについては、継続的に丁寧

不確定原稿

に行っていっていただきたいなと思っています。これは要望です。

以上です。

【西園寺委員】 では今のに引き続いて、ふるさと納税なのですけれども、去年から非常に収入増ということで、我々も喜んでいるところです。増えているということは大変ありがたいのですけれども、その昨年以来の動静です。月別であったり、今後の見通しであったり。この件も議会でも既にこの1社に頼っているというのは、やはり頼ってはいけないということは、もう共有されているかなと思うのですけど、そういう月別の状況であったり、今後の見込みなどについて、ちょっとお聞かせください。

【小池産業振興課長】 令和7年度の状況を御説明いたしますと、当初8億円程度の歳入かなといったことで予算を組ませていただいたところでございます。年度当初から、想定を少し上回るような形で寄付を頂いていたところでございますが、大きなところとしましては9月です。この9月は、寄付に係るポイント制度が9月末で廃止をされるといったような動きがございました。なので、それに伴う駆け込み需要があったというふうに分析しておるところでございますが、9月は一月で、結果的に5億7,000万円余りの寄付を頂いているというのが現状でございます。

また、今年度5月末からサイトを増やしまして、楽天ふるさと納税というサイトを導入しているところでございます。それ以外にも、本市の寄付金額設定方法の見直し等も増の要因になっているものというふうには分析をしておるところでございます。そういった9月の駆け込みなんかもございまして、12月7日時点で約10億6,000万円の寄付を、今年度頂いているといったような状況でございます。

今12月でございますが、12月のタイミングは例年確定申告のタイミングとなり、通常月よりも5倍とか6倍とかというような形で寄付が集まるような月になっておるところでございます。今年度どれだけこの12月で集まるかというのは、本当に予測が大変難しいところではございますが、昨年度の実績を見ますと、12月のみで4億8,000万円以上寄付を頂いているところでございます。

今年度は先ほど申し上げたとおり、楽天ふるさと納税を入れたりですとか、また11月には、ふるなびというサイトも入れているところでございます。12月も昨年同様かそれ以上の寄付があるのではないかというふうに予測しまして、今年度、最大18億円の歳入があるというふうに見込んで、今回この予算を計上させていただいたというような運びでございます。

以上でございます。

【西園寺委員】 かなりいろいろな面で拡充しているのだなということが分かりました。いろいろな選択肢を広げるということは、経費も多分手数料も増えるということだと思うので、それはまた来年の決算とかで出てくるのかなというふうに思いますので、それはまた注目しておきたいと思います。

あともう1点ですが、議案書の119ページの在留カードの一体化という話です。これは入管法の改正ということなので、いつからこれが施行になるのかということと、マイナンバーカードと一体化することによって、武藏野には今4,300人くらいの外国籍の方がおいでになりますけれども、留学の人とか配偶者の方、いろいろいらっしゃると思うのだけれども、その人たちの利便性が向上すると思うのだけれども、そのところはどの程度利用されているのか、予想できるのか、できないのか、その2点お願いします。

【吉村市民課長】 2件御質問いただきました。まず、この出入国管理、在留の法律がいつ施行され

不確定原稿

たかというところですが、令和8年6月14日に施行される予定となっておりますので、これからという形になります。10月末現在で4,334人がいらっしゃるのですけれども、この中でマイナンバーカードを持っている方がどれくらいいるかというのは、ちょっとこちらでは数として出すことはできておりません。

ただ、マイナンバーカードは日本の方と同じように、保険証として使うこともできますし、在留カードは携帯義務があるのでけれども、個人情報としてはいろいろなことが書いてあるので、自分が身分証明書として見せるときにはマイナンバーカードで見せたいという方もいらっしゃいますし、あと、在留カードは、また新様式などに変わるのでけれども、今の旧様式の在留カードというのは、16歳以下の方は顔写真がないということで、顔写真つきの身分証明書が欲しいということで、一定程度、今、日本の方も含めると75%ぐらいの方がマイナンバーカードを持っているのですけれども、外国人の方だと半分はいないぐらいでないか、4割から5割ぐらいでないかというのが体感です。

以上です。

【本多委員】 私は、第五小学校・井之頭小学校改築実施設計業務の債務負担行為補正のところについて伺いたいと思います。文教委員会ではないので、そこまでの中身だとは思うものの、1回この設計変更をするということで、かなり単価が上がってきたと。それで設計変更をして、そのための費用が出ていますということなので、ここをもうちょっと、内容というか、どういうところが設計変更という形になったのかなというのを教えてください。

【田中丸学校施設担当課長】 ただいまいただきました設計変更の具体的な内容についてでございます。

この間も五小と井之頭小の実施設計を同時に進めていた中で、この5月、6月に両方の概算が出てきましたという中で、今回、井之頭小の話なのですが、井之頭小は1年遅れなので、もう一年、実際期間としては設計の期間がある中で、やはりこのまま進めると、五小もかなり上がっている、やはり時間があれば見直しをする中で、まず削減できる一番効果的なものとしては、単純な話、床面積を減らすというのがまず一番効果的だろうということで、当然機能とかは維持できる中で、余剰の空間がないかというところを一つ一つ精査するという設計変更を、今しているところであります。それに応じて一定の効果が見られるだろうということで、今回債務負担の補正をさせていただくこととして考えています。

以上です。

【本多委員】 分かりました。ありがとうございます。これも多分どれもこれもという感じで、恐らくそういう傾向でどんどん上がっていくものだと思うので、大体床面積のところだとか、仕様のところで材料を変えられるのかとか、いろいろな検討をされるのだと思うので、これによってどれぐらい圧縮できるというか、そういう実績みたいな経験値がたまっているかというところで、その圧縮は設計変更を検討することによって、どれぐらいそういう効果を取れているかということについて確認させてください。

【田中丸学校施設担当課長】 この時点で設計変更。今回の設計変更ってかなりもう設計が進んでいる中での設計変更になるので、一定ちょっともう1回戻っての設計変更になるのですけど、ただ、概算で設計事務所で出された金額が、およそ2億5,000万円以上の削減効果が恐らく見込めるだろうという

不確定原稿

判断で、こちらのほうを進めています。

【与座委員長】 よろしいですか。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

【小林委員】 ありがとうございました。議案第103号、一般会計補正予算について、賛成の立場で討論します。ただしこの議案において、様々な事業における補正予算が提案されているというところ、全体で考えると賛成いたしますが、現在債務負担行為補正のうち、武藏野公会堂改修等工事については、まだ見直す余地、検討する余地があるとして、本事業に100%賛同しているものではないということを、まずこの場でしっかりとお伝えしたいと思います。

本当にこのままでいいのかというような疑問を持っています。職員の皆様なり、市民の方を含めた関係者が議論して努力しているのも認識しています。ただそれでも、単価面でも価格の面でも総額面でも、20年で取り壊すという中ではコストが高く、このまま進んでよいのかなというような思いがあるところです。この事業は建設費高騰前からの事業でありましたが、社会情勢が大きく変わったというところ、市民福祉の向上という観点からは、様々な可能性を検討するべきだと考えます。

最少経費、最大効果というように小美濃市長もおっしゃっていましたが、他のプランを含めて、今後実施設計が進むに当たって検討していただけたらというようなことを要望したいと思います。旧赤星邸保存活用計画案でも、財政上困難というような表現もあるというところです。この先の小美濃市長、あるいは執行部に対する今後の検討と、状況によっては英断というのも期待したいと思います。

以上のように、公会堂改修事業については見直すなどの検討の余地はあると思いますが、補正予算全体として賛成の討論とさせていただきます。

【与座委員長】 ほかには。よろしいですか。

これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第103号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第6回）第1表 歳入歳出予算補正中、歳入全部、歳出 人件費全部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費中、第14目児童対策費を除く。）、第7款商工費、第9款消防費、第2表 債務負担行為補正、予算総則、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第15、議案第112号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第7回）第1表 歳入歳出予算補正中、歳入全部、第2表 債務負担行為補正、予算総則を議題といたします。

本日は、議案に関する資料が提出されておりますので、初めに説明をお願いいたします。

【小内財政課長】 それでは、補正予算のうち、提出議案（3）の4ページにございます債務負担行為の補正について（議案第112号資料）にて御説明申し上げます。お手元の資料をお願いいたします。

今回の債務負担行為補正は、第五小学校改築工事における建築工事の入札が不調となったことに伴いまして、債務負担行為の設定の変更を行うものでございます。

不確定原稿

変更の内容でございますが、参考の年度ごとの支払内訳の表を御覧ください。変更前予算としましては、令和7年第3回定例会にて、令和8年度は22億9,074万1,000円、令和9年度は54億8,447万4,000円として、2か年度分の限度額を77億7,521万5,000円として債務負担行為を設定しておりましたが、建築工事が入札不調となつたことに伴いまして、令和10年度までの期間に変更するとともに、限度額を3か年度分の合計で84億667万円に変更し、支出予定総額を90億1,796万3,000円とするものでございます。

なお、今年度の事業費につきましては、本議案にて工事管理費を一部減額する補正予算案をお示ししているところでありますと、これにより6億1,129万3,000円とするものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

【与座委員長】 説明が終わりました。これより議案及びただいまの説明に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第112号 令和7年度武藏野市一般会計補正予算（第7回）第1表 歳入歳出予算補正中、歳入全部、第2表 債務負担行為補正、予算総則、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【与座委員長】 日程第16、陳受7第6号 「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

陳情者の方より意見を聴くため、暫時休憩をいたします。

○午後 3時23分 休憩

○午後 3時34分 再開

【与座委員長】 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

【小林委員】 お願いします。陳情の文面を見ると、陳情者の方は、外国籍の方が公務員をやることが非常に危険だというような書き方をされている、そのように思っていらっしゃるのかなと思うのですが、外国籍の方の公務員の採用に関して、法理というようなところで、政府見解というのですか、どのような見解があるというように市は認識しているのか、国家公務員と地方公務員、それぞれについて伺いたいと思います。

【高橋人事課長】 こちらは我々の認識といたしましては、既に内閣法制局見解、あと最高裁判所の見解でもございますが、国家公務員につきましてはなかなか難しいということと、あと、地方公務員につきましては、とりわけ外国籍の方が公権力の行使や公の意思の形成に関わる公務員として職を全うす

不確定原稿

ることは難しいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございました。私の認識もそうで、国家公務員の方は原則として、例外もあるけど、日本の国籍を持つ方、そして地方公務員は権力の行使に携わらないような、外国籍の方には、そういう公権力の行使に関係のないような形での従事ということになるのかなと認識しています。

そういう中で、武蔵野市についてちょっと一応お伺いしておきたいのですけれども、一般事務職員の採用試験の受験資格に国籍条項はあるのか、そして外国籍の方を採用した場合、何らか業務の範囲に特徴というのですか、制約なのか特徴なのか分からないですけど、何らかあるのか、伺いたいと思います。

【高橋人事課長】 2点御質問いただきました。

現在のところ本市におきましては、市の職員につきましては国籍条項を定めておりません。ただ、もし採用された暁ではございますが、先ほど申し上げました、いわゆる決定、権力とか意思の形成に関わるような業務に就くことは難しい、困難であると考えているところでございます。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございました。武蔵野市は、地方自治法の一つとして、権力、意思の形成に携わるような形はないと認識しました。

そういう中で、外国籍の公務員の方が情報を盗み、日本人に不利益をもたらす可能性があるというようなところが文面にもあつたりするのですけれども、経済安全保障について、政府の現在の取組というところを市が何か認識していたら、それを教えてください。どのような取組をしているのか伺いたいと思います。お願いします。

【高橋人事課長】 こちらはちょっと一般的な情報でございますが、一応重要経済安保情報保護活用法というものがございまして、4類型で15項目、重要物資のサプライチェーンのリスク情報やサイバー攻撃への防御策、国際共同研究データ、先端技術など、経済安全保障上重要な情報を国が指定し、その漏えいを防ぎつつ活用するために、民間企業にも、セキュリティ・クリアランス制度、情報を扱う人に、例えばですが平たく言いますと、この人は信用できると国が審査、認定する制度を導入していると聞いております。

例えばこの資格を得るためにには身辺調査を受ける必要があると。あくまで本人の同意を得てでございますが、調査項目といたしまして、犯罪歴や薬物乱用、精神疾患通院、飲酒の節度、借金など経済状況、配偶者、父母、兄弟姉妹など家族の国籍、海外移住歴等につきまして調べるというような取組を行っていると聞いているところでございます。

以上でございます。

【深沢委員】 これは国際交流の話になるのですが、これまで海外との職員相互交流をやってきています。現に今も外国籍の人で、立場は会計年度だったりまちまちだと思います。正職員ではないと思います。そこの全体経過をちょっと確認したい。

ちょうど私は土屋さんと同じ昭和58年に当選して、その翌々年に国際交流をスタートしたわけであります。その頃アメリカから男性が1人来られて、当時会計年度はなかったですから、恐らく嘱託で、半年ぐらいいたのかな。それからその後、中国、韓国ともそれぞれ友好都市交流、あるいは親善交流がス

不確定原稿

タートして、その中国の女性で交流のほうに来てくれた人。私が覚えているのは。

それから韓国からは、忠州市とのいわゆる職員公募。これは土屋市政のときにそういう協定を組んで、日本の地方自治を勉強したいというのが当時あった。我々はあれでまた相互交流で行って、逆に我々なりに勉強してというのが続いたわけです。ざっとそんなふうに捉えているのですが、立場は正職員ではなかったと思うのですが、その辺のところを一応経過としてお知らせいただければと。

【高橋人事課長】 職員交流につきまして、ちょっと私どもで調べましたところ、ちょっと一部かもしれないのですが、平成9年から江東区と忠州市に対して、そこから平成16年まで続くのですが、お互いの職員交流という形で、お互い派遣をし合った経緯がございます。そのときでございますが、あくまで目的といたしましては、相互理解と友好関係を築きたいという目的でございます。

職といたしましては、あくまで派遣、研修という形で、例えばあっち、韓国のほうからお越しいただいた場合は、経験するために、いろいろな課に、勉強ではないんですけど、いろいろなことを体験していただいて、それを持ち帰っていただくというものですので、じっくりと何か事務を行うとか、そういうものではなかったということを聞いているところでございます。

以上でございます。

【深沢委員】 実際に私もそのうちの何か所か行っていますが、当時のことを大変感謝していたのと、やはり国境を越えて仲よくするというのは基本的なことだろうと思うのです。この陳情は別にそれが駄目と言っているわけでは全然ないので。いわゆる公務員でという話なので。

そこで公務員。これは1996年の、さっきもお話を触れられたと思いますが、最高裁判決。これは東京都教員採用拒否事件というのがあったのです。公権力の行使、公の意思形成の参画に直接関わる職には国籍条項を課す、課し得ると。しかしそれ以外の一般職公務員については、一律の国籍条項は許されないとしているわけであります。

この判決があったので、この陳情文にもあるところの各自治体の動きがあったということなのだろうと思いますが、これは私の認識であります、それでよろしいのか。いわゆる判決から来た、それでもう既に整理が進んでいるというふうに理解をしているのですが、これについてお答えいただけますか。

【与座委員長】 答えられますか。大丈夫ですか。所管でないので。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

【一ノ関総務部長】 その判決等の影響もあって、自治体において国籍の条項を外していたといったような流れはあったかなというふうには思っております。ただし、その判決が全てというわけではなくて、今も、昨年度の国会答弁等でも、それを自治体の実情に合わせて、各自治体が適切に対応しているものという答弁がされておりますので、例えばこの仕事は100%駄目です、この仕事はいいですというような細かい決まりまでは、今できていないというところでございます。

【与座委員長】 所管でないのであまり踏み込んでしまうと。（「ではちょっと意見だけ」と呼ぶ者あり）

【深沢委員】 いわゆる判決、法理によって国籍条項は既に職務内容ごとに限定されていると。さつきおっしゃったような自治体における幾つかの判例はあるのでしょうか。ですからそういう理解でありますということを一応申し上げておきます。もし反論があれば、皆さんからしてもらえればと思うのですが。一応そういうふうに。これは妥当であるというふうに私は考えているのですけど。

不確定原稿

以上でございます。

【本多委員】 市に対する確認というところなので、私はちょっと内容のところで、恐らくセキュリティ的な部分での御懸念だと思うのです。御不安というか。これは国籍のところということで今回はテーマ設定はされているのですけど、ただそういったスパイ活動であるとか、情報を流出させるようなことだったりとか、これは国籍関係なくあり得ることだと思っているのですが、それを採用活動の中でどういうふうにそういったところを予防しているのか、または採用してしまったというケースになったり、採用後にそういったことが行われるような事態になってはいけないと思いますので、そういったところはどうやって府内で。

なかなかそれを調査するというのも、難しいのは難しいのだとは思うのですが、ただ、こういうことはあり得るだろうなとは思うのですけれども、そういった対応、対策といったものはどういったふうにされていますか。

【高橋人事課長】 情報の漏えいとかそういったことでございますが、副委員長が御指摘のとおり、これは外国人であろうと日本人であろうと、それは大きな問題でございます。入り口の段階といたしまして、会計年度任用職員につきましても職員につきましても、一応誓約ということで、宣誓のような形でサインをしていただいているところでございます。それがまず1点目、入り口のところでございます。

採用されてからでございますが、当然のことながら情報セキュリティの研修や情報の扱い方、そういったものにつきましてもしっかりと研修を行っていきますので、まず入り口の段階と入ってからの研修、そういった感じで対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

【本多委員】 ありがとうございます。あとは恐らくハッキングされるとか、中にいて怖いのは、例えば盗聴器を仕掛けられるとか、そういったところというのも、まあまあありがちかなとは思うのですけれども、そういう——府内とか、ここだけではないと思うのですが、市が関わっているそういった施設のチェックとか、そういったものというものはされているのでしょうか。

【一ノ関総務部長】 盗聴器が仕掛けられているかどうかのチェックというのは、なかなか難しいかなというふうに思っております。また、やろうと思えば、捕まる気であれば何でもできるというのは確かにそのとおりなのですが、ログは必ず残るように、何らかの操作をした場合のログは残るとか、そういったことでの一定の歯止めというか、あと、その後に分かる、防ぐのはなかなか難しいですけれども、そういったことをしにくいというような体制にはしているところでございます。

【与座委員長】 よろしいですか。

これにて質疑を終わります。

陳情の取扱いについての意見を伺います。

(「採決」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 「採決」という声がありますが、よろしゅうございますか。

「採決」という声がありますので、これより討論に入ります。

【小林委員】 本陳情に関して、反対の立場から討論させていただきます。

国益に資するような整備をするということは本当に重要だと思っています。ただその上で、公務員に

不確定原稿

については、公権力の行使または国家意思の形成に携わる職に就くためには、日本国籍を有するというような政府見解が示されていて、武藏野市でもそれに準じた形で運用されているというようなところが確認されました。加えて情報の取扱いについても政府は、先ほど重要経済安保情報保護活用法、こういったものを制定して必要な対策を講じているというようなところも確認されています。

このような状況を踏まえると、陳情者が求める意見書については、現段階で政府に要請する必要性は高いとは言えないと考えました。

以上をもって、本陳情には反対であるという旨の答弁とさせていただきます。

【本多委員】 私もこの内容には反対です。

当然の法理というのがありますので、基本的に考え方としては、この運用をやっていくということなのだとと思っております。今お話をしましたけれども、やはりセキュリティだったりとかそういったところについては、物理的な部分も、序舎を含めて、非常に古めかしいやり方でやってきているというのが現状だと思っていまして、私たちの部屋とかもそうですけど、セキュリティとしては全然守られていないという状況だと思うのです。

やはりこれまで、例えばUSBを紛失したら、かばんを落としたらどうしようとかという対策とか、そういったところが多かったわけですが、これからは何か、もしかしたらそういった悪用されるかもしれないとか、悪質な目的でハッキングされるとか、そういったところは今もう時代としてはすごく増えていますので、そういった方面の対策ということをきちんとやっていただくこと自体が、やはり安心につながっていくのかなと思いますので、これは改めてお願いしたいと思います。

以上です。

【与座委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

陳受7第6号 「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情、本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手なしであります。よって、本件は不採択と決しました。

【与座委員長】 日程第17、陳受7第7号 「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

陳情者の方より意見を聴くため、暫時休憩をいたします。

○午後 3時50分 休憩

○午後 4時02分 再開

【与座委員長】 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

【小林委員】 よろしくお願いします。外国人の土地購入というところは様々ニュースでも取り上げ

不確定原稿

られている中で、安全保障であったり、地価高騰などによる社会への影響、こういったところは懸念されるところと認識しています。

ただそういう中で、今現在、日本における安全保障や国防の観点から、こういった土地の規制や会社機能に関して、どのような法令があるというように市は認識しているのか、教えていただけますか。その内容も簡単に教えてもらいたいと思います。

【飯田資産税課長】 国の安全保障という点につきましては、重要土地等調査法が令和4年9月に施行されています。この法律については、不動産取引時の重要事項説明にも追加されているという認識です。

この法律は、安全保障上重要な施設や国境離島などの機能を阻害する土地、建物の利用を防止するため、注視区域、特別注視区域に指定された土地などの利用状況の調査や届出について定めるものです。注視区域、特別注視区域について、国は土地などの利用状況の調査を行います。注視区域の中でも特別注視区域に該当する土地や建物については、所有権などの移転を伴う契約を締結しようとする場合、国への届出が必要となっています。また、法律の施行後5年経過時に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは必要な措置を講ずるとされているため、国における検討の状況を注視していきます。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございました。今の話だと、一部を言うと特別注視区域だと。移転届出が国に対して必要だということであったり、5年間経過したところで見直すようなところもあるということです。理解しました。

そういう中で、今、高市総理が外国人土地取得について取り組むという方針を示しているところがあると思うのですけど、その点について、市の認識を教えていただければと思います。

【飯田資産税課長】 政府における現在の検討状況と、総理の所信表明という観点ですけれども、外国人による土地取得の規制の在り方につきましては、先週の新聞報道などにおいて、政府が外国人の不動産所有状況を一元管理するデータベースを構築する方向で調整に入ったとされています。

高市総理の所信表明において、一部の外国人により不安や不公平を感じる状況が生じていることも事実であり、排外主義とは一線を画しますが、政府として毅然と対応し、土地取得等のルールの在り方についても検討を進めていくとの内容があったと承知しています。

これを受けて政府では、現在、不動産登記においては国籍を届け出る仕組みがないため、国籍登録制度を導入することにより、不動産取得の実態を透明化した上で、外国人による土地取得の在り方について検討を進めるとしており、来年、令和8年1月をめどに策定する外国人政策の基本方針で、規制の方向性を取りまとめる予定としています。こちらについても国による検討の状況を注視していきます。

以上です。

【深沢委員】 今のでもし重複していたら。ちょっとよく聞き取れなかつたので。私の認識だと、外国人による土地購入規制という点で、2021年に重要施設周辺土地利用規制法が成立していると。特に自衛隊基地、原発など、安全保障上重要な区域は既に国籍問わず、利用状況の監視や規制が可能というふうに私は理解をしているのですが、今るるお話しなされた各法との整合性は、私の理解でいいのかどう

不確定原稿

か。

【飯田資産税課長】 ただいまの質問に関しては、最初の御質問でお答えしたとおりで、御認識のとおりです。

以上です。

【与座委員長】 よろしいですか。

これにて質疑を終わります。

陳情の取扱いについての意見を伺います。

(「採決」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 「採決」でよろしいですね。

「採決」という声がありますので、これより討論に入ります。

【小林委員】 本陳情に関して、反対の立場から討論させていただきます。

安全保障上のリスクということを陳情者の方が懸念していて、外国人による日本の土地購入を規制する法律の制定を国に求める意見書の提出を求めていらっしゃいます。確かに懸念するところはあるところですが、既に安全保障等の観点から重要土地等調査法が制定されていて、施行5年を経過した時点を見直すというような規定もあることと認識されました。

さらに政府では高市総理の下、土地取得等に関するルールの在り方について検討を進めるとしていて、また私ほうでも、自民党でもプロジェクトチームをつくって、今後議論を進めるというように聞いております。

以上のような政府等の取組の状況等を踏まえると、現状においてはまずこの動向を注視することが肝要である、このように考えるところです。したがって、本陳情には反対とさせていただきます。

【本多委員】 私も今回この陳情は反対の立場で討論をいたします。

先ほど少しお話をさせていただきましたが、既に重要土地等調査法、外為法などといった対応があり、ただ、この運用については現在課題もあるというところは認識をしているので、現状としては、国政のほうで外国人土地取得規制法案というのが幾つかの政党から出されているという動きも、今ちょうど走っているところかなというふうに思っております。

地方議員の立場としても、こういったことは注視していきたいというふうに思っておりますので、陳情はちょっと内容のところが、まだ国政の動き、あとは現在ある法律との整合というところで、賛成には至りませんでけれども、そういった形で御提案いただいたことの趣旨については理解をさせていただきました。

以上です。

【与座委員長】 よろしいですね。

これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

陳受7第7号 「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情、本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【与座委員長】 挙手なしであります。よって、本件は不採択と決しました。

不確定原稿

【与座委員長】　日程第18、陳受7第9号　臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

陳情者の方より意見を聴くため、暫時休憩いたします。

○午後　4時10分　休憩

○午後　4時30分　再開

【与座委員長】　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

【小林委員】　よろしくお願いします。臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止するという形での意見書というところですが、先ほど陳情者の方から、アメリカはドナー制度の整備がされているが、2年から3年待つこともあるというような話がありました。ちょっと私のほうで確認したいのは、海外で合法な手続によってこういう臓器移植をすることが、日本において違法な行為となるのかどうか、合法なのかどうか、まずその点を確認させてください。

【与座委員長】　答えられる範囲と答えられない範囲と。所管でないので、この話は。そこは押さえて質問してください。それを押された上で御答弁願います。

【毛利市民活動担当部長】　海外に渡航しての臓器移植に関する法的な面でございますけれども、日本では臓器移植法に基づいて臓器の提供、または移植が行われておりますけれども、その中では、いわゆる禁止事項という明記はございません。

しかし、その国制度の中で、臓器移植法の運用に関するガイドラインというのがございまして、その中では、国内からの提供に限らず海外からの臓器提供についても、国内の臓器あっせん機関、これが一元的に行っている公益財団法人でございますけれども、そちらを介さない移植を禁じているということですので、明文規定はございませんで、いわゆる違法かどうかという判断はなかなか難しいかと思いますけれども、姿勢としては禁じているということだと認識しております。

【小林委員】　ありがとうございます。この判断は難しいなと、今聞きながら思いました。まず一つそこでは、海外に行くことによって臓器の機能の障害が回復するような方もいるという中で、これが明文規定ではなくて、違法とは言えない、だけれども、姿勢としてはある意味推奨するものではないみたいな形だったでしょうか。分かりました。取りあえずそれを含めて、ちょっと今考えてみたいと思います。ありがとうございます。

【さこう委員】　よろしくお願いします。これはちょっと市に聞けるところというのはないかなと思っているのですけれども、先ほど陳述の中で、啓発というところのお話もあったので、ちょっとその点だけ、市がやっていることを確認したいなと思っています。この臓器移植の問題は、やはりドナーがすごく少ないとところが背景にあるというのは先ほどもあったので、そこに対して市としてできることみたいなことで、啓発関連でやっていることは何があるかみたいなところだけ伺いたいと思います。一応市が配っているエンディングノートの中には、移植のこととかを書く場所があるのは確認している

不確定原稿

のですけれども、ほかに市としてやっていることはありますか。

【田中保健医療担当部長】 市でやっていることなのですけれども、日本臓器移植ネットワーク、こちらから実はパンフレットが送られてきていまして、そちらのパンフレットですとか、あと、臓器提供意思表示カード、こちらも含めたものなのですけれども、そちらを保健センターで配布しています。また、国民健康保険ですとか後期高齢者医療制度、こちらの資格確認書の裏側にも臓器移植の意思表示の欄があります。またマイナンバーカード、あちらも市のほうでお配りするような形になりますが、その裏——表にあるのかな——にも、やはり同じような形で意思表示ができるような形にはなっているところでございます。

【本多委員】 お願いします。今、啓発のところは聞いていただいたので、実際にこういうことで本当に困りになっている方からの相談とかは、市に来ていたりするのでしょうか。

【田中保健医療担当部長】 実際に我々の受けている相談の中では、ちょっと数の問題もあるかと思うのですけれども、お聞きしたことは現状ないというようなところでございます。

【本多委員】 分かりました。なかなか直接的に相談するところも、病院とかそういったところはあるのでしょうかけど、それ以外のところでなかなか親身になってこういうお話をするところってないのかなというのも、ちょっと今日思ったところなので、今後啓発含めて、やはりそういった相談体制というか、逆に何か危ないのでないかみたいなことを、相談することによって気づくこともできるのかなというふうに思いますので、ぜひ武藏野市においても、こういった問題提起があったというところから、何らか取組をしていただきたいなとは思うのですけれども、いかがでしょうか。

【田中保健医療担当部長】 移植を受ける方については、まず移植を受けようかと思う方は、基本的には先生のところで治療を受けているのではないかというふうに認識をしているところでございます。そこの中で、病状等によると思うのですけれども、まずは主治医の先生に、その病状に見合った形で、ここの方針も含めて御相談していただくのが一番いいのかなと認識をしているところでございます。

【本多委員】 ありがとうございます。できれば、やはりせっかく今医師会ともパイプがしっかりとあって、市としてもそういった啓発というのは取り組めるところはあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういったところも積極的に行っていただきたいなと思います。

以上要望です。

【与座委員長】 ほかよろしいですか。

これにて質疑を終わります。

陳情の取扱いについての意見を伺います。

【深沢委員】 取扱い休憩でお願いします。

【与座委員長】 よろしいですか、取扱い休憩で。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、取扱い協議のため、暫時休憩いたします。

○午後 4時37分 休憩

○午後 5時10分 再開

【与座委員長】 休憩前に引き続き会議を開きます。

不確定原稿

陳情の取扱いについての意見を伺います。

【落合委員】 本陳情の取扱いについては、結論から申し上げて、継続でお願いしたいと思います。

理由としては、この件に関してはまず、行政のほうに所管がないということで、質疑もなかなか難しいという状況の中で、議会として意見を集約していかなければいけないと。本来であれば議員間討議等で協議すべき問題かなと思っておりますけれども、いかんせん、我々も医療関係に疎いところもございますし、また、この臓器移植に関しては、国内の問題、それから国外の問題、それぞれの大きな課題が残されているという認識は共通しているかなと思うのですけれども、その辺の課題整理、また医療関係者からの意見聴取等も含めて、少しお時間をいただければという理由でございますので、お願ひしたいと思います。

【与座委員長】 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 ただいま落合委員より、「継続」という声がありました、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【与座委員長】 異議なしと認めます。よって、本件は継続審査と決しました。

【与座委員長】 次に、行政報告に入ります。4本あります。

まず1点目、旧赤星鉄馬邸保存活用計画（素案）について、御説明をお願いいたします。

【渡邊資産活用課長】 それでは、旧赤星鉄馬邸保存活用計画（素案）について御報告いたします。資料は4種類ございます。A4縦、両面1枚のペーパー、A3横、両面の計画（素案）〈概要版〉、それから計画（素案）本編と資料編のそれぞれ冊子になります。このうちA4、1枚のペーパーと、A3の概要版を使って御説明いたします。

まず、A4、1枚のペーパーを御覧ください。

1、計画策定の目的です。旧赤星鉄馬邸は、令和4年10月に国登録有形文化財に登録されました。本計画は、文化財の本質的な価値を明らかにし、適正な保存及び活用を図ることを目的に策定する計画で、計画は文化庁の認定を受けますと、補助や現状変更等に係る手続の特例が受けられるようになります。

2、計画（素案）は、後ほど概要版を使い御説明いたします。

3、意見募集等です。今後、12月12日に計画（素案）を公表し、パブリックコメントを来年1月9日まで実施します。この期間中に市民説明会を開催いたします。説明会は記載の講演や座談会とセットで実施し、各回の講演や座談会の概要は記載のとおりです。

ペーパーの裏面を御覧ください。4、今後の予定です。来年1月の第8回策定委員会で、パブリックコメントでいただいた御意見への対応を審議し、2月に計画案について答申いただく予定です。

次に、A3の概要版を御覧ください。この計画（素案）は、昨年度、条例に基づき設置された保存活用計画策定委員会で議論し、まとめたものです。表紙の表は、旧赤星邸1階の居間から南側の庭園を眺める写真で、建物と庭園の連続性が特徴の一つになります。

表紙の裏面を御覧ください。こちらは竣工当時の写真で、右上の写真が2階のインナーバルコニー

不確定原稿

1階のオーニングで、ここでも建物と庭園の連続性が強調されております。

また、左上の写真にあるとおり、外壁は打ち放しコンクリートで仕上げられ、特に曲面の外壁で打ち放しコンクリートを使ったのは、当時としては先端的な技術でした。

左下の写真は、1階の夫人室から隣の和室、さらに和室の引き戸の奥に少しリビングが見えます。鏡には背後の子ども部屋が写っており、間取りの特徴も分かります。

右下の写真は1階のリビングで、家具のデザインは設計者のアントニン・レイモンドの夫人、ノエミ・レイモンドによるもので、2人の協働によるトータルデザインも特徴です。

それでは、各章の内容を御説明します。計画（素案）は第1章、計画の概要から始まり、第5章まで、分野別の計画に分かれております。資料編の冊子は、第2章、保存管理計画に関するものです。

まず、概要版1ページは、第1章、計画の概要です。本計画期間は第1期の整備工事の間、10年程度を目安としております。左から1列、2列目では、文化財の概要として、竣工後に市が取得し、文化財に登録されるまでの沿革や、赤星鉄馬、アントニン・レイモンドについて記載しています。

左から3列、4列目では、文化財の価値と武藏野市における重要性、価値をまとめています。文化財の価値は歴史的価値と意匠的価値に分けており、先ほど表紙を使い御説明した点のほか、戦前、戦後の日本の建築界に大きな大きな影響を与えたレイモンドが、自らの建築スタイルを模索し、確立した時期の代表作である点や、レイモンドのコンクリート打ち放しの大規模住宅としては、戦前のもので現存する唯一のものである点が、文化財の価値として整理されています。

以上に加えて武藏野市における重要性価値として、本市が武藏野町だった時期、特に吉祥寺地域の発展初期の歴史や景観が継承されている点、文化財と庭園の一体的活用により、市民等のつながりが広がる素地が大きい点が挙げられています。

次に、概要版の2ページ、第2章、保存管理計画です。左から1列目は保存管理の現状です。建築当初から改変が見られますが、現在の仕上げ材の下、内側には、当初の仕上げが残っている部分が多いことが分かりました。各部屋の当初材の残存状況は、資料編冊子のほうにまとめられております。

左から2列目、保護の方針ですが、基本的な考え方として、レイモンドの設計による当初の建築を保存し、当初復原を目指す。なお、旧赤星鉄馬邸から庭園への眺望、庭園から旧赤星鉄馬邸への眺望を当初に近づけるため、旧修室棟は解体するとしております。

次に、概要版3ページ、こちらは第3章、環境保全計画、第4章、防災計画になります。第3章では文化財建造物の周辺部分について、第4章は主に耐震対策として、本市の他の公共施設と同レベルの耐震性を目指すこととしております。

次に、概要版4ページからが、第5章、活用計画になります。この計画の肝になる部分になります。第5章は、他の文化財ですと、文化財の公開に関する内容が中心になる場合が多いところですが、旧赤星鉄馬邸の計画においては、利活用ということも強調してまとめられております。

左から1列目のイメージ図のとおり、様々な主体による多様な活動から成る文化財と庭園の一体的な活用によって、赤星邸の外にも交流が広がって、究極的には地域の価値を向上させるということを目指しております。この点につきましては、この間、社会実験を重ね、十分可能であることが分かりましたので、公開活用の基本方針として掲げております。

不確定原稿

公開につきましては、左から 2 列目の前半部分のとおりで、建物と庭は一般に公開し、建物については有料とする方向です。公開の時間帯は日中を原則とし、夜間は閉鎖する方向です。

4 ページの右半分の図は、右上の凡例のとおり色分けをしておりますが、復原可能箇所と整備方針、活用方針をまとめたものです。特にオリジナルの部材が残っている復原が可能な箇所は、オレンジ色で塗っております。全体の特徴といたしまして、トイレなどを含め、活用のための整備箇所、これは緑色になりますが、そういったところや、イベント等で活用するスペース、これは赤い枠で囲っている部分ですが、そういった部分を多く取った点が特徴になるかと思います。建物内の動線としましては、旧礼拝棟 1 階を、入り口等、施設全体のガイダンス的な空間として、渡り廊下を南下して本邸に入ることを考えています。

5 ページの左から 1 列目の図は、現時点で想定する動線をまとめたものです。敷地は北門と南門、両方から入れるようにいたします。北門からですと傾斜がきついため、南門から入る動線をスロープ状にして、徐々にレベルを上げて、表玄関前のレベルに合わせる形で接続する方向です。その接続部分のイメージは模型の写真のとおりですが、動線につきましては、そのしつらいを含めて、来年度以降の設計で具体的に検討したいと思います。庭園部分は公園として整備し、公開します。敷地西側の旧修室棟がある辺りに公園施設を整備し、芝生部分を今より広く活用できるようにいたします。

左から 2 列目、事業実施に当たっての課題です。財政制約下における整備内容の重点化のところでは、整備工事を 2 期に分け、1 期工事では、1) から 4) の劣化部分の改修・修繕や耐震補強など、公共施設として利用できるようにする整備を優先し、その上で、財政上許される範囲で 5) の復原工事を実施いたします。ただ、1) の耐震補強や内部改修に伴って、現在の下地材などの改変部分を取り除くことになりますので、おのずとできる間取りの復原などはこちらに含めております。

5 ページの右端の列には、財政制約、一般財源負担額の上限の目安の考え方や、大まかなスケジュールを記載しております。文化財の場合、設計や工事の中で調査を行い、新たな事実が分かれば、たとえ工事段階でも設計を見直す場合があるため、他の公共施設よりも長めのスケジュールを見込んでおります。

御報告は以上になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

【与座委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して御質疑のある方は挙手願います。

【小林委員】 よろしくお願いします。まず、この赤星邸の資産文化財の価値はあるのだろうなと認めるところではあるのですけれども、疑問に思うところがまあまあ多いなというのが、残念というか、現状です。ちょっと一つ一つクリアしていきたいと思うのですが、まずこの土地の購入費用及び現在誰が保有しているのか、そこから確認させてください。

【渡邊資産活用課長】 現在土地の所有権は、土地開発公社になります。令和 3 年に取得したときの金額は、20 億 6,730 万円ほどになります。

【小林委員】 ありがとうございました。これはまだ土地開発公社が持っているのですよね。そうするとこれは、ちょっともう質問はしない、質問はやめますけれども、借入れをしていて、支払い利息が生じていてというような状況だと思います。今、金利が上がっている中なのですけれども、こういうよ

不確定原稿

うな財政的な負担が、この先いつ市が買い取るのかということによって変わってくると思います。

質問とすると、市が買い取るタイミングというのはいつぐらいになると考えられるのかということを教えてください。

あと、建物の寄贈を受けたというところがあるのですけれども、建物の資産価値はそもそも幾らというように認識しているのかについても併せてお願ひします。

【渡邊資産活用課長】 市が買い戻す場合でございますけれども、公園用地を買い戻すパターンと同じになるかと思います。実際に公園の設計に入るのは令和10年度、工事が令和11年度まででございますので、それまで複数年間にわたって、段階的に買戻しをしていく予定でございます。基本的には、毎年といいますか、公園用地として買い戻していますけれども、大体そのぐらいの規模で毎年の買戻し費用は抑えていきたいなとは思います。

それから建物でございますけれども、これは修道女会から寄贈を受けた際、無償譲渡でございますけれども、既に90年たっておりますので、会計上は資産価値はなしだと思っております。

以上でございます。

【小林委員】 ありがとうございました。令和12年までに買戻し、全てを段階的に買い取るということよかったです。分かりました。ありがとうございます。段階的だというので、20億円に対して例えば1%とか、そういう簡単な計算はできないとは思うのですけれども、例えばもしかしたら2,000万円なのです、単純に。それだけの借入れに対しての。事実は、現状は違うと思うのですけれども、そういうようなことも、今後コストとして認識しなければいけないのではないかというように、ちょっと懸念をしているところです。資産価値はないということで、これをお金をかけて改修していくということだと認識しています。

第1期計画と第2期計画。これは何で第2期計画になるのか、改めて説明が欲しいのと、第1期計画は令和13年オープンになるのですけれども、令和3年にそもそも寄贈を受けてから、購入してからもほぼ10年後の話だと思っています。この10年もかかってオープンというところについては、ちょっと長いのではないかなど。それまで当然いろいろな様々なコスト、さっき言ったような借入れにかかるコスト。令和3、4、5年度とかは低金利だと思うのですけれども、いずれにせよかかっている部分はあるわけなのです。そういう点を含めて、市はどのように捉えているのか伺いたいと思います。

【渡邊資産活用課長】 全ての部分を当初の姿に戻すとなりますと、復原箇所も相当になりますので、それはもう、1回では難しいと考えております。それから、令和3年度に取得してから10年近くということで、この間やってきたことは、この旧赤星鉄馬邸を利活用することによって、どういったことができるのかというのを試していたところでございます。

あと整備スケジュールにつきましても、この間考えていたものよりも、改めてこの策定委員会で専門の方の意見も聞いていますと、文化財の場合は、調査をしながら設計し、調査をしながら工事する部分があるということで、このようにオープン時期のほうが後ろになったという経緯がございます。

その間、将来買戻しをしていくわけですけれども、その借金の利子負担があるというのは、もうおっしゃるとおりでございますので、なるべく買戻しのほうも計画的に進めていきたいなと思います。それは財政部門とも相談しながらやっていきたいなとは思います。

不確定原稿

以上でございます。

【小林委員】 ありがとうございます。財政的なところがあるのでということは留意してやっていたいのですけれども、第2期はいつぐらいに完成するというめどはあるものなのでしょうか。もしあったら教えてもらいたいなと思うのですけれども、お願ひします。

【渡邊資産活用課長】 まだ、この第1期について基本計画をつくっている途中でございますので、第2期について具体的なスケジュールまでは持ち合わせていないところでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。そもそも購入費用20億円。今、第1期工事の上限が8.5億円。第2期が幾らになるかというのは当然分からぬのかもしれないんですけど、もし同じぐらいかかったら、また8.5億円とかです。その間に維持費とか支払い金利とかがかかると、20年間で40億円かかる事業。それ以上かかるのではないかなという気もしなくはないのですけれども、やはりこれはやっと2期工事が終わってオープンして、40億円かけて。本当に文化財の保護も大切で、何千人かの署名も集まつたものだと思うのですけれども、これについて、時間もかかっているし、お金もかかっているというところはあるのですけれども、何か見解があれば教えていただければと思います。

【吉清総合政策部長】 こちらの旧赤星邸の場合は、いわゆる公園緑地としての価値と、文化財としての価値がございます。ちょっとそこを整理させていただきたいのですけれども、ちょうど私が財政課長、財務部長のときに、こちらの土地のほうの購入に関わっておりまして、まず当初は市としては、公園空白地、貴重な、当時保存樹木に当たる木がおよそ30本あるということで、お話をあったとき、ぜひうちの公園緑地の計画にも合致するということで取得をしたい。

公園の土地としては20億円前後の規模というのは、これまでにも幾つか、吉祥寺で言えば西公園ですかがございますので、そういった計画の中で、大体武蔵野市は長計の中で財政計画をつくるときにも見ていますが、ならすと年に10億円程度、公園緑地の取得とか整備にかけて、財政の計画もそう載せてますが、その中にも十分収まつてくるかなというようなところもありまして、ぜひ取得したいということでございました。

ただし、当時その修道女会さんも、民間のほうにも売却、民間のほうはもっと高い金額でということも伺っていましたが、そちらですと、必ずどこも住宅地で、全て緑地は失われる、もちろん建物もなくなるということで、それで皆さんも御存じの、市民の方の要望とか、もう様々な経緯もありまして、緑地として取得する。そして修道女会さんの御希望としては、文化財的価値も、また市民に愛されてきた場所ということもあって、建物は保存、活用してほしい。そこも含めて、当時議会にも先に取得の前に、協定を結ぶところから報告をさしあげて取得した。ですので、その20億円に関しては、まず公園緑地として、市として大きな位置づけの中で計画したものでございます。

その後の文化財としての第1期に関しては、課長から御説明したとおりですが、第2期というのは、位置づけとして1期ではできないだろうという部分の位置づけですので、今、2期工事に位置づけたものを、実際やるのか、やらないのか、どういうものにするかというのは、決めるものではございませんので、そこは1期工事をやって実際にオープンして、文化財としてどれだけ市民や外の方々にそこを評価いただけたか、また、どれだけ市民の方々に活用いただけたかというところで判断されてくるものと思いますので、そのようなところの考え方でございます。

不確定原稿

【小林委員】 今の説明だとちょっと疑問に思ったのは、第2期工事はやらなくてもいい可能性はある、それほどそんなコストがかからない、やったとしてもそんなにお金はかかるないというものなのかなとも理解するのですけれども、その点はそれでいいのか、違ったらちょっと教えてください。

【吉清総合政策部長】 價値が、やらなくてもいい、悪いではなくて、文化財として、市民の活用として、第1期は、まず確実にやらなければいけない。かなり保存状態はよいのですが、もう建物が、例えば水漏れをしたりですとか、電気関係、内装もそうですが、設備的には老朽化して、いわゆる建物で言うと、大規模改修をもうしないと使用し続けることができない。また耐震の改修も必要。そこに関しては、そちらの工事の費用のほうがその内訳でも大きくなるので、そこは公共施設として保存、活用していくためには必ず必要になります。

それと、それに伴ってやる工事とプラス、文化財としてオープンするのに、一定やはり見ていただくなところで、特に重要なところ、また工事としては、内装改修とかと関わる部分に関しては、同時に整備をする。

その後は、もちろん財政的制約がなければ、より完璧を目指せばいいのかもしれません、そこを今判断するのではなく、文化財としての価値は2期工事もやったほうがいいとは思いますが、実際に文化財というのは見ていただき、そして私たちの場合は使っていただいて、また地域の資源でもありますので、そういう判断を基に、2期をどこまでやるべきかというの、後年の判断に任せらるべきだろうという考え方でございます。

【小林委員】 ありがとうございます。当然資産としての公園の価値と、その他運営に係る文化財という価値は異なるのも、そもそも理解しています。そういう中で、それぞれ大切だというところは分かるのと、40億円と僕はざっくりと言ってみたのですけれども、そこまでも行かないというのもあるのかかもしれないというところであります。

ただ私がちょっとこれは、トイレトラックでもそうですし、公会堂でもそうなのですけれども、その他今後のことと含めてやはりお願いしたいのは、これも財政上の困難があってということも研究しているわけです。「一度の工事で全てを整備することは財政上困難である」。僕はこの表現は、中身は別にしていいと思います。こういうことをしっかりと書くということはいいと思っています。

そういうところがあるのだからこそ、今後の行財政の運営に限らず、しっかりとコストとそれに対するサービスが見合っていくのかどうなのかということを、しっかりと市としては検討した上で、一つ一つの事業を進めてもらいたいと思います。その点について御見解があればお願いします。御見解をいただきたい。

【渡邊資産活用課長】 大きな視点からの御質問をいただきました。まさしくその視点はこれから持ち続けなければいけないなと思っておりますので、この概要版の右側の列でございますけれども、他の保存活用計画ではこういったことを書いているところはなかったです。ただ、公共施設として文化財を整備するに当たっては、一定程度その公費については、しっかりと精査しながらやっていかなければいけないだろうと。

でも、今の段階ではしっかりと事業費を見込むことまではできないので、であれば、しっかりと一般財源負担額のアッパー、上限は自ら示していこうということで書かせていただきました。それは、やは

不確定原稿

り小林委員が御指摘のその視点、それを我々も持っておりますので、ここでしっかりと書いていこうと、あえて出したわけでございます。

以上でございます。

【小林委員】 ありがとうございます。改めて申し上げますと、こういった開催は僕は本当にいいと思っていますので、今後その意識を持ってやってもらえばと思います。

以上です。

【さこう委員】 よろしくお願ひします。私は赤星邸はきちんと復原をできるといいなというふうに思っていたので、当初のものを復原する方向性できちんと計画が出てきたということ自体、まずよかつたなと思って安心をしているところです。

ここから様々議論しながらつくっていくところだとは思うのですけれども、まず、工事が1期と2期に分かれているというところで、先ほど小林さんからも話がありましたが、この1期工事を終えて、例えば文化財の登録とかを経ることで、さらに追加でできるようになる工事があったりとか、復原できるようになる場所が増えるみたいなこともあつたりするのでしょうか。何かそういう話が策定の委員会で出ていたかなと認識しているのですけれども。

【吉清総合政策部長】 可能性としてはございます。ただ現時点では、復原で難しいところで、どのくらいのところまでできるかも分かりませんので、もちろん今の状況でも、例えば今計画をつくっていたりですとか、これから設計は、ある程度補助額を見込める状況ですので、そこで整備をしていくて、2期工事が10年後というのも、一定その後文化財として実績を積んだ上で、どういう工事がこちらとしても必要か、また文化財としてどういう価値を認められるかということもございますので、確かなことは言えませんが、可能性としてはございます。

【さこう委員】 ありがとうございます。きちんと1期工事で市民の方に愛されて使われることを経て、さらなる、多分屋上とか復原をさらにしていくみたいなところができたら、もっといいなというふうに思っているので、そこは市民の方たちに愛されて使っていただくことで、では10年後、もっといいものにしていこうというところの市民理解というのも得られるのかなと思っていますので、そこは発信も含めて、議会と市と力を合わせてやっていくべきところなのかなと思っています。

ちょっと活用のところを伺っていきたいと思います。概要版の4ページのところで、常設で建物自体の展示をしたりするエリアと、あと、活動の場、企画展などができる場所みたいのが幾つか分けてあるのですけれども、基本的にはこれはイメージとしては、会議室というか、細かく分けた部屋を展示とか貸出しをするイメージで、全館借りるみたいなイメージではないということなのでしょうか。

【渡邊資産活用課長】 こここの色分けのほうも、この数年間の社会実験を踏まえてやっておりますけれども、ちょっと全館を借りてということもやっておりませんので、今のところそこは考えておりません。

【さこう委員】 ありがとうございます。今までの社会実験等で様々使い方は試しているところだと思うのですけれども、やはりこれまで何度かやり取りをしている中で、地域に開いて市民の方に使っていただく使い方をしたいという市の意図があるからこそ、小さい部屋とかで、地域のコミュニティとかいろいろなサークルとかが使えるように貸し出していくというイメージなのかなとは思っているのです

不確定原稿

けれども、例えばもうちょっと大きなイベントとか、より幅広い使い方ということを考えていくと、やはり全館貸す、例えば3日間貸出しとかというやり方も考えていったほうが、使い方の幅は広がるのではないかなと思っていて、細かく分かれていくと、やはり会議室の貸し館みたいなイメージになってしまいかねないのではないかという懸念があるって、そこをどう考えているのか。

この赤星邸だからこそその使われ方ということを考えると、細かく割って貸し館みたいに貸さないほうがいいのではないかとか、それだけに限らないほうがいいのではないかなと思っていて、そこはどう考えていらっしゃいますか。

【渡邊資産活用課長】 おっしゃったとおり、最後の、細かく分けて単なる貸し館にはしたくないなと思っております。

4ページの左から2列目の一番下のところ、この間の社会実験の特徴はいろいろありましたけれども、行政主導でメニューを整えなかった。すごいのが、やはり地域住民や事業者の方々が、自ら企画してやってきたということで、それを大事にしていきたいなと思います。その延長で、なるべく可能性は閉じたくないと思いますけれども、ではもう少し広く使ってみようとかということであれば、実験的にやるというのもあり得るかなと思います。

以上でございます。

【さこう委員】 ありがとうございます。今、同意していただけたので、意図は伝わっているかなとは思いますが、やはりただの貸し館にならないようにというところが、すごく活用の仕方としては重要なと思っていて、そうなったときに、今まではイベントとして社会実験をやってきましたが、今後、こんな使い方をしてもらいたいのだみたいな、ユースケースみたいのをどういうふうに発信していく予定なのか、伺ってもいいですか。

それから、ほかにも貸している、有料で貸出しをしている公共施設が幾つもありますけれども、そういうものとどう差別化をしていくのか、料金設定とかもどうするのかみたいなところも教えてください。

【渡邊資産活用課長】 ユースケースをどういうふうに示していくのかということなのですけれども、昨年、今年とやっているのは、この利活用のガイドラインというのをつくっておりまます。それも、これまでの実践をなるべく紹介しながらということでございますので、こういったこともできるのだということを、なるべくオープンな形で示していきたいというのが1点目です。

あと、有料貸しの部分でございますけれども、公開については、一定程度料金は頂こうかなと思いますし、場所代といいますか、出展料的なところも、一応公共施設を場としているわけでございますので、プロフィットシェアという考え方もありますので、ちょっと考えてはいきたいなと思います。水準等はまだこれから検討だと思います。

【さこう委員】 ありがとうございます。この場所だからこそできるような使われ方というのが広がっていくことで、さらにこの建物の価値も上がっていくと思いますので、そこは市民の方と力を合わせながら、新しい使われ方を発信もしながら、サポートしていくといいのかなというふうに思っています。

次、ちょっと設備のほうで、スロープ動線のところをちょっと伺いたいのですけれども、ここは多分今、メインの玄関のところは結構段差があって、そこはやはり車椅子だと難しいということで、ぐるつ

不確定原稿

と回るというか、長いところを上がってくるという形になると思うのですけれども、これは公開のときは常に両方開いていて、車椅子の方も、人に開けてくださいとお願ひしなくとも、自由に入れる形になるというイメージで間違いないですか。

【渡邊資産活用課長】 両方開けて、もう本当にユニバーサルな形で。今も開けてやっておりますけれども、やはりどうしても段差があるところでございますので、そこは整備していきたいなと思います。

【さこう委員】 ありがとうございます。車椅子は、これは大型の車椅子とか電動の車椅子も通れるような形になりますか。

【渡邊資産活用課長】 特にスロープのしつらえにつきましては、来年度以降の設計の中でちょっと考えていきたいと思いますけれども、どこまでできるか、基準等もございますので、それを見ながらだと思います。

【さこう委員】 ありがとうございます。公共施設なので、大型の車椅子の方を含めて、誰かのサポートなく、きちんと自分で入っていけるというような形にしていただきたいと思います。また設計のところに入ってきたら、細かいことをいろいろ御提案させていただきたいと思います。楽しみにしています。

【西園寺委員】 この間、非常にじっくりと腰を据えて取り組んでいただいて、今回はこういう、言ってみればカルテ——ですよね——をきっちりと作っていただいて、台帳を作っていただいて、それに従ってきちんとランク分けをして、今後の方針を示していただいたという、本当にこういうところは武蔵野市役所ならではだなというか、時間がかかるてもしっかりと足元を固めるというやり方、私は好きです。市長、さっきのトイレトラックと真逆なので、実を言うと。

それは脇に置いておきますけど、こういうふうに足元をしっかりと固めながら、おたおたしないように進めていくというやり方が、この件においてはすごく大事だったなというふうに私は思っております。この場所の静ひつさ、静けさを皆さんに知ってもらいたいのだけれども、大人数が来るという場所にもできないという矛盾がありつつも、ここまでまとめていただいたことは、本当に感謝したいと思います。

私からの質問は、やはり運営主体なのです。今も質問がありましたけれども、この4ページのところに、地域住民、団体、事業者、興味のある方、関わりたい方など、いろいろな方の参画を促していくわけです。

この話が、土地を買う頃には、結婚式場にしたらいいとか、レストランにしたらいいとか、いろいろな意見があって、それこれ取りまとめて集約するのは大変だなと思っていましたけど、こういうふうに固まってきたのですが、ちょっとこの間、私、既に議会には報告してあるのだけど、もし聞き逃していたらごめんなさいなのですけれども、運営主体は有料だというわけだから、管理人さんも置くわけだ。

市が直営でやるのか、それから事業団に頼むのか、外郭団体に頼むのかとか、そういうことがありますし、今言ったように、いろいろな自由な利用の仕方を集約する、企画をきちんと受け付けて取りまとめる。結構これは大変なことだと思うのだけど、それなりのスキルを持った方を雇わなくてはいけないと思うのですが、その辺りはどういうふうになるのでしょうか。

【渡邊資産活用課長】 大きな運営の方向性についてお尋ねをいただきました。全てこれは市の直営、すなわち市の職員をそれなりに割いておくというのは、現実的ではないなと思っておりますので、ほか

不確定原稿

の公の施設と同様に、指定管理者制度を導入していきたいなと思います。

西園寺委員が御指摘のとおり、一定のイベントのこのプログラムの企画等は、なるべく実質性を生かしてやっていきたいと。それが公の施設にあるように、しっかりと仕様を固めてやるパターンがいいのかどうかというのも、今考えているところでございます。指定管理で業務に含める範囲、それ以外の部分というのを、どういうふうにやっていくのかというのを、まさしく令和6、7、あと来年以降もそうですけれども、試行的管理運営という形でやりながら、業務範囲を見極めていきたいなと思います。

以上でございます。

【西園寺委員】 ありがとうございます。指定管理ということが理解できました。これからしっかりと、何をお願いしていくのかというところを検討していただくと思います。

それではもう1点は、駐輪場が15台というのが一応ここに示されました。つまり、例えばほかのコミセンとかふるさと歴史館とか、そういうところみたいに、何十台という駐輪スペースを置く施設ではないという判断なのだと思うのです。

お聞きしたいのは、今まで社会実験を何回かいろいろな形でやってきたと思うのですが、最大のあのスペースへの滞留人数というのは、どのくらいと見込んでおられるのでしょうか。つまり一番にぎわっているときというか、一番人が集まったときって、何人ぐらいだったでしょうか。その静ひつさとの兼ね合いという意味でお聞きします。

【渡邊資産活用課長】 最大の瞬間風速的な滞留人数は、今ちょっとすみません、手元に資料がないのですけれども、今年の11月のオープンガーデンを土日でやりましたが、日曜日が1,200名を超えておりました。1日です。（「1日でですよね」と呼ぶ者あり）ですね。それが一応最大の人数になっております。私もずっといたのですけれども、やはりお昼のあたりは、飲食もできる関係もあって、じっくり滞留されると。その辺りが、人としては結構多かったなと思います。庭園の中で立ちっ放しの方も結構いらっしゃいました。

最初に駐輪場に絡めての御質問だったので、それに合わせて、どのくらい今駐輪場が使われていたかということですが、そのときは南門の部分だけ駐輪スペースを用意しておりました。通常は北側の部分も用意しておるのでけれども、試しにどのくらい来るのだろうかということをちょっと実証したくてということをございまして、瞬間的にもう15台は随分オーバーしてしまいました。

特にお子さん連れで来るケースが多いので、自転車のサイズも大きいということで、この15台ということで線を引いておりますけれども、スペースとしてはまだありますので、実際はこれ以上置けるようにはしていきたいなと、今考えているところです。3か月間、今回実証していきますので、その結果も踏まえて、最終的にどのくらいの台数が必要なのかというのを、地図に落とし込んでいきたいなと思います。

以上です。

【西園寺委員】 よく分かりました。確かに15台はあふれるだろうなというのは、聞いてなるほどと思います。さっきも車椅子の話もありましたし、ベビーカーが置けるようにというのも、芝生で憩っていただくためには、ある程度やはり確保しなくてはいけないのだろうなと思うので、これは今後検討されると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

不確定原稿

3つ目の質問としては、吉祥寺に貴重なこのオープンスペースが、災害のときにどういうふうになるのかという点です。建物自体の耐震とか防災の観点の話は、火災時の安全性。これは燃えたら困ります。これは3ページに書いてあるのですけれども、地震があったりしたときは閉鎖してしまうのですか。さつき市長がおっしゃったように、宮本小路公園で医療連携訓練ができたというのは、やはり私もよかったですなと思うし、あの頃、ほかの施設を建てようという話もあったけど、やはりオープンスペースが吉祥寺エリアに足りなくて、公園にしておいてよかったですなというのをこの間思ったのですけれども、この赤星邸に関しては、災害時はもう閉鎖するというような方向性なのでしょうか。

【渡邊資産活用課長】 その点も策定委員会で議論になりました、これは防災部門ともちょっと調整したところでございますけれども、もうすぐ近くに一小がございますので、まず防災機能としてはそこで果たしていくと。あと、文化財の建物の中でそこの部分を受け止めるというのは、ちょっと文化財としては難しいかなと思いますが、この庭園の部分はそれなりの広さがございますので、もう万々一のときは、ここを使っていただくというのはありかなと思います。

以上でございます。

【西園寺委員】 分かりました。もう本当に静ひつさと矛盾していることを言っているから、すごくあれなのですけれども、また検討は進めていっていただきたいと思います。

あと、大体もう方向性はこのまましっかりと進めていただきたいと思っているわけなのですが、感想を1点だけ申し上げたいと思います。1ページの文化財の価値のところに、このレイモンドさんにも赤星鉄馬さんにも、奥さんとの協働ということがしっかりと書かれていて、妻のノエミさんは実際にデザインもされていたということで、こういうことが書かれているというのは、私はこれを読んで素直にうれしかったのです。

今の朝ドラの小泉八雲さんとセツさんではないですけれども、やはり何かいい仕事をされた方の裏側に、御家族、お連れ合いのいろいろな活躍があったということが、しっかりと光が当たるということも、とても大事だと思うので、この赤星邸の整備のときに、夫人室というのが結構重要なポジションを占めています。この、昔風の言葉で言えば、奥様方の活躍ぶりがしっかりと展示の中でも生かされるようにということは、感想として申し上げたいと思います。

以上です。

【落合委員】 それでは何点か確認をしますが、一つは、活用のほうについては今いろいろ出ていて、私も聞きたいことの質疑があったのであれなのですけれども、指定管理者制度を基本として検討するというふうにうたわれているので、その点についてはそういう方向性なのかなということで承りました。

これはスケジュール的には令和13年度オープンということなので、令和12年度、その前年度ぐらいに公募をかけるというようなイメージになるのでしょうか。ちょっとその辺は確認だけさせてください。

それと整備のほうで、一つは、文化財の保護とか、あと、こういった工事関係というのは、補助金みたいなものは一切ないという、そういう理解でよかったですのか、ちょっとそれを確認したいのと、あと、この1期工事でやる項目というのは、要は建物としての安全性をきちんと担保するために必要な部分だけ行うという、そういう理解でいいのか、ちょっとそこまで、まずお聞かせください。

【渡邊資産活用課長】 1点目でございますけれども、13年度がオープンでございますので、12年度ま

不確定原稿

ででございますね、そこには公募をしていきたいなと思います。12年度中か、その前か、ちょっと細かいところはこれからだと思いますけども、それまでにやっていきたいと思います。

それから2点目、補助金でございますけども、文化財関係の補助金がございます。例えば設計監理についても補助金はついて回りますし、あと、庭園を公園として整備しますので、その中でも補助金がつくのではないかということで今研究中でございます。

それから3点目、1期工事でございますけども、大きく要約していただいたとおりでございます。まず、皆さんに使っていただくために、耐震性が一部不足している部分もございますので、あと、設備も相当老朽化していますので、まず、使えるようにする、その中で、できる範囲で復原もやっていくという考え方でございます。

以上でございます。

【吉清総合政策部長】 少しだけ補足をさせていただきます。

まず、その指定管理についてなのですが、可能性としては、少し早めに募集することがあるかなと。こういった文化施設の場合、どういうふうに活用していくか、そこをしっかり話をして、場合によっては、プレイベントをしてですか、そういう準備をしていかないと、なかなかいわゆる公共施設の使用方法もある程度定まったものとは違いますので、少し早めに準備をするというのは考えなければいけないかなと思っているところでございます。

また、工事にしましても、基本はそうなのですが、やはり今回した中で、例えば外壁ですか、1階のサッシですか、この文化財の価値として、いわゆる肝になる部分というか、実際見ていただくとか保存するときに、ある意味分かりやすく、その文化財の価値をより広く皆さんに知ってもらえるところを予算の制約の中で選んで実施するというのはあるのかなというふうに考えてございます。

【落合委員】 分かりました。工事の部分でいうと、まずは安全に使えるということが一番大前提かなと。その上で、活用していく上で必要なところを整備していくという、そういう趣旨だろうというふうに理解をしております。

この5ページになるのかな、整備をするに当たって、この文化財の整備工事の専門性を有する事業者という記述があるので、普通の、いわゆる一般の建物の整備とちょっとやはり趣旨が変わってくるのかなとは思うのです。お寺とか、そういうものとはまた違うので、いわゆる宮大工さんみたいなものに頼むとか、そういうことではないのだろうとは思うのですけど、こういったものを実際やる事業者さんというのがある程度限られてしまうのか、それともある程度幅広に事業者さんの選定ができるものなのか、その状況を、今分かっている範囲で構わないのですけど、教えていただけますか。

【渡邊資産活用課長】 文化財の復原整備については、一定程度その経験があったり、その資格がある人を施策として用意しなければいけない等ございますけども、本当に限定されるというわけではないと思います。一定程度ある中から選定していくことになると思います。

以上でございます。

【落合委員】 分かりました。こういった整備にかかわらず、今、建築関係は人がいないだとか、いろいろなことで、なかなか工事着手してもらえる事業者さんというのは、工事業者さんがいるのかどうかというのもなかなかどうなのだろうということもちょっとあったり、あと、ここに一つの目安として

不確定原稿

の工事価格も一応示されていますけど、ある程度特殊な工事をしなければいけないだとかということになると、これも細かく見ていく必要って出てくるのかなと思っていて、それを考えると、1期工事の中でどこまでやるかというその選択も、さっき御説明あったとおり、財政的な制約の中で考えなければいけないということもあったので、ちょっと細かく見ていかなければいけないところって結構出てくるのかなと思うのですけども、その辺はまた、都度、議会に対しての報告だとか、そういったことも含めて取り組んでいかれるのか、その辺の今後の話をお聞かせください。

【渡邊資産活用課長】 おっしゃるとおり、財政制約の中で、いかにインパクトのあるところを選択して復原していくかだと思います。その内容は、設計をまとめて、ある程度のところでもまた議会のほうにも御説明していきたいなと思います。

以上でございます。

【落合委員】 分かりました。本当に世知辛い世の中になってしまって、建設関係は非常に今、不調が出たりいろいろ大変な状況だと思うので、丁寧に進めていただければと思います。

あと、運営のほうについても、指定管理ということで、多分早めに決めて、それこそプレオープンではないんですけど、そういう部分って必要になってくるのかなと思います。今までの活用の仕方とまたちょっとやり方も変わってくるでしょうし、いろいろな制約もあったりとかすると思うので、その辺は今後また検討していただいて、隨時御報告いただければと思いますので、その辺はお願いをしておきます。

以上です。

【本多委員】 私は簡単にと思っているのですけど、私、実家の近所が山本有三記念館で、子どもの頃にそこを居場所のように使っていたのです、本当に。本がたくさんあって、子どもが一人で行っても、そのときは当時小学生でしたけど、一人でずっと過ごして本読んだりするのにとてもいい場所だったのです。今回、内容的には利用料金を一応取るということで、庭園のほうはオープンしておくというような記述に今なってきて、これはこれでいいかなというふうには思っているのですけれども、私自身は、そういうふうに一人でふらっと行っても、子どもでもゆっくり過ごしたりなんということができるといいなんというふうにイメージしているのです。

そうなったときに、今いろいろ色分けをしていただいて、図面も頂いたのですけど、トイレが課題になるのかななんて思っていて、活用のこれからこの工事のところにもトイレを整備するって書いてあるので、このトイレのところ、今日トイレの話ばっかりみたいになっていますけど、本当に、この旧礼拝棟の緑色のところが見学者動線というふうになっていて、今、図面見てますが、ここの緑色の空間のところは建物内にはなりますが、ここが恐らく庭園とのつなぎ役というか、ここは、一定ここまで無料で入れるゾーンというか、そういったような想定でいいということなのでしょうか。一応こっちの概要版には、何となくトイレっぽいものは書いてあるのですけど、トイレという文字はなくて、冊子には一応ここにトイレが整備されるような記述があるのですけども、ここがそういうふうな活用になるということでおよろしいのかどうか、確認させてください。

【渡邊資産活用課長】 トイレにつきましては、まず、建物内としましては、この旧礼拝棟のところを中心に整備していきたいなと思います。今もあるのですけれども、非常に数が少ない、あと、スペー

不確定原稿

スも狭いので、ここをしっかりとやっていきたいと思います。

あともう一つ、隣の5ページのところ、上からの平面図がございますけども、公園施設、西側のところに整備するところも、この中にも一定程度公園のトイレのほうは設けていきたいと思っておりますので、両方やっていきたいなと思います。

以上です。

【本多委員】 分かりました。ありがとうございます。その公園施設というところは、何となくパーゴラみたいなイメージなのかなと、日除けの施設なのかなと思っていたので、ここにトイレができるのであれば、ある程度安心なのかなと。先ほどの防災の観点からも、庭園の活用法って、やはりトイレに関わってくると思うのです。なので、トイレがここにできるのであれば、かなり使い勝手としては非常によくなるのではないかなというふうに思いましたので、そこはしっかりと整備していただければと思います。

とはいって、先ほどお話をしたように、庭園のところが無料ですというふうになって、多少室内でそういうふうに少しうっくり座れるような場所というのが、無料のゾーンで、という形で、この緑色の旧礼拝棟のところになると思うのですが、この受付周りのところで少しそういう空間ができるのか。あとは、子どもたちというのは無料になるのかなと思ってはいますが、その辺りについて、施設として守らなければいけないので、子どもをどれぐらいの年齢からとかというところは難しいところはあると思うのですけど、私自身も小学生のときにそういう山本有三記念館で、そういう施設の中で過ごしていたという過去もあるので、一定できることははあるのだろうなと思っているのです。なので、その辺り、現状としてどんなふうにお考えかだけ聞かせていただければと思います。

【渡邊資産活用課長】 具体的な料金設定のほうはこれからでございますけども、昨年オープンガーデンのときにちょっとアンケートを取りました。有料か無料かで、どこまで許容されるかということで、お子さんという意味ではないのですけども、大体1,000円未満であればということでした。その中で、やはり小さいときにここを使っていただきたいなど。それで成人して、例えば大切な人と一緒に来て、ここがこんな施設だったのだと分かってもらいたいなと思いますので、ぜひお子さんにも使っていただきたい。そういうことも踏まえて、料金設定はどういったものがいいのか、ほかの公共施設との並びもありますので、ちょっと一概には申し上げられませんけども、考えていきたいなと思います。

以上です。

【本多委員】 ありがとうございます。何かちょっと今ロマンチックなお話もありましたが、本当に、さっきの結婚式の話とかも、今やはりそういう市でウェディングをやるみたいな企画も、小金井とかでもやっていましたよね。何かそういう取組もあるのだなと思って、いろいろな公共施設がそんなふうに活躍したらしいのではないかなというふうには思っています。

最後にちょっと1点だけ、何か全然違う話をするのですけど、こういった公共施設を活用していく中で、Wi-Fi環境とかというのは、ここは今後どうされるのでしょうか。公園とか、そういった開けたところ、防災の観点からも考えると、今後はそういう電波環境だとか、そういったところも、こういう施設を整備するのであれば、一緒にやってしまったほうが早いのではないかなと思ったりもしますが、そちらはいかがでしょうか。

不確定原稿

【渡邊資産活用課長】 Wi-Fi のほうも推進環境を整備していきたいなと思います。といいますのは、この保存活用計画というのは、将来的な補助金を獲得するためのものでもありますので、なるべく可能性があるものは盛り込んでおこうと思いまして、ちょっと今すぐどこかとは申し上げられないのですけども、Wi-Fi のことも書いております。

以上です——素案の本編の 5 の 8 ページのところに書かせていただきました。一番最後の行です。すみません、以上でございます。

【与座委員長】 よろしいですね。これにて旧赤星鉄馬邸保存活用計画（素案）についての行政報告を終わります。

2 番目の行政報告、吉祥寺パークエリアまちの将来像策定の進め方についての報告を求めます。

【射場都市機能再構築担当課長】 吉祥寺パークエリアまちの将来像策定の進め方につきまして、A3 資料横のもので御説明させていただきます。

まず、1、はじめにの背景・目的では、吉祥寺パークエリアのまちの将来像策定の必要性を記載しております。

次に、これまでの取組についてですが、令和 5 年 3 月に「将来像立案に向けて」を公表し、また、公会堂やパークロードでの社会実験のほか、オープンハウス、市民講座などにつきまして、まちづくりへの関心を高める取組を進めてまいりました。令和 6 年度に策定された第二次調整計画では、将来像策定の進め方に関して記載内容の充実が図られております。また、先月 14 日には、「吉祥寺駅南口交通環境基本方針（案）」を公表しております。

2、将来像進め方につきましては、策定期間としては、令和 9 年度までの 3 か年を予定しております。

検討体制は、図 2 に示しているとおり、府内検討委員会のほか、今後、対話の場「きちは未来会議」や有識者等による委員会も立ち上げ、市民やまちの関係者との対話を重ねつつ、有識者等の知見も踏まえ、計画策定を進めてまいります。

今回の検討体制のポイントとなります対話の場きちは未来会議の詳細を御説明いたしますので、資料右側を御覧ください。

対話の場きちは未来会議とはでございますが、市民やまちの関係者への情報提供、将来像策定に向けた重要な要素や考え方等の意見聴取や意見交換を通じて、将来のまちづくりの方向性に関する意見や考え方を整理・共有するための会議体となつてございます。きちは未来会議では、将来像について一つの答えを導き出すものではなく、立場や価値観が異なる様々な方々の意見や考え方の共通点や相違点を探り、整理・共有することを目的としております。そこで出された様々な御意見につきましては、府内検討委員会や今後立ち上げを予定しております有識者等による委員会での検討につなげてまいります。

次に、きちは未来会議の枠組みについてになります。（2）募集対象者・想定人数等を御覧ください。全体で 80 名の参加者を予定しており、大きく①の権利者と②の市民・事業者等の 2 つのグループを設置し、それぞれに地域枠と公募枠を設けております。まず、上段の①権利者のグループにつきましては、パークエリアの優先課題である交通課題の解決に関する土地建物の所有者を対象としており、下段の②市民・事業者等のグループにつきましては、上段の権利者以外の全ての方々を対象としております。それぞれの地域枠の対象者の方々に対しましては、公募の開始に先立ちまして、市のほうから個別に参

不確定原稿

加を要請しております。また、公募枠につきましては、12月1日市報、市ホームページ等で既に募集を開始しております。

次に、（3）開催日程・想定テーマですが、第1回は来年3月8日日曜日の午後を予定しております。表の下となります、開催方法といたしまして、2つの対話の場につきましては、初回は合同開催、その後は個別開催とし、意見が一定整理された段階で、改めて合同開催を予定しております。

また、図1の検討体制図の右側のきちは未来会議の枠内を御覧ください。①の権利者、②の市民・事業者等の対面による対話の場に参加できない方々に対しましては、現在試行実施しておりますデジタルプラットフォームアプリcommonを活用した意見聴取なども並行して実施し、幅広く市民意見の聴取を進めてまいります。

最後に3、想定スケジュールですが、将来像策定を想定しております令和9年度までの予定をお示しておりますが、対話の場きちは未来会議の会議での意見交換の状況等を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

資料の説明は以上となります。

【与座委員長】 ありがとうございます。説明が終わりました。これより質疑に入ります。

【小林委員】 お願いします。このパークエリアの再整備について、本当に複雑な方程式を解くようなもので、本当に大変だなと思うのと同時に、この事業を前に進めるというようなところについては評価させていただきたいというふうには考えています。

その中で御質問したいのは、1つ目が、この資料の1、はじめにの2）これまでの取組の上から2つ目で、「市民やまちの関係者へ周知を行いながら、まちづくりへの機運の醸成を推進してきた」というようになりますが、これはどのように醸成してきたのか、いろいろなイベントをやってきたということなのかもしれないんですけど、その上で、どのような考え方や反応があるのかというのを参考までにお知らせいただきたいというのが1つ目です。

もう1つ目は、この左側の下にあるきちは未来会議で、①、②、③とあって、③について確認したいのは、①の権利者が40名、②の市民・事業者等が40名いるということで、それ以外に参加を希望する方全員という、このプラットフォームに入るという理解でいいのか、確認したいということと、今、意見聴取を行うということで、これはすいません、このプラットフォームに入ったことがないので分からぬいのですけども、簡単にできるものなのか、どのように周知してどのように進めるものなのかというのを御説明いただきたいと思います。まず2つお願いします。

【射場都市機能再構築担当課長】 委員おっしゃるとおり、これまで、市民講座、シンポジウム、昨年度はそういった取組も行いながら、まちづくりの情報の提供等を進めてまいりました。今年度につきましては、パークロードでの社会実験を通して、まず、まちづくりに关心を持っていただくことはできたのかなというふうに考えております。そちらのほうは、社会実験に合わせたアンケート等でもその辺りの反応が出ているのかなというふうに考えております。

2つ目のcommonについてでございますが、こちらは権利者枠、また、市民・事業者枠というのは、40名の枠組みで、今公募も含めて実施しているところですが、やはりこういった対面での場になかなか参加できない方ですとか、そういう場で自分の意思を表明するのが苦手な方というのも当然いら

不確定原稿

っしゃいます。時間がない方というのもいらっしゃいます。そういった意味で、今回のこのパークエリアのまちづくりにつきましては、このデジタルプラットフォームというものを活用して、できるだけ意見収集のしやすい、皆さんのお意見をお聴きしやすいアプリを活用することで、まちづくりに生かしていくたいというふうに考えております。今もう既に市民目安箱等で使っているものになりますので、同じような形での応用で使えばなというふうに考えております。

comm onにつきましては、これまで昨年度の試行開始から、まず利用者を増加するための取組として、先ほどお伝えした市民講座ですとかシンポジウム、また、パークロードでの社会実験、そういう場で随時PRしながら、また、アプリの提供事業者のはうもチラシ配布等もしながら、利用者のまず増加というところ、利用者の確保というところで進めてきたところでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。すいません、もしできれば、最初の質問で、どのようなお考えがあったのかなというところ、具体的にもし、まあ、アンケートで見れば出てくるのかもしれないですが、参考までにこの場でも、どのような地元の方の御意見があったのかというのを教えていただければなと思います。機運の醸成を推進してきたというところで、どのような具体的な考えを持たれたのか。

もう一つ、これは最後の質問なのですけれども、権利者40人で地域枠20名、率直にこれで人数が済むのかなというふうに思ったところなのですけれども、何とか進むのかどうか、その選定基準とかというのがもし何か教えていただけるのであるならば伺いたいなというところでお願いします。

【射場都市機能再構築担当課長】 パークロードでの感想としては、まずは御意見をいただいているところがございますが、まず、バスが通らない環境でとてもよい取組だと、雰囲気が変わったですとか、そういうた、まずパークロードに車が通らない、バスが通らない、車が通らない環境について非常に前向きな御意見がございました。それ以外に、これまでの市民講座ですとかシンポジウムの中では、まちづくりについての情報提供をしてきたわけですが、いろいろな立場の方もいらっしゃいますし、やはり再開発事業に対しての期待の声を寄せる方もいらっしゃいますし、逆に、そういったものはやめてほしいというか、否定的な御意見という、両方の立場からの御意見があったのかなというふうに考えております。

2つ目の、すいません、権利者の部分の20名、地域枠の20名がここでどういう基準かというところですか。（「はい」と呼ぶ者あり）20が大丈夫かということですね。こちらにつきましては、この資料の中に書いていますとおり、吉祥寺駅南口交通環境基本方針で示している可能性3案という、AからCまでの3つの案が示されておりまして、その広場の整備の影響してくる敷地の街区の方々を対象にしておりまして、当然、この中にはマンションですとか、そういう人数が多い建物というのもございますが、この対話の場につきましては、例えば、一部の建物の方々ばかりが出てきてしまうと、それはそれで対話のバランスといいますか、人数構成のバランスというものもありますので、この地域枠の方々については、一定人数を制限させていただいた中で、バランスよく参加いただけるように、事前に御説明をしてきたところでございます。

【さこう委員】 よろしくお願いします。

まず、comm onの使い方のところを伺いたいと思います。何か伊藤副市長の顔みたいなアイコン

不確定原稿

のアカウントが登場して2日に1回ぐらいつぶやいているのを拝見して、前、サクラがいないと動かないという話をしたので、一生懸命きちんと動かす、コミュニティをマネージしていこうというのをやつていただいているのは見ています。その上で、今回これはcommo nで意見募集します、コミュニケーション取りますということなのですけど、今、意見目安箱——さっきおっしゃっていましたけど——みたいな感じで、テーマ設定として吉祥寺のパークエリアについての意見を集めますということスレッドみたいなものを立てて、そこに投稿を集めていく、それで市民の方もそこを見て、そこにコメントが追加できるみたいな形で運用していく予定ですかというのと、あと、市民の意見目安箱も見ているのですけど、結構あれはフローなので、どんどんいろいろな情報は出てくるかもしれないけど、それに対して、では市がどんなリアクションをしているのかとか、どう受け止めてくれたのかみたいなところはなかなか見づらいと思うのです。何か言いつ放しで、かつ、どんどん流れていってしまうので、皆さんも、では振り返ってほかの人がどんな話しているのだろうとか、議論ができたりとかという場とはちょっと違うのかなというふうに思っていて、どういうふうに使っていくつもりなのかみたいなところをもうちょっと聞いてもいいですか。

【射場都市機能再構築担当課長】 commo nの活用方法ですけども、基本的には目安箱で一定のやり方としての蓄積がございますので、その方法に準じた形をイメージはしております。あのアプリ 자체は、どちらかというと、議論する場というよりかは意見を言っていただく場だと思っておりますので、commo nで収集した意見については、今回権利者の対話の場と、あと、市民・事業者の対話の場という2つの場がございますので、commo nでいただいた意見については、こういうものがありましたよという形で共有しながら、皆さんの意見交換を活発化させるように進めていきたいというふうに考えております。

【さこう委員】 ありがとうございます。なかなか、やはりリアクションがないので、あまりインラクティブなコミュニケーションにはならないなというふうに思っていて、やはりいろいろ書いてもらうとか、書きやすい、ハードルが低いみたいなことは重要だと思うのですけれども、会議とかの場に出てこない方でも、もう少しインラクティブにコミュニケーションが取れる場というのはちょっと検討していただきたいなと思っていますというところは意見です。

もう1個、このきちば未来会議についてなのですけれども、全7回で、結構期間が長いではないですか。原則、土・日・祝どれかの1時半から4時半ですという。それで1年半ぐらいですか、2年ぐらいにまたがって土・日・祝どこかで開催されますで、何月かも分からなくて、原則全部出られる人でないと駄目ですというふうに書いてあって、結構これを読むと、え、それは無理かもってほとんどの人が思うのではないかと思ったのです。もちろん、権利者の方とかすごく熱心な地域の方については、ゆっくり時間をかけて議論する場を用意して、そこにきちんと皆さんと顔を合わせてやるというのは重要なことですけれども、やはりいろいろな市民の方にきちんと公募枠で入ってもらうということを考えると、まず、土・日・祝で曜日すら固定されていなくて、何月なのかすらも固定されていなくて、それで絶対全部出てくださいというのは、ちょっとあまりに不親切な募集方法だなというふうに見ていて感じたのです。そこを、本当にたくさん広く市民の方に参加してもらうつもりがあるのかなというのをちょっと感じてしまったのですけれども、ここはどうなのでしょうか。

不確定原稿

【射場都市機能再構築担当課長】 そちらにつきましては、何も反論できるものはございませんが、ただ、1回目、まず日程につきましては、募集の人数が固まり次第、会議室等を含めて押さえまして、できるだけ早く周知したいというふうに思っているというのが1点と、あと、確かに委員おっしゃるところ、今回、大体1回当たり3時間、できるだけ意見交換等を多くしていきたいと思っていますので、3時間の枠で、しかも土・日・祝ということで、かなり御負担をかける形になってしまいます。ただ、先ほど御説明しました、これまで市民講座とか社会実験ですとか、そういうことを通して、吉祥寺に关心のある方については連絡先をいただいております。大体120名近い御連絡先をいただいているので、そういう方々にも参加の呼びかけをしておりまして、今現在で、ちょっと昨日時点での人数ではあるのですが、公募の市民・事業者枠については20名以上の申込みがある状況です。ただ、このパークエリアの南側の住宅地の方々とか、ちょっとその辺の方々の参加がまだ申込みが少ない状況でございますので、明日以降になりますけども、またそういうところも対象にチラシを配布しながら、参加を呼びかけていきたいというふうに考えております。

【さこう委員】 ありがとうございます。応募自体は来ているということで、よかったです。ただ、今後、市民の方の公募とかをする際にちょっと工夫をしていただきたいなと思うのが、まず、何か土・日・祝という提示だと、例えば土曜は絶対仕事の人とか、日・祝は絶対仕事の人とかがそこに入るかもしれないと思うと応募できないと思うのです。土・日・祝がブロックな人だけでは世の中はないと思うので、土・日・祝といえばお休みだろうという前提のこれは文章だなというふうに感じたので、やはりそこはいろいろな働き方の人がいるというところをもう少し想定した——別に土・日・祝に開催するのが駄目なわけではなくて、書き方がもう少しあるのではないかというふうに思ったのと、やはり2年以上にわたって絶対出てくださいというのは、やはり結構難しいなというふうに思っていて、例えば1年に3回とか4回あるのであれば、3回以上は出てほしいとか、もう少し市民にとって、これらなら自分も参加してみることができるなと思えるような伝え方、やはりここまで書かれると、何かそこまでのやる気はないから私はお呼びではないかも知れないと結構感じるなと思っていて、そこはもう少しコミュニケーションを今後検討いただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

【射場都市機能再構築担当課長】 もう委員おっしゃるとおりでございまして、負担が大きいのは十分理解しております。原則的に全回、今回は積み上げ式でこの対話の場での意見交換というのを進めていきたいというふうに考えておりますので、全回という形で応募させていただいておりますが、実際には、やはり所用でなかなか御出席できない回というのも当然あるのかとは思っています。そういう方々のサポートをどうするかということは、やはり丁寧に考えていかないといけないですし、議論された内容をしっかりと共有しながら、皆さん一緒に議論を進めていけるような形で進めていきたいというふうに考えております。

【西園寺委員】 今回の市報の1面のイラストもすごく感じがよくて、私の周りでも複数の方が、あ、応募してみたいと。ちょっと産業振興課のまちあなプロジェクトとごっちゃになっている人がいたのですが、もしかしたらその人も応募しているかもしれません。

私の質問は、グループワークになると思うのです。40人という、それぞれこっちとこっちが40人・40人だけ、一齊に40人を教室型にやるわけではないと思うので、そのコーディネートとか、それは職員

不確定原稿

さんがおやりになるのか、それともどこか事業者にお願いしたりするのか、コーディネーターの役割はやはり大きいので、そこをまずお聞きしたいと思います。

それから、選び方なのですけれども、公募枠のほうは、多分市民であろうと、市外の方でも関心があればいいということなのだと思う。作文とかも特に課していないので、何か吉祥寺に対する思いを書いてくださいとか、そういうことはないわけですよねと思っているのだけど、そこをちょっとお聞きしたいのと、この公募の方を何十人か集まった中から20人に絞るのは、どなたが絞るのかという選び方、これをちょっとお聞きします。

同時に、地域枠のほうは当然、団体からの推せん枠ということに恐らくなると思うので、どんな団体さんに推せんをお願いしているのかということはちょっとお聞きしたいと思います。

【射場都市機能再構築担当課長】 グループワークにつきましては、基本的には専門的なそういった知見、技術を持った委託業者の方にお願いしたいと思っているところですが、第1回目については合同開催になっておりまして、80名近い人数を動かしていくには、やはり職員も一定入っていかないと難しいのかなとは思っております。その後については、40名・40名、最大40名程度になってまいりますので、そういう専門の知見を持った委託業者の方でお願いしようかなというふうに考えているところでございます。

次に、公募枠の選び方の部分でございますが、基本的には抽せんで考えております。申込みしていただくときに、応募動機みたいなもので、簡単な文章やコメントはいただいているのですけども、特にそれは選考に活用するつもりはございませんので、あくまで公平に内部で抽せんをして、その方々にお伝えしようというふうに考えております。

次に、地域枠の対象の団体でございますが、まず、権利者につきましては、ちょっと個別の名前を言うとあれなので、基本的には南口の準備組合のエリアの準備組合の団体の方。それ以外は、公会堂のある街区の建物、あと、丸井のある街区の建物、あとは、スーツセレクト、ドン・キホーテ、その建物の建物所有者、土地所有者の方にお連絡しているのと、市民・事業者枠につきましては、商業者としては、活性化協議会、商店街連合会、商工会議所、あと、南側の地元の商業団体、商店会5団体です。そのほか、交通事業者としては、鉄道、バス、タクシー関係の事業者、あと、コミセン、南町なり御殿山のコミセン、あとは武蔵野市開発公社等に声をかけているところでございます。

【吉清総合政策部長】 グループワークについて少しだけ補足をさせていただくと、私が別に細かい指示を出しているわけではないのですが、こういったグループワークをする際に難しいのは、今回は、市が何かまだプランを出してそこに御意見をいただく場ではなくて、皆さんでいろいろ学びながら自由に御意見をいただくので、市の職員がやってしまうとなかなか、市に質問をしてとか意見を言ってという形になりがちなので、やはりそういうコーディネーター、ファシリテートができる専門の方にお願いするほうがいいかなと思っています。それで、市役所の職員も当然その意見を一定聴くというのは重要なと思っていますが、役割として回す部分は、人数の関係もありますが、そういう分担ができるればいいかなと思っているところでございます。

【西園寺委員】 イメージがつかめました。ありがとうございます。

こういう、今 *comm on* の話もあって、来られない方にとって *comm on* を通じて意見を言つ

不確定原稿

ていただいたら本当にうれしいなと思いますけど、リアルに集まって顔を合わせて、同じ関心を持っている人で、あ、こんな意見もあるのだなというのが、お互いに聴き合うというのはすごく大事ですよね。長計の無作為抽出のワークショップがあったり、気候市民会議があったり、ちょっと前だと水の学校とか、いろいろな枠で市民参加でやりましたけども、今回のもそういうふうに、何かうまくリアルで顔を合わせて話すことが、実りが得られるようにということを願っています。私はそこまでで、頑張ってくださいと申し上げておきます。

以上です。

【落合委員】 きちは未来会議について、ちょっと私も確認をさせてもらいたいのですけど、1つは、さつきさこうさんが言っていたとおりで、ちょっとハードル高いかななんというのを思いました。ちょっと長丁場というか時間が長いので、途中でやはり続けられない人が出たときとか、交代があるのかどうかとか、ちょっとその辺は今後の課題かもしれないんですけど、ちょっとそんな心配もしていました。

その中で、この記載の、最初の1回目が合同開催で、その後は個別というふうに記載があるのですけど、この個別開催というもののイメージをちょっと教えてもらいたいなと。要は、地域枠で上がってきた人とか公募枠とか、それぞれでやるのか、全体を交えて幾つか分割してやるのか、その合同開催、個別開催というのはどういうようなイメージなのか、ちょっと教えていただけますか。

【射場都市機能再構築担当課長】 今回、①の権利者という対話の場のグループと、市民・事業者等というグループ、2つのグループを回していくかと思っておりまして、合同というのは、その2つの場を同日に開催するということです。個別開催というのは、この2つのグループを別日程で、それぞれ同じテーマについて議論いただくということを想定しております。

【落合委員】 そうすると、その個別開催というのは、いわゆる権利者は権利者のグループで、もう一つが市民・事業者等のグループで、2つに分けてそれぞれやるという、そういうことですよね。それがそれぞれ3回、だから7年は全体だからあれだけ、8年、9年、それぞれのグループも3回ずつ、そのうちの合同開催が一定程度整理された段階でまた合同開催ということなので、全7回のうち、そうすると合同開催というのは2回、3回ぐらい、あと三、四回は個別にやると、そんなイメージなのでしょうか。

【射場都市機能再構築担当課長】 具体的に8年、9年のどの回を合同にするかというのは、明確には決まっていないところではございますが、私どものイメージとしましては、令和8年度の末に有識者等による委員会を開催して、そこから議論、また、計画策定に向けた議論を本格化していくかと思っておりますので、その前には、やはり一度、対話の場で出てきたその2つのグループの意見というのを合同開催して、それぞれの意見がどういう共通点があり、どういう違いがあるかというところを確認して、その有識者等への委員会につなげていきたいなというふうに思っております。

令和9年度の個別・合同開催については、今のところ未定でございます。

【落合委員】 分かりました。これからやっていくので、どんなふうに流れていくのかなというのはちょっと見えないところがありますけど、場合によっては、だから今のところ回数3回になっていますけども、もしかしたら4回とか、回数が増えるとかということもあったりもするのかなというので、その辺は柔軟に対応していただければなと思っています。

不確定原稿

今ちょっと出ていたその有識者等の委員会というのが、令和8年の一応12月頃の設置予定ということで記載があるのですけども、これは、このきちは未来会議の意見がある程度まとまってきた段階で設定、設置をするという、そういうあれなのでしょうか。有識者等の委員会、別にもうちょっと早めに立ち上げてもよいのかなという気もしていたのですけど、ここに設定したというその辺の意図はどこにあるのか、ちょっと教えていただけますか。

【射場都市機能再構築担当課長】 まず、有識者の方々に入っていただいて御議論していただくためには、やはり様々な市民の方々の考え方ですとか、その根底にあるものが何なのかというものをしっかりと整理したものが前提としてあって、それをまずお伝えすることがまず最初のステップなのかなというふうに思っておりますので、我々としては、まず有識者等の、確かに早めに立ち上げるというやり方もあるのかもしれません、令和7年度から開始して令和8年度までの4回でそういった整理ができるかどうかというところもあるかと思いますので、先ほど御指摘のあったとおり、柔軟にその回数については対応しなければいけないというふうにも考えておりますし、市民の方々の意見をしっかりと受け止め、整理した上で有識者等の委員会に臨みたいというふうに思っております。

【落合委員】 一定考えは分かりました。有識者等の委員会のほうも、こっちの検討体制の絵で見ると、一応庁内検討委員会と有識者等の委員会、情報提供、情報請求ということで記載があったので、一定程度きちは未来会議のほうの意見とか、そういったものがまとまてくる段階で設定するというのは、それはそれで別に駄目というわけではないのだけれども、その前段として、例えばこれまでの検討結果だとか、実際にいろいろな取組もこれまでに進めてきたわけで、その辺を一定整理した上で、有識者会議の人たちにも、その辺の認識をまず持っていただいて、その上で、地権者だとか市民の方々とか、どういった意見があるのか、そういったものをその上で受け止めたほうが、いきなり市民はこう考えていますというよりは、ワンクッション置いていいのかなという気はするのですが、その辺って何かこれまで検討する中であったのかどうか、ちょっとその辺はどうですか。

【射場都市機能再構築担当課長】 委員おっしゃることも十分理解いたします。私どもとしては、実際の会議体としての設置はこの時期になりますが、当然、並行してどなたにお願いしていくのかということもやはり考えいかなければいけませんので、こういった取組の経過については、様々なこれまで関係のある有識者の方々にも並行して意見もお伺いしながら、またその中からこの委員会に入っていたり先生方の候補を絞り込んでいければなというふうに考えておりますので、委員おっしゃるようなやり方に近い形で、いきなり全てのものを整える形というよりも、その前段階からそういった関わりも持ちながら進めたいというふうに考えております。

【落合委員】 分かりました。本当に長丁場でやっていかなければいけないのだろうと思うので、人選等も大変だろうと思うのですけど、実のある議論がしっかりとできるような体制をしっかりとついていただいて、ある意味、それぞれの委員の方、また会議に参加される方にも、あまり負担がかからないようにというのは変な話なのだけれども、自由闊達な意見がしっかりとできるような、そういう体制構築はぜひお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【与座委員長】 よろしいですか。これで吉祥寺パークエリアまちの将来像策定の進め方についての

不確定原稿

行政報告を終わります。

次に、（仮称）武藏野市DX推進計画（第八次総合情報化基本計画）中間まとめについての行政報告をお願いいたします。

【一ノ関総務部長】 それでは、お配りした資料を御覧いただきたいのですけれども、第七次総合情報化基本計画が今年度末で終わることに伴いまして、次期計画の策定を行っていたところでございます。このたび中間のまとめができましたので、御報告をいたします。

それでは、概要版にて説明をいたしますので、A3判見開きの資料を御覧ください。

まず、計画の名称でございますけれども、今回、DX推進に一層取り組むという姿勢を打ち出すということで、仮称ではございますけれども、武藏野市DX推進計画（第八次総合情報化基本計画）といたしました。

現状とこれからという2つの点で本計画におけるDXの定義をいたしまして、デジタルの力を活用して市民サービスや業務の在り方を変革し、新たな価値を創造することとしております。これまでよりも一歩進んで価値の創造を目指そうということを記しました。

その下の位置づけでございますけれども、長期計画の目標達成に資するというのはこれまでと変わりません。併せて個別計画の実現にも寄与することを記載するとともに、自治体DXに対する全体方針を包含、取り込んだものといたします。

続いて、このたびDXビジョンを設定しております、あるべき姿として、「DXで市民も職員もHAPPY（しあわせ）に 一デジタルの力で市役所が変わる、暮らしが変わるー」といたしました。これは、DXの定義は言えなくても、DXで目指すものを理解しやすく、すぐに思い出せるようにということで設定したものでございます。

それでは中面を御覧ください。今回の計画では、DXビジョンの下に5つの基本方針を定めております。基本方針Ⅰは、市民・職員目線の市民サービスで、まさにビジョンで示した市民・職員の両面からよいサービスを考えることを記載しております。

基本方針Ⅱは、持続可能な市役所業務へのアップデートで、業務改善を行い、効率化を図り、現在、また未来にわたって持続可能な業務の仕組みをつくろうということで記しています。

基本方針Ⅲは、人材育成・体制強化で、DXを支える・進めるための人材を育てるとともに、体制を構築していくことを記しております。

基本方針Ⅳは、システム基盤環境の整備で、システムなど必要なインフラの整備やセキュリティを確保することなどを記しております。

基本方針Ⅴは、多様な主体との共創で、市からの発信により、多様な主体と共に課題解決に向かう環境をつくろうということを記載してございます。

裏面をお願いいたします。最終面です。この計画を推進するに当たって職員が意識すべきこととして、5つの基本的な考え方と3つの留意点を示しました。

5つの基本的な考え方は、DXの取り組み方としてよく示されているものですが、簡単にできることから始めるスマートスタート、利用者目線でサービスをデザインするサービスデザイン思考・U/I/U/X、効果的な業務改革の視点のECRS、デジタルで完結できる仕組みを創るデジタル3原則、完璧を

不確定原稿

目指さない、小さく試して改善を繰り返すアジャイル思考・OODAループを記載しました。

3つの留意事項は、「費用対効果を考える」、「セキュリティを確保する」、「誰ひとり取り残さない、人にやさしいデジタルを」を記載しています。

続いて重点項目ですが、これは、計画を推進していくに当たって分かりやすい目標として立てたもので、必ずしも全て達成をしなければいけないということではなくて、数値が改善する状況を見る化して、意欲の向上を図りたいと考えて記載することとしたもので、計測可能な項目を選んで設定しております。3つの区分に分けて設定しており、市民サービスに関するものが上の2つ、職員の働き方に関するものが真ん中の2つ、DXの土台となるものが下の2つで、計6つを設定しております。

手続のオンライン化は、年間100件以上のもののうち、実施済みまたは今後実施予定の手続、外部的な制約がある手続を除いた件数を100%とするものでございます。

来庁にかかる移動時間の削減は、オンライン手続、アンケートや講座申込み等を含みますが、これにより削減できる来庁に要する時間を7万315時間とするものでございます。

ペーパーレス化は、コピー機や印刷室での印刷をマイナス34%とするものでございます。

決裁の電子化は、文書管理システムにおける登録件数を、対象外としている起案文書を除き60%とするものでございます。

人材育成は、DXに関する研修の延べ参加人数を1,000人にするというものでございます。

人材育成（マインドセット）は、意識・組織風土の変化について、今後アンケートを取り、これを80%とするものでございます。

最後の推進体制でございますけれども、これは現在の計画と同様で、CIO補佐官の助言等もいただきながら、ICT戦略会議で協議をし、DXを進めてまいります。

最後に、かがみのA4の1枚の用紙を御覧ください。2番の意見募集（パブリックコメント）についてでございます。本日、行政報告を行いまして、同時に本日よりパブリックコメントを開始し、年明け1月5日まで意見をいただきます。意見の聴取方法、資料の配布場所等は記載のとおりでございます。

今後の予定ですが、パブリックコメント実施後、いただいた意見を精査いたしまして、来年2月にICT戦略会議で御意見をいただき、3月に策定したいと考えてございます。

報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

【与座委員長】 ありがとうございます。説明が終わりました。質問のある方は挙手願います。

【小林委員】 ありがとうございます。まず、お伺いしたいのは、この特徴の一つかなと思うのですけれども、他の自治体の計画を見ると、ここまで職員を前面に出してはいないのです。ここで、一番最初に「市民のHAPPY！」「職員のHAPPY！」と出している、この「職員のHAPPY！」と出しているところの武蔵野市の何か特別な意味があるのか、ちょっと今説明あったのかもしれないですが、もしできれば、もっと突っ込んで何かあれば教えていただきたいと思います。

【澤野情報政策課長】 今のお問合せについてですけれども、国のはうのDXの定義でも、基本的には市民サービスの向上ということと業務効率化というのは必ずセットで書いてあります。その業務効率化について、職員側でもうちょっと大きく捉えたときには、それによって業務が効率化されて、負担がその分その事務に関しては減って、その分市民サービスの向上につなげていきたいというような思いで

不確定原稿

ここは書いているところです。それを今回、「市民のHAPPY!」、「職員のHAPPY!」と記載したところにつきましては、なるべく分かりやすく短く伝えたいというところで書いたところでございます。賛否両論あるかと思いますけれども、この後いろいろ御意見いただければというふうに思っているところです。

【小林委員】 ありがとうございます。この賛否両論難しいなと思いながら、あえてちょっと聞かせてもらったところです。どっちかなというのは本当判断難しいところです。いいと思うところもあれば、どうかなと思ったりもしているというところです。

この計画なのですから、府内関係者のみでつくったと思われるのですが、こういった計画の審議会を設置するかしないかとかの違い、あるいはワークショップするしないとか、ワークショップは関係ないのかもしれないんですけど、そこら辺って何か違いは、どういう位置づけでこういうのは。

【澤野情報政策課長】 まずざっくり言いますと、前回の計画が、まず情報政策課が事務局として計画をつくってきたというところがありますので、それを踏襲してつくったというところでございます。

ほかの計画と比べてというところで言いますと、どうしてもやはりこの分野につきまして、市がどういうふうにやっていくかという面が強いかなと思いますので、そういう意味においても、情報政策課事務局でつくるということによろしいのではないかというふうに考えたところでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。ただ、市がやるからこそ、逆に主観的にならない客観的な意見が必要なのではないかなというふうに僕は思いますので、今後はそこについてちょっと御検討いただきたいなというところでお願ひします。

あと、すいません、さっききらばのところでワークショップの話があったのですが、あれは市の職員でやってもらいたいなと思うので、もしそういうのがあったら、コンサルティングに依頼するのではなくて、職員の方が担当してもらえばというのを要望としてお伝えしたいと思います。

そのほかのところでいうと、三鷹市と小金井市のところを見ると、DXは行財政改革の一環として位置づけられているのですが、そういう意味では、ここをちょっと、資料をこっちも見させてもらったんですけど、そういう位置づけというのはそれほど強くないのではないかと個人的には思ったりもする、そういう書きっぷりはないですね、行財政改革って多分。そこについての御見解を教えてください。

【澤野情報政策課長】 今の御指摘でいろいろ思うところはあります、例えば私が若かった頃の市役所で、いわゆる行財政改革というと、職員のほうの負担は度外視して市民サービスの向上をするというような何か面があったように私は感じております。昨今、DXという言葉が使われるようになったときには、さっきも申し上げましたが、市民サービスの向上と業務の効率化の二本立て、両方を得る取組ということで、もっと楽しく取り組めるといいますか、自分のためにもなるということなのかなというふうに思っております。

行革の要素が薄いのではないかというような御意見については、うちの情報政策課の立ち位置というところもほかの市と比べて違う点がございまして、ほかは情報政策課が企画部門にあるところが結構多いです。情報政策課が武蔵野市に関しては総務部にあるというところにおいても、少し立ち位置が違うというところで御理解いただければなというふうに思います。

【小林委員】 そういう中で、またちょっと関連するところもあるのですけれども、マインドセッ

不確定原稿

トの5つの基本的な考え方において、費用対効果を考えるというところがあるのですけども、例えばこういったところでどうやって、どの程度とか具体的な数値的や目標って置けるのか置けないのか、そういう観点の御意見を聞かせてもらいたいというのが1つです。

もう一つは、これも関係するのかもしれないのですけど、ほかの、例えば国の、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針というようなものを見ると、デジタル行財政改革という中で9つの分野として、例えば教育、介護、医療、子育て、福祉、防災、インバウンド、交通とか、そういった分野にあってどういうふうにDXを進めるというようなこともあつたりするのです。そういう中で、武蔵野市においても長期計画の中で施策の体系としてありますよね、健康・福祉、子ども・教育、平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤、行財政、こういった観点で、こっちのほうの資料、冊子の中間まとめのところの施策というのも、18ページ以降にあるのですけども、こういうところを見ると、そことの関係というのがはっきりとなっていないというか、そういう分野別にはなっていないところなのですけど、それが組織の問題なのかもしれないです、まあ何とも言えないのですけど、個人的には、せっかくこのDX推進計画ってあるのだから、そういうそれぞれの施策の体系に基づいたところも含めての書きぶりだったり、そういうところで、では例えば子育てとしてどうやるかと、ここで見て子育てってないなとか、あまりどこにどうあるのかって、ちょっとぱっと見分からなかつたりするのです。ほかのところを見ると、具体的に子育てでこういうDXを進めていきますみたいな事例とかもあつたりするわけです。残念ながらそういうものがないようにも思えるのですけど、その点についてどのような状況と/or>いうか、考え方なのかを教えてください。

【澤野情報政策課長】 大きく2点いただきました。

1点目の費用対効果のところの数値がどんなことが考えられるのかということなのですけど、ここで具体的に数値というのではないのですけれども、私たちがいろいろベンダーからこういうサービスがありますよとかと紹介してもらうときに、金額もある程度ほかの市だとこんな感じでしたというのを聞きますが、この機能のためにそれだけかけるのかという、そういう視点を持ってもらいたいという趣旨になります。幾ら改善できるからといって、コストを幾らでもかけばいいということではないと思いますので、そういう視点を持ってほしいというところで御理解いただければと思います。

それから、長計の分野との体系の連動ということについてでございます。確かに御指摘のとおり、子ども分野とかという形の分類はしてございません。今回のこの計画をつくったときの手順になりますが、まず、前計画の基本方針というのがありましたので、それでそのまま行くのかというのを考えて、今回、3つだったものを5つに増やすということで、まず私どものほうは考えたところです。そこからやるべきところを分類したという形になるので、結果としては、長計の分野等とは並び方が違うという形になります。ただ、ばらばらになっているというつもりはなくて、本書でいうところの5ページの上に図がございますけれども、今回のこのDX推進計画というのは、ほかの分野の計画についても、それをより推進していくためにデジタルを活用していきましょうという、矢印で示しておりますので、全く関連がないということではないということで御理解いただければと思います。

【小林委員】 全く関係ないというのは当然理解しているのですけれども、やはりそういう縦軸と横軸があるとするならば、どっちが縦軸で横軸かというところは置いておいても、そういう施策の体系に

不確定原稿

のつとった見せ方というのは僕はあってもいいのではないかというふうにはどうしても思うのです。せっかく長期計画があって、それに基づいた計画であって、それに並んだ個別計画があるわけですから。これだと、正直言ってこの施策だと、分からぬことが、そういうのが読めない——はっきり言って僕とすると分からぬことが多いという事はあります。なので、それもちょっとつくり方として考えてもらいたいということは1つ要望し、その上で、第七次の、これは第八次ですけれども、七次、八次、もしくは名称が変わるのかもしれないんですけど、七次というのを見るとかなりシンプルになっているのです。施策について、例えば現状と課題、内容、担当課の記載、スケジュール、こういったものも見られるようになっていたわけなのです、前は。そうしたら、これを見たらもうそこら辺は全く分からなくなってしまっているのです。そういうものはどのように確認したらいいのか、教えてもらってもいいですか。

【澤野情報政策課長】 本書でいうところの18ページ、19ページを御覧いただければと思うのですが、基本方針のところまで書いた基本方針、施策、取組というのに加えて、そこに事業という列が加わっております。これが前の計画でいうところの取組ということになります。今後はちょっと、現在も調整中でございますが、これを別紙としてもう少し詳しく書き出して、先ほど御指摘の分野ということではないですが、それを担当する課なんかを記したものも示して、5か年でこういう研究をするとか、ここで実施する、運用するとかというようなことを書き込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

【小林委員】 分かりました。これを別に見せてもらえるということで、まあそれはそれでお願いしたいのですけれど、何点か指摘させてもらったことの、行財政改革との関連がちょっと分かりづらいなとか、審議会のこととか、また最後は六長、長期計画との関係、こういった点については、ちょっと本当に検討して、この計画で反映できるのか分からぬのですけど、これだけ見ると、僕はちょっと物足りなさを正直言うと感じてしまっていますので、それに対応できるように変えられるなら変えてほしいですし、次期、次回も踏まえてそういう検討をお願いしたいと思います。

以上です。

【さこう委員】 よろしくお願いします。まず、概要版は特にすごく見やすくて、分かりやすい計画になったなと思って、楽しく読みました。

まずDXの定義のところから伺いたいと思います。第七次のときは、市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげるという、改善がメインの目線だったかなというふうに思っていて、そこから新たな価値を創出するというところにかなり定義を大きく変えたというふうに認識をしているのですけれども、ここをもう少し、変えた意図ですとか背景みたいなところを伺ってもいいですか。

【澤野情報政策課長】 御指摘というか御意見ありがとうございます。まさに今、御指摘で伝わっているのだなというふうに理解したところなのですけども、前のはやはり一般的な定義だったところを、価値を創るというところまで踏み込んだというのは、よりそのDXの結果が出たときにどういう社会が来るのかというようなことをみんなで想像しながら進めていきたいし、いただきたいというところを考えて、あの定義を改めたところでございます。

不確定原稿

【さこう委員】 ありがとうございます。ただの業務改善はDXではないと思いますって、私どこかの委員会で言った記憶があって、本当に新しい価値を創っていくというのがDXの本当の大切なところだなと思っているので、これが体現できるといいなというふうに思っています。

それを、では実際にやっていくに当たってというところで、具体的に2つ伺いたいのですけど、1つ目が、概要版の裏面のところの3つの留意事項の3つ目で、「誰ひとり取り残さない」、デジタルデバイドの話が記載があると思っているのですけれども、デジタルデバイドの問題への取り組み方として、ここに「デジタル化によって生まれた時間を、本当に支援が必要な人に振り向ける」というふうに記載があって、これはすごいいいなというふうに思っているのですけど、その時間を生み出すためにも、なかなかデジタルが苦手だったり追いつけない人たちに足並みをそろえるのではなく、とにかくできることはどんどん進めて、それでできた時間を福祉的な支援に使っていくというのがやはり考え方としてすごい重要なだなと思っていて、全員ができるまで待つのではなくて、できることはどんどん進める、それによってできた時間を再配分していくという考え方がDXを進めていくにおいてはすごく大事だと思っています。もちろん書き方として「誰ひとり取り残さない」とかというのが大事なのは分かりますし、その考え方自体はすごく重要なと思うのですけど、足並みをそろえるのではなくて、できた時間によって、時間を再配分できるのだとよというか、みんなで足並みをそろえるのではないのだとよというところがきちんと計画にあるといいなというふうに思っているのですけど、そこは考え方としてどうでしょうか。

【澤野情報政策課長】 委員おっしゃるとおりかなというふうに思う部分がございます。デジタル化するときも、最初からオンラインで例えば申請するのが100%になるというようなことではなくて、おおむねの方がまず使ってもらえばいいかなということでスタートするのが大事かなというふうに思っています。ただ、その残りの2割は、本来申し込みたいけどオンラインだと難しいというような人をやはり置いていってはいけないと思いますので、もし職員が支援することでオンラインで申込みができるのであれば、まず一回オンラインの申込みを体験してみてもらうというような支援をするということも必要かなと思いますし、かつ、オンラインで生まれた時間については、今御指摘のとおり、改めて支援が必要な方に対しての手助けというのですか、支援とかに使えばなというふうに考えているところでございます。

【さこう委員】 ありがとうございます。デジタルデバイドの問題は、ゆっくり進むのではなくて、とにかく速く進んでいくことで時間が生まれるという、やはりその考え方方が、できない人に足並みをそろえてゆっくり進んでいくのではいつまでも解決しないというところは、ぜひ意識をしていただきたいなというふうに思っています。

もう1個ちょっと聞きたいのが、この上の基本的な考え方のところが、スマートスタートとか何かアジャイルとか、結構姿勢というかカルチャー、風土みたいなところの記載が多いなと思っていて、職場のカルチャーを変えるのって、組織の体制とかが変わらないと変わらないなというふうに思っているのですけど、結構書いてあることは今回、七次と比べると違うけど、推進体制は変わっていないなと思っています。やることを変えるなら、やる体制も変えないと変わらないのではないかというのをちょっと感じたのですけど、ここは変わらないのですか、同じですか。

【伊藤副市長】 体制の話ですので。

不確定原稿

今回このDX推進計画に変えて、いろいろチャレンジをしているつもりであります。今DXを、機運醸成は大分進んできた、これをもう一歩進めるために何が必要かというのを、今課題出しも大分できてきたので、私としても、今後進める上でどういう体制にしたらいいかというのは、ちょっと本気で考えないといけないなと思っているところです。今こうしますと言えないのですが、その体制も含めて、このDX推進計画、（案）が取れましたら、これを推進するためにどういう体制がいいのかというのを考えていきたいと思います。

【さこう委員】 ありがとうございます。もうアジャイルでやれとか、会社員時代とかすごい言われたけど、言うはやすしなのだよってすごいずっとと思っていたところだなと思っていて、やはり目標がすごくよくなつたなと思って、かなり変わつたなと思っているので、やはりそれを本当に実現できて、特に各課にいて課題意識を持っている人たちが、きちんとその課題意識を消化して、業務の改善とか新しいサービスのほうに変えていけるような体制にきちんとしていっていただきたいなと思っているので、今、副市長からわざわざお答えいただいたので、体制も、ではこれに合わせて検討いただきたいなと思います。

できたら、今有志でワーキングとかでやつたりしていらっしゃると思うのですけど、本当は各課にやはりDXの担当とか、それを専門に学ぶみたいな人がいるほうがいいなと思うのですけど、それはどうなのでしょう。

【伊藤副市長】 まさにその議論をしているところなのですが、これも先ほど来の話と一緒に、限られたパイの中でどういうふうな、情報政策課にそういう推進の職員を置いて各課に寄り添い型で入っていくというやり方で今やっています。ただ、それがもう少し限界を感じているところもありますので、推進していく課をある程度絞って、そういう職員を配置して進めていくのがいいのか、全体のレベルアップというか、DX人材を今育てているところですので、そういう形で情報政策課が旗を振つていったほうがいいのか、その辺りが府内でもう少し議論が必要だなというふうに思っています。

【さこう委員】 ありがとうございます。実際の組織の中を見ながらどのやり方がいいかというのを考えていくところかなとは思うので、そこはぜひ検討いただきたいと思うのですけれども、やはり本当に現場の業務がよく分かっている人がきちんと旗を振れるような形になっていくのも重要なと思うので、現場の業務がよく分かっていて、ふだん手を動かしている方というのが、目の前は少し業務が増えるとしても、中長期で見ると抜本的に改革ができるみたいなことをきちんと提案ができるような形をつくつていっていただきたいなと思っています。要望です。

【西園寺委員】 ありがとうございます。今回の裏側にきちんと用語解説をつけていただいて、ありがとうございます。私、半分ぐらいやはり分からなかつたので、これで勉強しますという感じでございます。

やはりこのデジタル格差、一人一人取り残さない、人に優しいということ、これが市民にとってはもちろんだし、職員さんにとってもそうということを、なぜこれをやるのかというのはそこに目的があるのだということは、もう再確認させていただきたいし、そうでなければいけないなというふうに思っています。本当に今はいろいろなところで、多分いろいろな場面で、シニアの方が、スマホをお持ちですかって職員の方が聞いてくださると、持っているけど分からぬのよというやり取りは増えてきている

不確定原稿

なと思っているから、そういうことですよね、そういうデジタルリテラシーというのですか、そういうものに対する想像力は常に持つておいていただきたいなということだと思います。

そして、やはり言わなくてはいけないのは、デジタルに弱い人というのは若い人の中にももちろんいるし、そういう配慮というのは必ず必要だなというふうに思うことと、あと、これが職員の方の中の年代的な、リテラシーの高い人とそうではない人の分断にならないようにということはお願いしたいなと思うのです。分からぬ職員さんが、ついていけないのだよ、俺みたいな感じになってしまって、若い職員さんとの間に距離ができるのは、正直言ってうれしくないなというふうに思っています。昨年来から職員の中のいろいろな文書化できないようなスキルとか経験が継承できないということが監査のほうから指摘があったりしているわけで、ちょっと意地悪な言い方になるけども、このデジタルができる若い方と、そうでない年配の方の間に対話が減ってしまうようなことがあると、スキルの継承はなかなか難しいのかななんということもちょっと想像してしまうのです。

私からは、そういうことはないようにお願いしますと言うしかないのですけれども、アジャイルという言葉、今日私も初めて勉強して納得いたしました。やはりどんどんトップバッター、ファーストペングンがどんどんやっていくというのは私も大賛成でありますけれども、その一方で、そうでない方との間の心理的な、精神的な距離が開いてしまって、先人の築いてきた歴史が継承されないなんということにならないようにはお願いしたいなということを申し上げておきたいと思います。これはだから質問ではないので、すいません、要望みたいな形になってしまします。何かコメントがあったら一言いただきたいと思います。

【与座委員長】　コメントありますか。

【一ノ関総務部長】　私が答えられる話ではなくて非常に申し訳ないのですけれども、今年度でいいますと、もう理事者も含めた部長が若手職員の声を聴くというような宿題が出されまして、それで若手職員の声をみんな聴いてきたわけでございます。その中で、やはりジェネレーションギャップといいますか、そういうものがすごいあるなというのは感じたところでございますので、そこはまず部長がコミュニケーションを取ったということが一つのスタートかなというふうに思っておりますので、そこら辺、コミュニケーションをうまく取りながら、役所全体で仕事を進められるような形にしてまいりたいと思っております。

【本多委員】　私はちょっと違う視点から。今回の冊子の後ろのほうに、現行計画の振り返りという付録がついています。ここで達成とかおおむね達成みたいな形で状況を確認していただいているところかなと思うのですけど、私は、やはりこれをもっと広いところまで対象を含めていかないと、市民がそれを実感するというところはまだまだ遠いのかなと思っています。というのは、これを今ぱっと見たときに、施設で出てきているのは市政センターだけなのです、この対象課、担当課というところ。それで、市政センターの手続とかは多分大分変わってきているのだと思うのです。だけど、ではコミセンはとか、文化施設で何か予約をするとか、市民が一番近いところでDXを感じられていないのではないかというふうに思っています。これは、この府内の体制というところで、この前に推進体制というのをしいていただいているのですけど、府内ではここが対象なのです。だけど、市民からすれば、市というのはもっと広いのです。やはりそこまでこのDXを推進していくぞということを、ある種、出先機関であるとか、

不確定原稿

派遣で行っているところだとか、外郭団体だとかというところまで含めてこのDXを推進するよとやらないと、多分市民のところまではなかなか行かないのではないかというふうに思っているのですけども、どうでしょうか。

【澤野情報政策課長】 計画自体が、まず市の計画というところがあるので、範囲をどこまで定めるのかという課題というか問題があるのかなというふうには思います。今御指摘いただいた公共施設の関係でいうと、今回事業で、本書で18ページの3番、公共施設予約システムの利用拡大と共通化の検討というところで、一応メニューとしては入っているところで、ちょっと今後どうなるかというのは今の時点では言えないですけれども、一定入っているというところはございます。

最初の点に戻りますが、市のはうでどれぐらい、どんなことが言えるのかということについては、ちょっと今後考えていきたいなというふうに思います。

【本多委員】 ありがとうございます。ぜひやはり、ここにあることは市民生活を支えるデジタル技術の活用とか、窓口サービスの利便性向上とかといったときに、こっち側が考えている窓口と、市民の方が考えている窓口は多分違うので、そのやはり補足というか、そこまでやはり市なのだと、市の取組なのだと広く捉えていただくと、このDXというか、もともとそういう考え方で情報政策課のところだとかというのは、何の冊子でも大体一番最初に出てきますよね、これはやはりその直属のところで、基本的には市長直下で、全体に行き渡らせるという立ち位置で仕事をされているのだと思っているので、できればその市民の感じている、何でこういうところは変わらないのだろうとか、何でここDXとかいろいろ言っているけど、何かいつまでたってもずっと古いよねみたいなふうに思われているかというところを的確にやはり捉えて、そこは、この市の計画だからというのでやはり線引きしてしまわないで、横断的とかいろいろ書いているではないですか、やはりそこを本当の意味で横断的にやっていただきたいというところがあるので、これはぜひ改めてお願ひをしたいと思います。

【与座委員長】 よろしいですか。以上をもちまして、（仮称）武蔵野市DX推進計画（第八次総合情報化基本計画）中間のまとめについての行政報告を終わります。

次に、武蔵野市農業振興基本計画の策定についての行政報告をお願いいたします。

【小池産業振興課長】 それでは、第4期武蔵野市農業振興基本計画の策定に係る中間報告について御報告をいたします。A4両面の1枚物の資料と、第4期武蔵野市農業振興基本計画（案）の概要版の資料、また、計画の本書を事前に配付させていただいてございますが、説明につきましては、A4両面の資料と、農業振興基本計画（案）の概要版を使って行わせていただきます。

それではまず、「第4期武蔵野市農業振興基本計画の策定について（中間報告）」というタイトルのA4両面資料のほうをお願いいたします。

1、本計画の概要についてでございますが、本計画は、農業経営基盤強化促進法に基づく農業基本構想として平成11年度から策定をしてございます。現在の計画が令和7年度末までが計画期間となっていることから、令和8年度から10年間の計画を策定するため、現在策定に取り組んでいるところでございます。

次に、2、これまでの経過でございます。策定委員会をこれまで5回にわたり開催し、市内農業に関する課題の共有や向かうべき方向性等を協議するとともに、記載のとおり、市民向け・農業者向けアン

不確定原稿

ケート調査や、農業者との意見交換会を対面で開催してございます。

3の計画案及び概要については、後ほど計画案の概要版を使って御説明をいたします。

資料の裏面をお願いいたします。パブリックコメントの手続の実施についてでございますが、本日から令和8年1月5日まで行います。意見提出方法や計画案の閲覧・配布方法については、記載のとおりでございます。

5、今後の予定についてでございます。本日以降、JA東京むさし、市農業委員会に意見照会を行うほか、本日いただきました御意見のほか、パブリックコメント等を踏まえ、年が明けて1月以降、記載の日程で策定委員会において改めて協議を行い、計画を策定いたします。2月16日には、策定委員会から市長への答申、その後、東京都協議等を経て、令和8年3月に計画の告示を行う流れを想定してございます。

それでは、計画案の概要について御説明をいたします。A3判折りの農業振興基本計画概要版、折つてある資料のほう、そちらのほうを御覧ください。

まず、計画策定の目的についてでございますが、この10年間、生産緑地法の改正をはじめ、近年の都市農業を取り巻く状況は大きく変化しており、取り組むべき課題が山積しておる状況でございます。これらの状況を踏まえ、今後10年、そしてさらなる未来に向けて、本市農業を発展、継続させていくことを目的に本計画を策定するものでございます。

次に、計画の趣旨と位置づけについてでございます。本計画は、都市農業振興基本法に基づく地方計画に位置づけられるものであるとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想として策定するものでございます。そのため、都の各種プランや市の長期計画等とも整合を図りながら策定を行っているところでございます。

次に、計画期間につきましては、先ほども御説明したとおり、令和8年度から令和17年度までの10年間でございます。5年後をめどに、実施状況等を踏まえ、検証、見直しを実施する予定でございます。

次に、計画策定の手法と経緯についてですが、条例に基づいて設置された武藏野市農業振興基本計画策定委員会にて審議等を行ってございます。委員は、学識経験者や農業委員会委員、農業者、公募委員を含む10名により構成されています。その他については、先ほど御説明のとおりでございます。

それでは、ページをおめくりください。次に、本市における農業の現状についてでございます。農地面積などの推移にもあるとおり、農地等は徐々に減っている状況にあり、10年前と比べると、農地として約6ヘクタール、生産緑地としては約5ヘクタール減少しております。その他、本書のほうには記載してございますが、担い手や経営体数についても、この10年間で減少している状況でございます。

次に、本市における農業の課題についてですが、今お話ししたとおり、農地の保全に関するこことや担い手の問題、市内産野菜の使用率について、昨今の気候変動への対応、価格転嫁についてなど、その他では項目のみの記載にとどめていますが、委員会では、様々な視点から課題を挙げ、課題に対する検証や施策の展開を検討しているところでございます。

以上の現状や課題等を踏まえ、計画の核となる基本理念を「市民とともに価値を創造し、持続可能な農業を次の世代へ～人と人とをつなぎ、伝統をつなぐ武藏野市農業～」と設定いたしました。これは、今後とも市内の農地、農業を未来志向で守っていく、継続発展していくために何が必要かということを

不確定原稿

検討委員会でも検討を重ね、熟慮した結果の記載とさせていただいてございます。

また、この基本理念に基づく将来像を実現するため、貴重な市内農地と農業を守る、市民が愛する農業の推進、持続発展的な農業経営の推進と新たな価値の創造という3つの基本方針を設定しております。

次のページをお願いいたします。今御説明した基本理念、基本方針を実現していくための施策の展開、施策の方向性について記載をしてございます。こちらも全ては記載できないため、主立った7点について、概要版についてはお示しをしているところでございます。簡単に順に御説明をさせていただきます。

1つ目として、農地をできるだけ保全していくため、市内農業者と市内農地を守ることの重要性を共有し、特定生産緑地の更新を行ってもらえるよう積極的な働きかけを行っていくこと。

2つ目として、農地の貸借について、営農に課題を抱える農業者や、逆に増産を目指す生産者に対しては、課題解決の一つの手法として活用を促すこと。

3つ目として、担い手の確保及び担い手同士の連携推進ということで、特に親元就農者への支援の在り方を研究していくことや、担い手同士が技術を向上できるような連携支援について、援農ボランティア制度や農福連携なども併せて継続して検討を行う旨記載をしてございます。

4つ目としましては、食農教育の推進、学校給食における活用の支援ということで、市、武藏野市給食・食育振興財団並びに生産者がさらなる連携を図り、品目や出荷量を拡充させ、安全・安心で新鮮かつおいしい学校給食の推進に取り組めるよう、新たな数値目標を設定の上、これら数値目標のいずれかを達成できるよう努めていくことを記載してございます。

5つ目といたしましては、市内農業の歴史及び文化の継承について。長年にわたって開催されている農産物品評会について、また、ふるさと歴史館とも連携しながら、市内農業の歴史及び文化の継承に努めるとともに、東京うどの栽培を未来へ継承していくため、栽培継続を支援する取組を行っていくこと。

6つ目、高付加価値化の推進ということで、近年ではCO+LAB MUSASHINO事業等で一定の注目を集めつつありますが、このような価値を有する市内産農産物についてPRも継続しつつ、市内産農産物の高付加価値化・ブランド化の推進について検討を行っていくこと。

7つ目としては、気候変動に対応した農業経営の支援、鳥獣害被害への対策についてということで、気候変動による農業への影響を最小限に抑えるための支援の在り方、深刻化している鳥獣害への対策について記載をしてございます。

ページをおめくりください。概要版資料の4ページ目は、これまで御説明した基本理念、基本方針と、各方針にひもづく具体的な施策について体系図としてお示しをしているところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

【与座委員長】 ありがとうございました。説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

【小林委員】 本日最後の行政報告ということで、よろしくお願いします。お疲れさまです。

基本方針、この計画の基本理念として、市民とともに価値を創造し、持続可能な農業を次の世代へ、これは本当に非常にいいと思うので、これに合う形での施策等の展開をお願いしたいと思います。

そういう中で、ただ、資料とかを見ると、都市農業の役割として、新鮮で安全な農産物の供給、農業体験、緑地による環境保全、様々な重要な役割があると思うのですけれども、今回の資料を見ると、残念ながら、やはり農地面積が減り、農家戸数、従事数というのも減る傾向に変わりがないということと

不確定原稿

なっています。アンケートをこちらのほうも資料のほうで拝見させてもらったのが、一番驚いたのが、農業者85%が農業所得500万円以下というような実態なのだなということを知ったところです。そういう状況において、高齢化、後継者問題、相続問題、昨今では物価高騰、天候の問題、鳥獣害などの問題があるということも言われているということで、都市農業のために御苦労されているなというところを感じた、とても参考になる資料だったとは思っています。

そういう中で、2つ質問させてください。

1つは、こちらのA4横の裏面でもいいと思うのですけれども、この中の基本方針2で、市民が愛する農業の推進とあって、市民が愛する農業というものなので、どういうものがあるかなと見ると、重点施策というのが上に2つあるのですけれども、この重点施策になつてないものに、農業体験機会の提供、消費者との交流の推進というのがあるのです。むしろこういうものが僕個人的には重点施策になることが市民が愛する農業の推進になるのではないかなというように思うのですが、なぜこれが重点施策外になるのか、教えていただければなというのが1つ目の質問です。

もう一つ目は、今度は開いて中面の左側のページで、物価高騰というのがあるのですけど、この中で肥料補助というのが令和6年度まではあったと思う——ちょっと認識が違つたらすいません、訂正してもらえばいいです。令和7年度とかはなかつたかなと、その理由を改めてお伺いしたいのです。今後のそういったところ、物価高騰対策として市がどういうような補助、支援をしていくのかというところを、御見解を教えていただければと思います。お願いします。

【小池産業振興課長】 まず1点目でございます。農業機会の提供ですとか交流の推進といったところでございます。これは重点施策でございますが、委員会で、この10年間で特に取り組む必要のある施策ということで抽出をした、議論をしたといったようなところでございます。ただ、重点施策は、あくまで重点ではありますが、これに置かなかつた施策についても積極的には取り組んでいくといったようなところでございます。今委員から御意見いただきましたので、まだ策定委員会はございますので、そこの中でもしっかり検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、物価高騰に係る肥料補助についてでございます。こちらは令和4、5、6といった形で実施をさせていただいておるところでございます。物価高騰やコロナの関係もありましたので、そこに対応するということで、臨時的な措置というふうな形でやらせていただいたという側面がございます。

一方で、この物価高騰、ずっと継続をしておるところで、臨時的な措置といったようなところが果たして適正か、適切かといったような議論もございます。それよりも、先ほど委員もおっしゃっていましたが、農家さんが稼げるような状況を我々はしっかりとつくりたいというような思いがございます。それはやはりどうするかというと、1つとしては、付加価値を上げる、ブランド化を高めるみたいなところの視点というのは非常に重要なというようなところでございまして、本計画でもその辺りの記載というのはしっかりと書き込みをしようということで、検討委員会の中でも議論があったというようなところでございます。稼げる農業といったようなところで、この基本方針で言えば3のところ、持続発展的な農業経営の推進といったようなところについては、やはり価格転嫁が難しい中、しっかりと農家さんには稼いでもらって、農地を残していただきたいというような思いを込めて記載をしておるといったようなところでございます。

不確定原稿

今お問い合わせいただいた件については以上でございます。

【小林委員】 ありがとうございました。そうですね、ぜひお願ひするということで、まず基本方針のところ、せっかくなので、本当に市民の人が体験、交流する中で、ぜひ愛する農業というところを進めてもらえるようになればいいなと個人的には思うので、お願ひします。

2つ目の、価格高騰対策というか、稼げるようにするというところがメインだというところで、収入を増やすか、コストを減らすか、そこはもう農家の方々ともいろいろ意見交換をしていただいて、バランスのいい形で、よりよい形にしていただければというところで、最終的にはお任せしたいと思います。

以上です。

【さこう委員】 よろしくお願ひします。気候変動に対応した農業経営の支援というところは本当に喫緊の課題で、深刻だなというふうに感じています。ここはできる支援はやっていただきたいというところと、本当に新しく研究が進められている部分等もあると思うので、様々情報収集しながら進めていっていただきたいなというふうに思っています。

ちょっと1個聞きたいのが、担い手確保のところに援農ボランティア制度の話が出てきていて、援農ボランティア制度の話って、何か結構ずっと検討をしているという感じで出てきているなと思っていて、以前も何かマッチングに結構課題があるみたいなところを御説明いただいた記憶があるのでけれども、結構ずっと検討になっているので、何が課題なのかなというところを伺いたいのですけど、いかがでしょうか。

【小池産業振興課長】 援農ボランティアについてでございます。委員御指摘のとおり、ちょっと遡ると、平成25年頃から、都が主催する東京都の青空塾というのを活用する形で援農ボランティアさんの受入れというのを行っていた時期もございましたが、やはりマッチング等の問題があり、やはり農家さんが求めるものとボランティアさんの求めるものというのがちょっとマッチングせずといったようなところで、なかなか定着をしなかったといったようなものがございます。現在、都も援農ボランティアのマッチング支援サイトみたいなものを運用してございまして、このサイトを活用してですか、御自身の人脈を活用してボランティアさんの受入れを積極的にしていただいている農家さんも実は一部ではあるというふうに認識をしておるところでございます。農家さんとの意見交換会でもこの辺の御意見はあって、やはり忙しい時期はもう本当に人手が必要だといったようなところはあるので、そういったところでうまくマッチングできればありがたいなというような御意見は結構出ていたなというふうに認識をしているところでございます。

なので、それは言っても、やはり御自身の土地でございますので、安全性というか、知らない人に入つてこられるのはちょっと困るなというか、ちょっと抵抗感あるなというような方もいらっしゃいました。そういう御意見もありました。そういう部分もあるので、ボランティアをやみくもに募るというわけではなくて、農家さんの需要も踏まえて、一定程度農業に関して理解をしていただいている方ですか、一定のスキルのある方の育成をする、体験農園とかでそういう方を育成するというのも一つの手ではないかみたいなところの御意見も上がっているといったところでございます。

様々な御意見もあるところでございますが、本市に合った援農ボランティアの在り方というのは、今後も研究検討を続けていきたいというふうに思っているところでございます。

不確定原稿

【さこう委員】 丁寧にありがとうございます。今おっしゃっていただいた、やはり多少知識があつたり技術があつて経験がある人に来てほしいみたいなニーズがあつたり、いろいろあるのかなと思っているのですけど、私この間初めて援農に行ってみて、ちょっと市内ではないのですけど、やはり、ただの市民側の感覚としては、何もできないし、土とか虫とか若干苦手だけど、それでも行けるのかなぐらいの人にも開いているようなところに行つたのですけども、そうすると、やはりトイレはきちんと個室でありますとか、着替える場所がありますとか、やはりその援農受入れ型の農園だと、すごい丁寧な案内があつて行きやすいみたいなのもあって、やはりそれを、でも小さな農家さんが一人で単体でやるというのは結構難しいし、ハードルも高いと思うので、そこのつなぎ役みたいなものがやはり市ができる役割なのかなというふうに思つてるので、やはりそこは市が入つてできることというのをもう少し研究していっていただきたいなというふうに思つています。

以上です。要望で大丈夫です。

【西園寺委員】 ではお願ひします。私からはやはり給食のことを言わざるを得ませんというか、言い続けなくてはいけないなと思っております。過去20年ぐらいになるのかな、JAさんがきちんとコーディネートをして生産計画を立てながら、給食の、できるだけ子どもたちのためにということで、農薬をできるだけ使わないという努力をしながら、20何%ずっと供給し続けているということ、このことは本当にその自治体の議員からはいつも羨ましがられる点でございまして、映画に取り上げられたこともあるし、価値がある、この価値は本当に保護者の方にも、子どもたちにももっともっと知つてもらいたいなと思っている次第であります。

質問は、こちらの本書のほうの12ページに、過去の地産地消率が載つていて、最大はやはり25%なので、なかなか30は行かないわけでございます。その事情はよく分かるのです。にもかかわらずと言つたら変ですか、やはり重量ベースで35%あるいは50%、品目で50%という、非常に意欲的な数字を掲げているということの意味、これは私から見ると、実現できないでしようと思うのだけど、3つのうちどれか達成できるよう努めていますという掛け声は大変すばらしいのですが、その辺はいかがなのでしょうかってやはり思つてしまつ。そこはやはりお聞きしておかなければいけないと思うのです。お願ひします。

【小池産業振興課長】 この点については、本当に農家さんとの意見交換会でもたくさん御意見をいただいたところでございます。今、農家さんは、特に給食部会というJAの若手の農家さんが中心に給食にいっぱい出していただいているというところでございますが、重量ベースということをベースに、そこを目標に、重い野菜にシフトしたりだとかということで、本当にジャガイモ、タマネギ、ニンジンですか、そういうものにちょっとシフトをしていたとかというふうにやられている農家さんも結構いるというのが現状でございます。お話を聞くと、やはりこれ35%高いですよねという話をしても、いやいや、ここに向かって僕らは頑張っているのだといったような御意見の方もいらっしゃるというところです。

そうは言つても、これは35%だけではなかなか、委員御指摘のとおり、達成は難しいといったようなところ、この昨今の気候変動の中ですと、いろいろな調整を行つても、やはり収穫時期に取れないですか、そういうことは現実問題あるというところでございます。そういう中で、この端境期を除く

不確定原稿

時期、なので、つまりいっぱいお野菜が取れる夏の時期とか、この秋の時期、秋冬の時期、こういったところに絞って重量ベースでの数値を出すとか、品目ベースで出すとかといったところでどう違うというようなところで、今検討のほうを進めているというところでございます。

ちなみに、重量ベース、端境期を除くといったようなところでございますが、今年の夏はかなりお野菜が取れまして、7月かな、とかは7割ぐらい、70%ぐらい行っている月もありますので、この重量ベース50%、もちろん年によるし、気候にもありますが、この端境期を除くというようなところにおいては、実現は、これまでのデータを見てもさほど難しいものではない。さほどというか、もちろん天候によるのですが、実現可能な範囲のものであるというふうに認識をしておるところでございます。

また、品目ベースというところでございますが、大体給食で、今60品目ぐらいお野菜が使われているというところでございます。武蔵野市の農業の特徴の一つというと、小さな農地の面積かもしませんが、その中で多くの品種を作っていただいているというのは、武蔵野市の農業の特徴の一つであります、少量多品種というふうに言っていますが。なので、ニンニクですとか、バジルとか、ウドなんかもそうですけど、そういったものも給食で使っていただいている。少しでも言えば、この品目ベースではオーケーになりますので、60品目であれば30品目を目指してというようなところで、指標をどうだといったところで今検討しているというようなところでございます。

今後、農業委員会等々の御意見、またJAさんの御意見も聴きながら、ただ、こういうような一つの指標ではなくて複数の指標を設けてといったような方針で、ぜひここは記載をしていきたいという思いでございます。

以上でございます。

【西園寺委員】 ありがとうございます。意欲的な数字が実現できないかなというよりも、現場の農業者さんの方々が、お一人お一人がモチベーションを持っていただけるのであれば、何も悪いことはないわけで、それをわざわざ潰す必要もないのですけれども、やはり、瞬間的にもしかしたら実現できるかもしれないという今見込みはお聞きしましたので、また今後注目していきたいと思います。何しろ、とにかく状況は非常に厳しい中で、元気に作っていただけるということには本当に感謝の思いを持っております。

もう一つなのですから、いろいろアンケートの結果、農業者さんのほうも、市民の方もいろいろやはり出てきているなと思ったのですけれども、またじっくり読ませていただきたいなと思っているのですけれども、市民の方のアンケートの戻ってくるパーセンテージがやはりちょっと下がってきているのかなという気がしたのです。ごめんなさい、何ページでしたか、市民の方、農業者ではなくて市民アンケート結果、70ページです。平成27年に45%ってかなりいい数字だったのですけれども、その後、何だろうな、コロナの影響なのか、ちょっと下がっているなと思うのですけれども、これがどういうことを意味しているのかなという何か分析がありますでしょうか。農地が徐々に減っているわけだから、触れ合うチャンスもやはり少しずつ減っているのかななんという気もするのですけれども、その辺りは何か分析されているものはあるでしょうか。

【小池産業振興課長】 御指摘のとおりで、本書の70ページにこのアンケート結果が載ってございます。10年前は45.2で、5年前の中間の見直しの段階では36.1と、今回とほぼ同じぐらいかなというよう

不確定原稿

なところでございます。今回、これは無作為抽出でやってございますが、もしかしたらございますが、我々はお名前だけ見るだけでございますが、外国籍の方なんかも結構いらっしゃるなといったようなところもあったので、そういういたところももしかしたら影響しているのかななんというふうには思っているところではございます。

このアンケートの中でも、農地を身近に感じているかというようなアンケートがございます。これは身近、少し身近に感じているというような方が62%と、まあまあかなというふうに思いながらも、5年前を見ると、ここがもう少しプラス10%ぐらい高かったのです。なので、農地が減っているというところについては、やはりそこは影響している部分というのは、身近に感じるという要素が物理的に減っているので、やはりそこはどうしてもあろうかなというふうには思います。ただ、農地についてどう思うかというようなアンケートの中に、さらに増やしていくべきというような前向きな意見が88%ぐらいといったようなことで、これは前よりも高いというところでございます。なので、市民の皆様方の意識としても、今ある農地を残してほしいといったような思いというのは強いというのはこのアンケートから読み取っているというようなところでございます。

以上でございます。

【西園寺委員】 ありがとうございます。そういう経年変化がやはり私も知りたいというか、やはり必要だなと思いました。

あと、ここから後は質問ではなくて、ブランド化とか新たな取組もこれから必要になってくる、厳しい状態の中で、本当に皆さんに意欲を持って前を向いてやっていただけるための取組はやはり必要だと思っておりますので、また取組を元気よく進めていただきたいなということで、要望です。

以上です。

【落合委員】 1つだけ。特に記載がある内容ではないんですけど、農地がどんどん減っているというのは本当に深刻だなと。このデータを見ても、この10年でもう本当にこんなに減っているのだというのが目に見えるようで、農業委員会の方とかともいろいろ話をする中で、武藏野市は比較的減少率は多摩26市の中では少ないほうだという話は伺っています。もう町田とか八王子なんかはばんばん減っているという話も伺っていたので。

他地域はそれであれなのですから、この計画の策定をしていく議論の中で、例えば今回も目標年度、次の10年間で減少率をとにかく抑えるのだという方向性なのだけれども、逆に農地を増やすとか、そういう議論というのはないのでしょうか。一口に増やすといったって、そんな簡単には増えないと、それは重々承知の上なのだけれども、ただ減るのを抑えていっても、いずれはやはりなくなってしまうという、これは減少率が大きい少ない関係なく。都市農地を残していくという観点からすると、これは本当に深刻だなと思っていて、何とかして増やせないかという、そういう議論というのはどこかでないのかなというのはすごく私たちも考えなければいけない話なのだけれど、その辺というのは、策定経過の中で何かあるのであれば、ちょっと教えていただければなと思うのですけれども。

【小池産業振興課長】 ありがとうございます。大変難しいところのお話だなというふうに認識しておりますところでございます。委員会のほうでもなかなか増やすというようなベクトルまではなかなか進めないというのが現状、議論の中でかなというふうに思いますが、ただ、今年、ある農家さんが御自身の

不確定原稿

ところの宅地の一部を農地に変える、農地創出をするといったような動きも実はあったり、それに対しては、東京都の補助、市の補助もしっかりと入ってといったようなところで、そういうふうな農家さんもいらっしゃいます。なので、そういったところはしっかりと我々としても御案内をしながら、なかなかこの武蔵野市で新たな土地を創出するというのは、すごくハードルが高いところではあると思うのですが、そういった御相談については、しっかりと補助なんかも案内しながら御案内していくといったようなところと、やはりこの減る原因としては相続でございます。これはもう繰り返しお伝えしているとおりでございますが、今の取組としては、国、財務省や農水省に対して、都市農地を守るための税制の在り方等についてしっかりと考えてくれというようなところを、武蔵野、三鷹、調布と、この都市部、区部に隣接する我々がゆえに感じているこの課題感を共有し、国に言つていこうといったようなところで、今意見書の作成・提出等々の準備をしているところでございますので、そういった動きもしつつやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

【落合委員】 分かりました。都市農業に対する考え方というのは、過去から大分変わってはきてるので、今までは、そんな都市に農地なんか必要なのかみたいな議論だったのが、やはり大事だよねという話で、社会環境というか認識が大分変わってきていると思うので、本当に減らさない努力は継続してやっていかなければいけないんですけど、いわゆる生み出す努力もどこかでやはりしていかなければ、本当にゼロになってしまふのだろうなと思っていますし、そうならない方策を、本当に長い期間かかるとは思うのですけれども、我々も含めてみんなでしっかりと考えながら取り組んでいくように、また検討していかなければなど、そんなふうに思っていますので、これは意見として申し上げておきます。

以上です。

【本多委員】 今のところで、私もウルトラCとしては、きっと市が持っていてそれを貸し出すとかということにしかならないのだろうなと、そのうちそういうことを考えなければいけないときが来るのかななどというふうには思っていたりします。やはりもうこれは減る減るとずっと言っていて、相続のときになったら絶対こうなるって言っているわけなので、もうそもそもそのそういった制度が変わらないのだったら、やはり相続のところにかからないやり方というのを考えていかなければいけないということになるのではないかなど。そうでないと、本当にゼロになってしまふということが目前に迫ってきてるので、あんまりうかうかはしていられないのかなというふうには思っています。

私はちょっと簡単にとは思うんですけど、後ろのほうにすごくたくさんアンケートのフリーな記述というのですか、がたくさん書いてあって、読み物として非常に面白いなというふうに感じたのです。意図して、ちょっと今多分ばらばらの状態で並べて、そのまま入れているということなのだと思うんですけど、計画のほうの記述では、こういう賛成意見が9割ですみたいな形で、ある種抽出してきているというようなことなのかなというふうには思っているんですけど、私ちょっとこの計画を見て、ほかの計画に比べたらポップさがないなと思ったのですが、分かりますか。読み物としては面白いのです。でも、私たちにとってはそうかもしれないけど、これで計画つくります、皆さんパブリックコメントを出してくださいといったときに、今ほかのもののパブコメがどんどんポップになってきていますよね。これだけですよ、今日見た中で、こんなに何もない、何の写真もイラストも何もない冊子、これだけなのですが、それについてはどうなのですか、これ。

不確定原稿

【田川市民部長】 ポップさがなくて大変申し訳ございません。産業振興計画は、どちらかというと、ポップさで多くの人にやはり共感を得られるような取組という形で、ちょっとエポックメーリング的につくったのだなというような自負が実はあります。それに対して、この農業のほうって正直地味なのですが、これは実はその前のものと比べていただくとよくなっているのです、実は。やはり取り扱う内容がかなり、法律に基づいているところであったりとか、硬いところが多いというのと、あとはやはりどうしても書かなければいけないところというのがあるものですから、そういう仕立てになっているというところはあります。そういう意味でいうと、市民の方々への訴求度というのは、ちょっと残念な、正直残念な感じになったのかなというふうには思っています。

ただ、中身をよく読んでいただくと、確かにおっしゃっていただいたように、いろいろなことが書いてあって、この御意見はやはり参考にしなければいけないなということが様々あります。特に今回ちょっと注目していただきたかったのが、農業者アンケートの中で、33ページのところに、あなたが農業に携わる中で日頃感じることをお聞きしますという項目の中で、6、先祖から受け継いだ農業・農地を守っていく責任を感じているというのが、今回76%あるのです。これは要するに農業者の皆様の本当の気持ちです。これは実は令和3年のときには69%だったのです。上がっているのです。ということは、それだけ自分たちが責任を持ってこの農地を守らなければいけないという方々の気持ちというのがもう前面に出ているというのが、これがまず1つお知らせしたかったところ。

それともう一つ、実はこれは農業者の方々の目線の中ですごく努力をされているというところで、41ページのところで、あなたが農業を行っていく上で困っていることは何ですか、農業を営む上で困っていること。その中で、近隣住民の理解が得られず苦情などがあるというのは3.4%となっているのです。これは実はその前の計画でいうと34%あったのです。というのは、農業者の方々がどれだけ努力をして、あるべきものという形の中に市民の方々の理解を得られるような努力をしたというのと、こういう数値に表れている。これをもうちょっとポップさを持って表現できればいいのですけれども、ちょっと残念なところということで、今後工夫したいというふうに思います。

以上です。

【本多委員】 ありがとうございます。やはり市民のほうと、農家さんに対することと、全然やはり違うということがこの計画の難しさでもある。ただ、そういったお互いに考えていることがここで知ることができるという面白さはあるのではないかというふうには思っているので、やはり農家さんがこういうふうな状態になっているなんて知らなかつたとか、そういうことはやはりアンケートのところにもかなり書いてありますし、何か実はそういうことだったのだと、何かちょっとやはりきっと事実がきちんと伝わっていないのだろうなというふうに思うような残念なコメントみたいなものもやはりあつたりとかするので、そういったところに対して、正しく状況を理解していただくこと、この価値をきちんと分かっていただくようにしていかなければいけないというところが、実はこのパブコメのところというのは、本当にそういうのが実はいい機会だと思うのです。

だから、今回概要版とかもすごいシンプルなもので、大体そうなのですが、やはりもう少しそういったところが伝わりやすく、何か地域の野菜のことなのだと、何か果物のことなのだと、ということがやはり分かったほうが、パンフレットとかは別にあるのは分かっているのですけど、このことによって問題

不確定原稿

があるのだよと、課題があるのだよということを、その市民理解がきっと市がどうこれからここに対して突っ込んでいくのかというところにかなり影響してくるのではないかというふうには思うので、もうちょっとポップさを、ポップさでというのもあれなのですけども、もうちょっと市民理解——これはだからパブコメといって農家さんのパブコメではないではないですか、取る先は。もう農家さんにアンケートを取っているから、これを見てもらうのは市民ですよね。だから、そっちの人たちにどういうことを理解してもらいたいか、そういう視点でちょっとこれからまたそういったものを作つていっていただきたいなというふうに思うので、ぜひよろしくお願ひいたします。

【与座委員長】 これにて武藏野市農業振興基本計画の策定についての行政報告を終わります。

以上で4行政報告を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の総務委員会を閉会いたします。

○午後 7時54分 閉会